

県等の平成27年度取組結果及び平成28年度の取組予定

平成27年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する
基本の方策1 県民一人ひとりの防犯意識を高める

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)次年度の取組		担当課 記載ページ
		H27年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等			H28年度実施計画	実施上の課題	
項目 内 容 1	(1) 広報・啓発の充実 犯罪のない安全安心まちづくりについて、県民や事業者の理解を深め、防犯意識を高めるため、テレビやラジオなどのメディア、県の広報紙、ホームページなど様々な広報媒体を活用して、防犯に関する広報・啓発を行います。また、条例や防犯上の指針などについて、リーフレットやホームページなどにより、県民や事業者に対して情報の提供を行っています。	1 県民の防犯意識を高める広報・啓発 ・県民向け広報紙「安全安心まちづくりニュース」発行(11万部×年4回) ・構成員向け会報「安全安心まちづくりだより」発行(250部×年4回) ・上記2紙の高知県ホームページ掲載 ・構成員に向けたEメールによる「安全安心まちづくり推進会議速報」の発信 ・「安全安心まちづくりリバネル展」の実施 2 高知県ホームページでの広報 3 ラジオ等を利用した広報 4 県有車にマグネットシート貼り付け(毎月5日、第3木曜日等) 5 県庁、警察本部、県教育委員会正面玄関への「通学路安全の日」タペストリーの掲示(毎月第3木曜日) 6 安全安心まちづくりポスターの募集及び作成、配付 7 安全安心まちづくり出前講座の実施 8 地域活動団体及び若年者等に対し、情報及び活動資材を提供し、参加団体の増加、活動の活発化を目指す	1 広報紙発行にあたり、より効果的な発行時期、媒体、内容等について見極める必要がある。 2 ポスターの募集は、広報紙、各種会合や講座などあらゆる機会を通じて応募を呼びかける。 3 現役世代の参画を促進するための広報を工夫する必要がある。	1 県民の防犯意識を高める広報・啓発 ・広報紙「安全安心まちづくりニュース」発行(年4回 各111,000部) ・構成員向け会報「安全安心まちづくりだより」発行(年4回 各250部) 2 構成員に犯罪情勢に応じて「高知県安全安心まちづくり推進会議速報」を発信(年6回) 3 RKCラジオでの広報(11回) 4 県有車に安全安心まちづくりを呼びかけるマグネットシートを貼付(毎月5日、第3木曜日等) 5 県庁などに「通学路安全の日」を呼びかけるタペストリーを掲示(毎月第3木曜日) 6 安全安心まちづくりポスターの募集 応募332作品、最優秀作品はポスターとして関係機関に配布(配布数 1,300枚) 7 上記ポスターを県庁舎に掲示(年2回) 8 安全安心まちづくり出前講座の実施(12回) 9 高知署員と劇団「お年寄り見守り隊」を結成、地域の集まりの場などで特殊詐欺の手口を寸劇で紹介(公演49回、観客約2,400人)また、高知ケーブルTVの協力を得て、寸劇の模様を一定期間放送(年2回) 10 イオンモール高知専門店街1階南コートで開催した「安全安心まちづくりひろば」において、安全安心まちづくりバネル展を行い、犯罪の発生状況や防犯対策、悪質商法の手口、防犯活動に取り組む団体などについて紹介 11 関係機関・団体の発行する機関紙に特殊詐欺被害防止や安全安心まちづくりについての記事を寄稿 12 高知県ホームページでの広報 広報活動を通して、地域で活動する各団体との連携を強めることができた。	1 「安全安心まちづくりニュース」は、地域で貢献する防犯ボランティア団体の紹介を行った結果、配布地域が増え、防犯意識のより一層の浸透を図ることができた。 ・構成員向け会報「安全安心まちづくりだより」 ・会報「安全安心まちづくりだより」は、積極的に関係団体・事業者の取組を記事にしたり、各団体への伝達手段として利用するなど浸透させていている。 上記広報紙は高知県ホームページでも公開し、また、犯罪情勢に応じて速報を発信したことにより、県民に安全安心まちづくりに向けた取組を広報することができた。 2 ポスターは過去最高となる332点の応募があり、広く児童生徒に安全安心まちづくり活動への関心を持たせることができた。 また、ポスターの応募作品を広報啓発に活用できた。	1 県民の防犯意識を高める広報・啓発 ・県民向け広報紙「安全安心まちづくりニュース」発行(11万部×年4回) ・構成員向け会報「安全安心まちづくりだより」 ・会報「安全安心まちづくりだより」発行(250部×年4回) ・構成員に向けたEメールによる「安全安心まちづくり推進会議速報」の発信 ・「安全安心まちづくりバネル展」の実施 2 高知県ホームページでの広報 3 ラジオ等を利用した広報 4 県有車にマグネットシート貼り付け(毎月5日、第3木曜日等) 5 県庁などへの「通学路安全の日」タペストリーの掲示(毎月第3木曜日) 6 安全安心まちづくりポスターの募集及び作成、配付 7 安全安心まちづくり出前講座の実施 8 安全安心まちづくりバネル展の実施 9 高知県ホームページでの広報 10 地域活動団体及び若年者等に対し、情報及び活動資材を提供し、参加団体の増加、活動の活発化を目指す	1 広報紙発行にあたり、より効果的な発行時期、媒体、内容等について見極める必要がある。 2 ポスターの募集は、広報紙、各種会合や講座などあらゆる機会を通じて応募を呼びかける。 3 現役世代の参画を促進するための広報を工夫する必要がある。	県民生活・男女共同参画課 34
項目 内 容 2	(1) 広報・啓発の充実 犯罪のない安全安心まちづくりについて、県民や事業者の理解を深め、防犯意識を高めるため、テレビやラジオなどのメディア、県の広報紙、ホームページなど様々な広報媒体を活用して、防犯に関する広報・啓発を行います。また、条例や防犯上の指針などについて、リーフレットやホームページなどにより、県民や事業者に対して情報の提供を行っています。	高知県安心安全まちづくり推進会議が行う安全安心まちづくりポスターの募集を実施(各小中高等学校へ)	効果的な啓発が行えるよう、関係団体との連絡を更に密にしていく必要がある。 募集期間:5月1日～11月7日	高知県安心安全まちづくり推進会議が行う安全安心まちづくりポスターの募集を実施(各小中高等学校へ)することにより、広く県民や事業者等の理解を深め、防犯意識を高めることができた。	高知県安心安全まちづくり推進会議が行う安全安心まちづくりポスターの募集を実施(各小中高等学校へ)し、犯罪のない安心安全なまちづくりへの啓発となった。	高知県安心安全まちづくり推進会議が行う安全安心まちづくりポスターの募集を実施する。(各小中高等学校へ)	効果的な啓発が行えるよう、関係団体との連絡を更に密にしていく必要がある。	学校安全管理対策課 34

平成27年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する
基本の方策1 県民一人ひとりの防犯意識を高める

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)次年度の取組		担当課 記載ページ
		H27年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等			実施後の分析、検証	H28年度実施計画	
3	項目 内容 (1) 広報・啓発の充実 犯罪のない安全安心まちづくりについて、県民や事業者の理解を深め、防犯意識を高めるため、テレビやラジオなどのメディア、県の広報紙、ホームページなど様々な広報媒体を活用して、防犯に関する広報・啓発を行います。また、条例や防犯上の指針などについて、リーフレットやホームページなどにより、県民や事業者に対して情報の提供を行っています。	1 地域安全ニュースの継続発行により、タイムリーな話題の提供に努める。 2 HPの内容の随時更新により、最新情報の提供に努める。	HPの閲覧者数の検証が困難	1 地域安全ニュースの発行 特殊詐欺に関しては、発生、新たな手口、発生の予兆等の速報及び協力団体への情報提供により、防犯意識の啓発を図り、前年に比べて発生を大幅に抑止することができた。 2 HPへの各種防犯情報掲載 特殊詐欺被害警戒注意報、事業者発生情報、注意喚起情報等を掲載するとともに、各種防犯活動への参加を呼びかける情報を掲載した。	1 地域安全ニュース 特殊詐欺を中心とした事案の発生、注意喚起等の情報を効果かつ精力的に広報することができた。 2 HPへの防犯情報掲載 HPへの掲載については、自発的に情報を求める者に対する広報活動としては効果があるが、そうでない者に対する効果が少なく、今後はHPでの広報活動をより効果のあるものとするため、HPで防犯情報を提供していることを広報することが重要となる。	1 県警HPの随時更新によるタイムリーな情報提供に努める。 2 防犯意識の啓発等に関連する活動状況等の情報をテレビ・ラジオ等あらゆるメディアへ発信する。	HPで提供する情報の充実を図り、閲覧者が興味を持てる内容にすること。	生活安全企画課 34
4	項目 内容 (2) 犯罪の発生状況や防犯対策に関する情報等の提供 ①広報紙等による情報の提供 県民や事業者の防犯意識を高めるため、交番や駐在所で発行する「ミニ広報紙」や「交番・駐在所速報」の内容を一層充実させ、犯罪の発生情報などをタイムリーに提供するとともに、テレビやラジオ等のメディア、市町村広報紙等を活用して幅広い情報の提供を行っています。	1 HP内容の随時更新による新規情報の掲載 2 県警作成にかかるリーフレット等の掲載	HPの閲覧数の確認、効果の検証が必要	1 ミニ広報紙・交番速報等の発行(H27年中) ミニ広報紙: 2,726紙、845,965部印刷 交番・駐在所速報: 737紙/19,610部印刷 2 HPの随時更新 水難、山岳事故関係の更新を行った。 3 ラジオ広報 年2回のラジオ広報を行った。 4 各署における市町村広報紙等への掲載依頼 各署において、市町村広報紙等への地域情報の掲載することで住民に対する広報を図った。 5 交番速報のタイムリーな発行による防犯情報の提供を行った。	1 各交番、駐在所等において作成するミニ広報紙等により、地域のタイムリーな防犯情報を提供することができた。 2 HPの内容については、随時更新により新しい情報の発信ができた。	交番速報等を活用したタイムリーな防犯情報等の提供	巡回連絡等による配布には限度があるため、町内掲示板や市町村発行の広報紙等新たな広報媒体への掲載依頼等の工夫が必要。	地域課 35
5	項目 内容 (2) 犯罪の発生状況や防犯対策に関する情報等の提供 ②「あんしんFメール」による不審者等の情報の提供 県民が地域の不審者情報や身近な犯罪情報をタイムリーに手に入れられるよう、県民に対して、携帯電話を活用した情報の提供(あんしんFメール)を行います。	1 あんしんFメールによる配信情報の拡充 不審者情報や特殊詐欺予兆電話等の各種防犯情報を配信 2 あらゆる世代に向けたあんしんFメールの登録促進	あんしんFメール利用者からの意見が不明であり、効果の検証が困難である。	1 あんしんFメール広報結果 登録者数H27年11,985人(H27.12月末) 発信件数H27年158件(H27.12月末) 2 各種広報媒体を利用した広報 HPによる登録方法の広報等を行ったほか、子ども女性安全対策班の活動内容についても広報を行い、県民の体感治安の向上に努めた。 3 不審者検挙状況等の配信 不審者検挙状況については、HPにも掲載を行い、県民の体感治安の向上に努めた。	1 登録者数が大幅に増加したものの、目標数の達成が困難な状況にあり、積極的な広報が必要である。 2 HPでは、子ども女性安全対策班の活動状況等も掲載を行い、体感治安の向上に努めることができたと思われる。 3 不審者検挙状況の配信 不審者検挙状況等については、HPにも掲載を行い、県民の体感治安の向上に役立てることができたと思われる。	1 あんしんFメールの登録を促進するための広報活動を充実させる。 2 不審者情報を早期に集約し、遅滞なく配信する。 3 不審者検挙状況の配信することで県民の体感治安を向上させること。	あんしんFメールは、利用者の登録がなければ配信することができないため、制度について広報し、利用者を拡充する必要があること。	生活安全企画課 35
6	項目 内容 (2) 犯罪の発生状況や防犯対策に関する情報等の提供 ③ホームページを活用した犯罪情報等の提供 県民が効果的に自分の安全を守ることができるよう、警察のホームページにより、県民に対して、県内の犯罪情報や不審者情報などを提供します。	1 交番速報等を活用したタイムリーな防犯情報等の提供	巡回連絡等による配布には限度があるため、町内掲示板や市町村発行の広報紙等新たな広報媒体への掲載依頼等の工夫が必要。	1 HP内容の随時更新による新規情報の掲載 HPにおける不審者情報、検挙情報等のタイムリーな掲載をした。 2 県警作成にかかるリーフレット等の掲載 県警作成にかかる防犯リーフレットの掲載をし、幅広い防犯情報を提供した。	不審者情報について、随時HPへの掲載ができた。	犯罪情報、不審者情報等の早期集約及びHPへの掲載を行う。	県民が必要とする犯罪情報、不審者情報を的確に提供すること。	生活安全企画課 35

平成27年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する
基本的方策1 県民一人ひとりの防犯意識を高める

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)次年度の取組		担当課 冊子記載ページ
		H27年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等			実施後の分析、検証	H28年度実施計画	
7	項目(2) 犯罪の発生状況や防犯対策に関する情報等の提供 ④効果的な防犯活動に関する取組事例等の提供 夜間の門灯の点灯やあいさつ運動など、効果的な防犯対策に関する取組事例や防犯効果のある機器などについての情報を県民や事業者に提供します。	1 県民の防犯意識を高める広報・啓発 ・広報紙「安全安心まちづくりニュース」発行(11万部×年4回) 2 構員に犯罪情勢に応じて「高知県安全安心まちづくり推進会議速報」を発信(年6回) 3 RKCラジオでの広報(11回) 4 高知署員と劇団「お年寄り見守り隊」を結成、地域の集まりの場などで特殊詐欺の手口を寸劇で紹介(公演49回、観客約2,400人)また、高知ケーブルTVの協力を得て、寸劇の模様を一定期間放送(年2回) 5 イオンモール高知専門店街1階南コートで開催した「安全安心まちづくりひろば」において、「安全安心まちづくりパネル展」を行い、犯罪の発生状況や防犯対策、悪質商法の手口、防犯活動に取り組む団体などについて紹介 6 安全安心まちづくり出前講座の実施(12回) 7 關係機関・団体の発行する機関紙に特殊詐欺被害防止や安全安心まちづくりについての記事を寄稿 8 高知県ホームページで取組を公開 広報活動を通して、地域で活動する各団体との連携を強めることができた。	●アドレット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	1 県民の防犯意識を高める広報・啓発 ・広報紙「安全安心まちづくりニュース」発行(年4回 各111,000部) ・構員向け会報「安全安心まちづくりだより」発行(年4回 各250部) 2 構員に犯罪情勢に応じて「高知県安全安心まちづくり推進会議速報」を発信(年6回) 3 RKCラジオでの広報(11回) 4 高知署員と劇団「お年寄り見守り隊」を結成、地域の集まりの場などで特殊詐欺の手口を寸劇で紹介(公演49回、観客約2,400人)また、高知ケーブルTVの協力を得て、寸劇の模様を一定期間放送(年2回) 5 イオンモール高知専門店街1階南コートで開催した「安全安心まちづくりひろば」において、「安全安心まちづくりパネル展」を行い、犯罪の発生状況や防犯対策、悪質商法の手口、防犯活動に取り組む団体などについて紹介 6 安全安心まちづくり出前講座の実施(12回) 7 關係機関・団体の発行する機関紙に特殊詐欺被害防止や安全安心まちづくりについての記事を寄稿 8 高知県ホームページで取組を公開 広報活動を通して、地域で活動する各団体との連携を強めることができた。	1 広報紙は、地域安全活動の好事例の紹介を行った結果、配布機会が増え、防犯意識のより一層の浸透を図ることができた。 ・会報では、犯罪発生統計の詳細を掲載するなど、より専門的な情報提供に努めた。	1 県民の防犯意識を高める広報・啓発 ・広報紙「安全安心まちづくりニュース」発行(11万部×年4回) ・安全安心まちづくり構員向けの会報を発行(250部×年4回) ・安全安心まちづくりパネル展の実施 ・上記2紙の高知県ホームページ掲載 ・構員に向けたEメールによる「安全安心まちづくり推進会議速報」の発信 ・「安全安心まちづくりパネル展」の実施 2 特殊詐欺被害は依然として発生しており、また、交通事故も含めて被害者の多くを高齢者が占めていることから、継続した広報が必要となる。 3 ラジオ等を利用した広報 4 安全安心まちづくり出前講座の実施	広報内容は、犯罪被害状況に応じ、同じ内容を繰り返すことになるが、飽きがこない工夫をこらす必要がある。	県民生活・男女共同参画課 35
8	項目(2) 犯罪の発生状況や防犯対策に関する情報等の提供 ④効果的な防犯活動に関する取組事例等の提供 夜間の門灯の点灯やあいさつ運動など、効果的な防犯対策に関する取組事例や防犯効果のある機器などについての情報を県民や事業者に提供します。	1 地域安全ニュースの継続発行により、タイムリーな話題の提供に努める。 2 HPの内容の随時更新により、最新情報の提供に努める。	HPの閲覧者数の検証が困難	1 地域安全ニュースの発行 特殊詐欺に関しては、発生、新たな手口、発生の予兆等の速報及び協力団体への情報提供により、防犯意識の啓発を図り、前年に比べて発生を大幅に抑止することができた。 2 HPへの各種防犯情報掲載 特殊詐欺被害警戒注意報、事案発生情報、注意喚起情報等を掲載するとともに、各種防犯活動への参加を呼びかける情報を掲載した。	1 地域安全ニュース 特殊詐欺を中心とした事案の発生、注意喚起等の情報を効果的かつ精力的に広報することができます。 2 HPへの防犯情報掲載 HPへの掲載については、自発的に情報を探求する者に対する広報活動としては効果があるが、そうでない者に対する効果が少なく、今後はHPでの広報活動をより効果のあるものとするため、HPで防犯情報を提供していることを広報することが重要となる。	1 地域安全ニュースの継続発行により、タイムリーな話題を提供する。 2 HPの内容の随時更新により、最新情報を提供する。	県内に限らず、他の都道府県における好事例を幅広く集めて紹介すること。 生活安全企画課 35	
9	項目(2) 犯罪の発生状況や防犯対策に関する情報等の提供 ⑤悪質商法等に関する情報の提供 公的機関を装って振り込みを求めるなどの架空請求、不必要な住宅のリフォームを執拗に迫られるなどの悪質商法に関し、県民が被害に遭わないよう、広報紙やホームページなどにより、県民に対して、情報の提供を行います。	1 生活情報紙「くらしネットkochi」への掲載(11万部×年4回) 2 高知県ホームページでの広報(トピックスや新着情報の欄への注意情報、「くらしネットkochi」の記事の掲載等) 3 ラジオ等を利用した広報 ラジオ「県からのお知らせ」(26回) 高知新聞「くらしの護身術」(38回) 県民に対し情報提供を行うことにより、悪質商法等に対する意識を高めることができた。	時期を逸しない情報提供、わかりやすい紙面にする等心がける。	1 生活情報紙「くらしネットkochi」への掲載(年間4回 各111,000部) 2 高知県ホームページでの広報(トピックスや新着情報の欄への注意情報、「くらしネットkochi」の記事の掲載等) 3 ラジオ等を利用した広報 ラジオ「県からのお知らせ」(26回) 高知新聞「くらしの護身術」(38回) 県民に対し情報提供を行うことにより、悪質商法等に対する意識を高めることができた。	県民の消費者被害の未然防止のための情報提供として有効な手段であるので、生活情報紙への掲載やホームページの更新など、引き続き情報提供に努める必要がある。	1 生活情報紙「くらしネットkochi」への掲載(111,000部×年4回) 2 高知県ホームページでの広報(トピックスや新着情報の欄への注意情報、「くらしネットkochi」の記事の掲載) 3 ラジオ等を利用した広報(ラジオ「県からのお知らせ」、高知新聞「くらしの護身術」)	時期を逸しない情報提供、わかりやすい紙面にする等心がける。 県民生活・男女共同参画課 35	

平成27年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

株式1

重点目標1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する
 基本の方策2 県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D) ●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	評価(C) 実施後の分析、検証	改善(A) 次年度の取組		担当課 冊子記載ページ	
		H27年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等			H28年度実施計画	実施上の課題等		
10	(1) 広報・啓発の充実 ①様々な広報媒体を活用した広報・啓発活動 犯罪のない安全安心まちづくりについて、県民や事業者、地域活動団体の理解を深め、地域の防犯意識を高めるため、テレビやラジオなどのメディア、県の広報紙、ホームページなど様々な広報媒体を活用して、防犯に関する広報・啓発を行います。	1 県民の防犯意識を高める広報・啓発・県民向け広報紙「安全安心まちづくりニュース」発行(11万部×年4回) 2 犯罪のない安全安心まちづくりについて、県民や事業者、地域活動団体の理解を深め、地域の防犯意識を高めるため、テレビやラジオなどのメディア、県の広報紙、ホームページなど様々な広報媒体を活用して、防犯に関する広報・啓発を行います。 3 構成員向け会報「安全安心まちづくりだより」発行(250部×年4回) 4 上記2紙の高知県ホームページ掲載 5 構成員に向けたEメールによる「安全安心まちづくり推進会議速報」の発信 6 「安全安心まちづくりパネル展」の実施 7 高知県ホームページでの広報 8 ラジオ等を利用した広報 9 県有車にマグネットシート貼り付け(毎月5日、第3木曜日等) 10 県庁舎などに「通学路安全の日」を呼びかけるタペストリーを掲示(毎月第3木曜日) 11 安全安心まちづくりポスターの募集及び作成、配付	1 安全安心まちづくりニュースや会報は、各団体の取組に参考となるテーマ、記事としていく必要がある。 2 全ての県民の防犯意識を高めるためには、関係機関と協働した取組が必要。	1 県民の防犯意識を高める広報・啓発・広報紙「安全安心まちづくりニュース」発行(年4回 各111,000部) 2 構成員向け会報「安全安心まちづくりだより」発行(年4回 各250部) 3 構成員に犯罪情勢に応じて「高知県安全安心まちづくり推進会議速報」を発信(年6回) 4 RKCラジオでの広報(11回) 5 県有車に安全安心まちづくりを呼びかけるマグネットシートを貼付(毎月5日、第3木曜日等) 6 県庁舎などに「通学路安全の日」を呼びかけるタペストリーを掲示(毎月第3木曜日) 7 上記ポスターを県庁舎に掲示(年2回) 8 安全安心まちづくり出前講座の実施(12回) 9 高知署員と劇団「お年寄り見守り隊」を結成、地域の集まりの場などで特殊詐欺の手口を寸劇で紹介(公演49回、観客約2,400人)また、高知ケーブルTVの協力を得て、寸劇の模様を一定期間放送(年2回) 10 イオンモール高知専門店街1階南コートで開催した「安全安心まちづくりひろば」において、安全安心まちづくりパネル展を行い、犯罪の発生状況や防犯対策、悪質商法の手口、防犯活動に取り組む団体などについて紹介 11 関係機関・団体の発行する機関紙に特殊詐欺被害防止や安全安心まちづくりについての記事を寄稿 12 高知県ホームページでの掲載 広報活動を通して、地域で活動する各団体との連携を強めることができた。	1 「安全安心まちづくりニュース」は、地域で貢献する防犯ボランティア団体の紹介を行った結果、配布地域が増え、今後の自主的な活動促進が見込める。 2 構成員向け会報「安全安心まちづくりだより」発行(250部×年4回) 3 構成員に向けたEメールによる「安全安心まちづくり推進会議速報」の発信 4 「安全安心まちづくりパネル展」の実施 5 高知県ホームページでの広報 6 ラジオ等を利用した広報 7 県有車にマグネットシート貼り付け(毎月5日、第3木曜日等) 8 県庁舎などへの「通学路安全の日」タペストリーの掲示(毎月第3木曜日) 9 安全安心まちづくりポスターの募集及び作成、配付 10 安全安心まちづくり出前講座の実施 11 高知ケーブルTVでの放送 12 高知県ホームページでの掲載	1 県民の防犯意識を高める広報・啓発 2 全ての県民の防犯意識を高めるためには、関係機関と協働した取組が必要。	県民生活・男女共同参画課	36	
11	項目内容 (1) 広報・啓発の充実 ①様々な広報媒体を活用した広報・啓発活動 犯罪のない安全安心まちづくりについて、県民や事業者、地域活動団体の理解を深め、地域の防犯意識を高めるため、テレビやラジオなどのメディア、県の広報紙、ホームページなど様々な広報媒体を活用して、防犯に関する広報・啓発を行います。	高知県安心安全まちづくり推進会議が行う安全安心まちづくりポスターの募集を実施(各小中高等学校へ)	効果的な啓発が行えるよう、関係団体との連絡を更に密にしていく必要がある。	高知県安心安全まちづくり推進会議が行う安全安心まちづくりポスターの募集を実施(各小中高等学校へ)することにより、広く県民や事業者等の理解を深め、防犯意識を高めることができた。 募集期間:5月1日～11月7日	高知県安心安全まちづくり推進会議が行う安全安心まちづくりポスターの募集を実施(各小中高等学校へ)し、犯罪のない安心安全なまちづくりへの啓発となった。	高知県安心安全まちづくり推進会議が行う安全安心まちづくりポスターの募集を実施(各小中高等学校へ)	効果的な啓発が行えるよう、関係団体との連絡を更に密にしていく必要がある。	学校安全管理対策課	36
12	項目内容 (1) 広報・啓発の充実 ①様々な広報媒体を活用した広報・啓発活動 犯罪のない安全安心まちづくりについて、県民や事業者、地域活動団体の理解を深め、地域の防犯意識を高めるため、テレビやラジオなどのメディア、県の広報紙、ホームページなど様々な広報媒体を活用して、防犯に関する広報・啓発を行います。	1 県警HPの随時更新によるタイムリーな情報提供に努める。 2 テレビ・ラジオ等あらゆるメディアを活用した効果的な情報提供に努める。	HPの閲覧者数の検証が困難	1 地域安全ニュースの発行 2 HPへの防犯情報掲載 3 テレビ・ラジオ等メディアの活用 4 報道機関への特殊詐欺等の被害発生、予兆事案等の情報提供 5 報道機関への防犯活動の情報提供	報道機関への特殊詐欺等の予兆事案の情報提供、防犯活動の情報提供による報道がなされ、防犯に関する広報効果が得られた。	1 県警HPの随時更新によるタイムリーな情報提供に努める。 2 防犯意識の啓発等に関連する活動状況等の情報をテレビ・ラジオ等あらゆるメディアへ発信する。	HPで提供する情報の充実を図り、閲覧者が興味を持てる内容にすること。	生活安全企画課	36

平成27年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

株式会社

重点目標1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する
基本の方策2 県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D) ●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	評価(C) 実施後の分析、検証	改善(A) 次年度の取組		担当課 冊子記載ページ
		H27年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等			H28年度実施計画	実施上の課題等	
13	(1) 広報・啓発の充実 ②安全安心まちづくりキャンペーンの実施 毎年10月11日から20日まで行われる全国地域安全運動期間中に、県民、事業者、地域活動団体、関係機関と連携して、街頭キャンペーンなどを行います。	1 全国地域安全運動期間への協力 2 県有車にマグネットシート貼付、県庁周辺でののぼり旗の掲示(全国地域安全運動期間の10月11日から20日) 3 広報紙「安全安心まちづくりニュース」等での広報 4 ラジオ等を利用した広報 5 高知県ホームページ等での広報 6 「安全安心まちづくりひろば」の開催	この時期に各地域で開催される防犯キャンペーントを把握するため、日ごろから関係機関、団体との連携を図る必要がある。	1 全国地域安全運動期間中、県防犯協会・県警察本部と協力して「高知県民のつどい」を開催(10月14日) 2 県有車にマグネットシート貼付、県庁周辺でののぼり旗掲示(全国地域安全運動期間の10月11日から20日) 3 会報「安全安心まちづくりだより」での広報 4 RKCラジオでの広報 5 高知県ホームページでの広報 6 イオンモール高知専門店街1階南コートで「安全安心まちづくりひろば」を開催(10月18日) 防犯協会をはじめ、関係機関との連携に努めることにより、情報共有を図ることができた。	1 「県民のつどい」を開催することで、地域安全の意識啓発を行うことができた。 2 時間に、防犯を呼びかける主催行事を行ったほか、他機関の行事に参加、取材をすることによって、新たな関係団体とのつながりができた。	1 全国地域安全運動期間の取組への協力 2 県有車にマグネットシート貼付、県庁周辺でののぼり旗の掲示(全国地域安全運動期間の10月11日から20日) 3 広報紙「安全安心まちづくりニュース」等での広報 4 ラジオ等を利用した広報 5 高知県ホームページでの広報 6 「安全安心まちづくりひろば」の開催	この時期に各地域で開催される防犯キャンペーンを把握するため、日ごろから関係機関、団体との連携を図る必要がある。	県民生活・男女共同参画課 36
14	(1) 広報・啓発の充実 ②安全安心まちづくりキャンペーンの実施 毎年10月11日から20日まで行われる全国地域安全運動期間中に、県民、事業者、地域活動団体、関係機関と連携して、街頭キャンペーンなどを行います。	1 全国地域安全運動開催中の取組への協力 2 安全安心まちづくりひろば開催への参画	キャンペーン等について、関係団体との連絡を更に密にし、より一層効果的な広報・啓発を行っていく必要がある。	1 全国地域安全運動開催中の取組への協力 2 高知県民のつどい開催への協力 3 「安全安心まちづくりひろば」開催への参画 県民、事業者、地域活動団体、関係機関との連携した取組により、広報・啓発活動の充実が図られた。 開催日:10月18日(日)イオンモール高知	県民、事業者、地域活動団体、関係機関との連携した取組により、参加者も増え、充実した広報・啓発活動となつた。	1 全国地域安全運動開催中の取組への協力 2 高知県民のつどい開催への協力 3 「安全安心まちづくりひろば」開催への参画	キャンペーン等について、関係団体との連絡を更に密にし、より一層効果的な広報・啓発を行っていく必要がある。	学校安全対策課 36
15	(1) 広報・啓発の充実 ②安全安心まちづくりキャンペーンの実施 毎年10月11日から20日まで行われる全国地域安全運動期間中に、県民、事業者、地域活動団体、関係機関と連携して、街頭キャンペーンなどを行います。	1 期間中の積極的な活動 2 関係機関との連携による活動	全国交通安全運動に比べて歴史が浅く、県民に周知されているとは言い難いため、県を上げての広報や、期間中の積極的な活動を行う必要がある。	1 全国地域安全運動期間中には、各署において様々な活動を実施し、広報啓発等を行った。 2 関係機関との連携による広報啓発等を行った。	1 期間中は、警察署単位で関係機関と連携し、積極的な活動を実施できた。 2 関係機関の積極的な協力により、充実した広報啓発活動を行うことができた。	1 積極的な活動の展開 2 関係機関との連携による活動	事業者の参加を促す施策を実施すること。	生活企画課 36
16	(1) 広報・啓発の充実 ③地域活動の機会を捉えたキャンペーンの実施 交通安全運動など各種の活動の機会を捉えて、県民、事業者、地域活動団体に対して、地域で行われる防犯活動への参加を働きかけます。	1 全国地域安全運動期間中の取組への協力 2 交通安全運動などの期間中に、交通安全とあわせて安全安心まちづくりに関する啓発を実施 3 「安全安心まちづくりひろば」の開催 4 地域安全協(議)会総会(16ヶ所)に参加 4~7月 5 ラジオ等を利用した広報	各地域で開催される防犯キャンペーンを把握するため、日ごろから関係機関、団体との連携を図る必要がある。	1 全国地域安全運動期間中、高知県防犯協会・県警察本部と共に「高知県民のつどい」を開催(10月14日) 2 各地区的地域安全協(議)会の総会に参加し、県の取組を説明したほか、関係団体に防犯イベントへの参加を呼びかけ 3 自転車盗難防止活動への協力 ・関係機関に対しワイヤーロックを配付 4 自転車マーナップ啓発パレードで関係機関に自転車盗難防止活動についても協力を依頼 5 ポランティア団体の街頭啓発キャンペーンへの協力、啓発グッズの提供 6 全国地域安全運動についてラジオで広報し、各地区で行われるイベントへの参加を呼びかけ 7 関係機関と協力して、イオンモール高知専門店街1階南コートで「安全安心まちづくりひろば」を開催(10月18日) 各キャンペーンへの参加や啓発グッズ等の提供を通じ、関係団体との連携を強化でき、活動の活性化につながった。	1 各地区的地域安全キャンペーンへの参加呼びかけを通じ、関係団体との連携を強化でき、活動の活性化につながった。 2 今後も関係期間、団体との連携強化を図る必要がある。	1 全国地域安全運動期間中の取組への協力 2 交通安全運動などの期間中に、交通安全とあわせて安全安心まちづくりに関する啓発を実施 3 「安全安心まちづくりひろば」の開催 4 地域安全協(議)会総会(14ヶ所)に参加 5 ラジオ等を利用した広報	各地域で開催される防犯キャンペーンを把握するため、日ごろから関係機関、団体との連携を図る必要がある。	県民生活・男女共同参画課 36

平成27年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

株式1

重点目標1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する
基本の方策2 県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D) ●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	評価(C) 実施後の分析、検証	改善(A) 次年度の取組		担当課 冊子記載ページ
		H27年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等			H28年度実施計画	実施上の課題等	
17	(1) 広報・啓発の充実 ③地域活動の機会を捉えたキャンペーンの実施 交通安全運動など各種の活動の機会を捉えて、県民、事業者、地域活動団体に対して、地域で行われる防犯活動への参加を働きかけます。	1 全国地域安全運動開催中の取組への協力 高知県民のつどい開催への協力 2「安全安心まちづくりひろば」開催への参画	キャンペーン等について、関係団体との連絡を更に密にし、より一層効果的な広報・啓発を行っていく必要がある。	1 全国地域安全運動開催中の取組への協力 2 高知県民のつどい開催への協力 3 「安全安心まちづくりひろば」開催への参画 県民、事業者、地域活動団体、関係機関との連携した取組により、広報・啓発活動の充実が図られた。 開催日：10月18日(日)イオンモール高知	県民、事業者、地域活動団体、関係機関との連携した取組により、参画者も増え、充実した広報・啓発活動となった。	1 全国地域安全運動開催中の取組への協力 2 高知県民のつどい開催への協力 3 「安全安心まちづくりひろば」開催への参画	キャンペーン等について、関係団体との連絡を更に密にし、より一層効果的な広報・啓発を行っていく必要がある。	学校安全対策課 36
18	(1) 広報・啓発の充実 ③地域活動の機会を捉えたキャンペーンの実施 交通安全運動など各種の活動の機会を捉えて、県民、事業者、地域活動団体に対して、地域で行われる防犯活動への参加を働きかけます。	各種機械を捉えた防犯活動への参加呼びかけ	将来的には、各防犯活動団体等がより自主的自然的な活動を行うことができるよう支援する必要がある。	1 各署と各防犯活動団体との連携により積極的な活動が行われている。 2 様々な犯罪に対する被害防止啓発のため、県民の心をつかむリーフレットを作成し、あらゆる機会を捉えた広報活動を実施した。	1 各署と各防犯活動団体との連携により、積極的な活動が行われていることから、今後もこの体制を維持する。 2 各署が発行する広報紙はもとより、各署の地域安全アドバイザーから積極的に情報が提供されていることから、継続的な情報提供を行う。	各種機会を捉えた防犯活動への参加呼びかけ	地域活動に積極的に参加し、防犯活動に対する理解を深めること。	生活安全企画課 36
19	(2) 情報共有の促進 ①地域における情報交換 県民、事業者、地域活動団体による自主的な防犯活動を促進するうえで、必要な地域における情報を共有するため、市町村と連携して警察署単位で警察、事業者、地域活動団体などがそれぞれ有する情報を交換する会を開催します。	各種機械を捉えた防犯活動への参加呼びかけ	積極的な意見交換を実施する機会づくり	地域安全協議会等の自治体、地域活動団体等の関与する会議において情報共有を図った。	情報交換を目的として新たに会を設立することが困難であり、既存の各種会合において情報を共有することで対応する必要がある。	各種会議における県民、事業者、地域団体との情報交換会の実施	会議の場以外でも情報交換できる関係づくりを深めること。	生活安全企画課 36
20	(2) 情報共有の促進 ②防犯活動団体の活動内容等の公表 防犯活動団体の活動を活性化させるとともに、その活動内容などの情報を県民や地域活動団体が共有し、参考にできるよう、防犯活動団体からの情報の提供を受けて、県のホームページなどで公表します。	1 高知県ホームページでの情報提供 2 広報紙「安全安心まちづくりニュース」での広報 3 安全安心まちづくり会報での情報提供 4 ラジオでの広報	日頃から関係団体と情報交換をしながら、各団体における活動状況を把握している必要がある。	1 高知県ホームページにおいて、防犯活動団体の活動内容等を公表(55団体) 2 広報紙「安全安心まちづくりニュース」で地域活動団体の活動を紹介。(年4回、各44,000部発行) 3 会報「安全安心まちづくりだより」で、事業者を含めた活動を紹介 4 ラジオによる防犯活動団体の活動内容の紹介 5 平成27年度高知県安全安心まちづくり推進会議総会で安全安心まちづくりパネル展を実施、防犯活動団体の活動内容を紹介 6 イオンモール高知専門店街1階南コートで開催した「安全安心まちづくりひろば」において、安全安心まちづくりパネル展を行い、防犯活動に取り組む団体などについて紹介 広報紙で地域活動団体の紹介や情報提供を行い、各団体との連携を強めることができた。	1 広報紙、会報で地域活動団体などの活動紹介をしたことにより、配布先の拡大につながった。 2 広報紙「安全安心まちづくりニュース」での広報 3 安全安心まちづくり会報での情報提供 4 ラジオでの広報	1 高知県ホームページでの情報提供 2 広報紙「安全安心まちづくりニュース」での広報 3 安全安心まちづくり会報での情報提供 4 ラジオでの広報	日頃から関係団体と情報交換をしながら、各団体における活動状況を把握している必要がある。	県民生活・男女共同参画課 36

平成27年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

株式会社

重点目標1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する
基本の方策2 県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D) ●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)を通じて生じるプラスの変化	評価(C) 実施後の分析、検証	改善(A) 次年度の取組		担当課 冊子記載ページ
		H27年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等			H28年度実施計画	実施上の課題等	
21	(2) 情報共有の促進 ②防犯活動団体の活動内容等の公表 防犯活動団体の活動を活性化させるとともに、その活動内容などの情報を県民や地域活動団体が共有し、参考にすることができるよう、防犯活動団体からの情報の提供を受けて、県のホームページなどで公表します。	各種会議における、県民、事業者、地域団体との情報交換会の実施	県のHPとのリンクも検討する。	防犯活動団体の活動内容の紹介	県警HPにおいては、子ども110番の家、くるま等の警察が委嘱等した団体の紹介にとどまり、自主防犯団体の活動紹介まで至らなかつた。	自主防犯団体等の活動内容を集約し、公表する。	自主防犯団体との情報共有を図り、幅広い防犯活動団体の活動を公表すること。	生活安全企画課 36

平成27年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

株式会社

重点目標1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する
基本の方策2 県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D) ●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	評価(C) 実施後の分析、検証	改善(A) 次年度の取組		担当課 生活安 全企画 課	計画 冊記載 ページ 37
		H27年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等			H28年度実施計画	実施上の課題等		
22	(3)防犯活動団体に対する支援 ①防犯活動団体の設立の支援 防犯活動団体の設立を促進するため、設立時に出前講座や講師の派遣、資料提供などを行うことにより、防犯活動のノウハウや犯罪に関する情報などを提供するとともに、ベスト、帽子、腕章など活動に必要な物品を提供します。	自主防犯活動団体の設立における情報提供、物品提供等の支援	予算の確保	青色回転灯を装着して行う自主防犯パトロール団体の設立に伴い、講習の実施及び青色回転灯等の活動物品の提供などを行った。	新たに防犯活動を行おうとする団体等の設立を促す施策を講じる必要がある。	防犯活動団体の設立時における情報提供、物品提供等の支援	防犯活動への参加を促すため、県民の防犯活動への参加意識や興味を促進する取組を行うこと。		
23	(3)防犯活動団体に対する支援 ②防犯活動団体の活動への支援 防犯活動団体の活動を促進するため、防犯活動団体に対して、青色回転灯、ベスト、帽子、腕章など活動に必要な物品を提供します。	自主防犯活動団体の設立における情報提供、物品提供等の支援	予算の確保	既存の青色回転灯を装着して行う自主防犯パトロール団体に対し、青色回転灯等の提供を行ったほか、自主防犯団体に対する腕章、ベスト等の提供を行った。	自主防犯団体の中には、ベスト、帽子等の物品を持たずに活動しているものもあり、活動者の志気高揚等のための支援を行う必要がある。	防犯活動団体の活動促進、団体員の士気高揚につながる物品の提供を図る。	限られた予算の中で効果的な提供を行うこと。		
24	(4)防犯活動を担うリーダーの育成 地域における防犯活動を活性化させるため、研修会等の開催などにより、活動の核となって積極的に活躍するボランティアのリーダーを育成します。	1 「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」の継続と効果的な活用 スクールガード・リーダーによる巡回指導等の継続 2 「学校安全教室推進講習会」における情報提供 3 全ての小学校区で組織されたスクールガード(学校安全ボランティア)の組織の充実と強化を図る。	地域の活動にスクールガード・リーダーが効果的に関わりを持つよう、市町村に働きかけていくとともに、全ての小学校区で組織されたスクールガード(学校安全ボランティア)組織の充実と強化について、継続して働きかけていく必要がある。	1 スクールガード・リーダーによる巡回指導等の実施及びスクールガード養成講習会の開催 ・スクールガード・リーダーを21市町村で委嘱。39人が164校で活動を実施 ・スクールガード・リーダー連絡協議会を開催(5月11日) 2 「学校安全教室推進講習会」における情報提供(8月5日)	スクールガード・リーダーによる巡回指導等の実施により、学校の安全を地域ぐるみで守る組織が活性化された。 スクールガード養成講習会の開催により、県内外の学校安全の取組を広めると同時に、各々の地域で活動するうえでの参考となった。	1 「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」の継続と効果的な活用 スクールガード・リーダーによる巡回指導等の継続 2 「学校安全教室推進講習会」における情報提供 3 全ての小学校区で組織されたスクールガード(学校安全ボランティア)組織の充実と強化について、継続して働きかけていく必要がある。	地域の活動にスクールガード・リーダーが効果的に関わりを持つよう、市町村に働きかけていくとともに、全ての小学校区で組織されたスクールガード(学校安全ボランティア)組織の充実と強化について、継続して働きかけていく必要がある。	学校安 全対策 課	37
25	(4)防犯活動を担うリーダーの育成 地域における防犯活動を活性化させるため、研修会等の開催などにより、活動の核となって積極的に活躍するボランティアのリーダーを育成します。	タウンボリス連絡協議会の開催	各防犯活動団体の構成員の高齢化等による後継者獲得	タウンボリス連絡協議会等の自主防犯活動団体に対する活性化を図るために、協議会を開催した。	協議会等の開催数が少なく、積極的に情報提供をするなど活動を後押しする必要がある。	各種防犯活動団体に対する活動支援、講習会の実施を行い、防犯活動の活性化を図りながらボランティアのリーダーを育成する。	構成員の高齢化等による後継者不足があること。		
26	(5)青色回転灯装備車両運行団体の拡充 地域における防犯パトロールを促進するため、全市町村において青色回転灯装備車両が運行されるよう、防犯活動団体などに対して働きかけます。	1 青色回転灯装備車両運行団体設立への働きかけ 2 青色回転灯等の提供による支援	パトロール実施者に対するきめ細やかな情報提供及び講習実施。	須崎市において1団体の新設があった。	青色回転灯装備車両の運行区域は全市町村にわたっており、今後は拡充に限らず活動の活性化を促進するなどの施策を推進する必要がある。	青色回転灯装備車両運行団体の設立及び同団体への参加を呼びかけるとともに、団体の活動上の参考となる情報の提供を行う。	参加者への無理のない継続した活動を促進すること。	生活安 全企画 課	37
27	(6)事業者による活動の促進 防犯上特に配慮を要する高齢者や障害者、女性、子どもを犯罪の被害から守るため、事業者に対して安全シェルター活動に取り組むよう、働きかけます。	1 事業者による防犯CSR活動の積極的な推進	1 情報提供手段の構築 2 防犯CSR活動事例の紹介	1 事業者に対して、防犯CSR活動の推進を行い、企業と一緒に特殊詐欺被害防止活動を実施した。 2 金融機関等に対する特殊詐欺等情報提供を行った。	防犯CSR活動の趣旨を企業に理解してもらい、無理のない継続した活動に取り組んでもらう必要がある。	企業による社会貢献活動として防犯CSR活動への参加を呼びかける。	防犯CSR活動への参加が企業に責務を負わせるものと誤解されているところがあり、活動の趣旨を広める必要があること。	生活安 全企画 課	37

平成27年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する
基本の方策2 県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D) <ul style="list-style-type: none">●アクトブート(結果) インプット(意入)により、具体的に現れた形●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	評価(C) <ul style="list-style-type: none">実施後の分析、検証	改善(A) 次年度の取組		担当課 高齢者 福祉課	計画冊子 記載ページ 38	
		H27年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等			H28年度実施計画	実施上の課題等			
項目 内 容 28	(7)高齢者による活動の促進 ①老人クラブへの加入促進 元気で意欲のある地域の高齢者が、老人クラブの活動の一環として行われる高齢者相互の友愛訪問活動や子どもの見守り活動に積極的に参加できるよう、老人クラブへの加入を促進します。	・地域老人クラブ、市町村老人クラブ連合会、県老人クラブ連合会の活動への支援 ・認知症対策への取組の強化 ・地域支え合いの推進 ・文化・芸能・スポーツ活動を通じた老人クラブのさらなる活性化 →元気ハツラツ交流会 →ろうれんピック →若手自主企画事業	・さらなる人材育成のため、関係機関と連携した取組が必要 ・大会などへの参加者増のために、一層の働きかけが必要	・ブロック別リーダー養成研修の実施 (6ブロック 参加者数:377名) ・会員増クラブに対する活動支援 (7市町村 24クラブ) ・認知症予防スリーハーゲームリーダー養成講座 (参加者数:62名) ・認知症になつても生涯支え合う老人クラブづくり (7市町 参加者数:992名) ・高齢者相互支援事業(いの町) ・地域支え合い事業(田野町・香美市) ・元気ハツラツ交流会の開催 (参加者数:497名) ・ろうれんピックの開催 (参加者数:995名) ・若手高齢者等スポーツ交流大会の開催 (参加者数:803名) 前年度と比較して、各イベントの参加者は増加傾向にあり、活動に対する関心の高まり、活動の活発化が確認された。	・住民主体の取組が着実に拡がっている一方で、高齢化の進展や認知症の増加などにより会員減が見られる。今後も更なる拡大と取組の定着をはかるためには、引き続き会員増への取組や、若手高齢者の組織化、リーダーの養成が必要である。	・老人クラブ活動の促進 ①会員増クラブに対する活動支援 ②クラブのPR、機関紙の発行 ③優秀な取組の紹介 ・認知症対策への取組の強化 (モデル市町村老連での事業実施・成果発表) ・介護予防・健康づくりの実践 (ろうれんピックの開催等) ・地域支え合いの推進 ①高齢者相互支援事業 ②地域支えあい事業 →各2市町村老連を予定 ・若手高齢者の組織化・活動支援 ①若手会員加入・活動促進モデル事業 ②若手高齢者広域スポーツ大会 ③元気ハツラツ交流会 ④リーダー育成研修会の開催等	・更なる人材育成のため、関係機関と連携した取組が必要 ・大会等の参加者増のために、広報活動など働きかけの一層の強化が必要。			
項目 内 容 29	(7)高齢者による活動の促進 ②老人クラブ等に対する学習・研修機会の充実 老人クラブなどの行う高齢者相互の友愛訪問活動や子どもの見守り活動が一層拡大するよう、老人クラブなどに対して、ボランティア活動に関する学習・研修の機会を充実させます。	高齢者教室等による情報提供	少子高齢化が進む当県においては、高齢者による防犯ボランティア活動も必要であるが、現状ではハードルが高いと思われる。 今後は、高齢者相互間の見守り活動、声かけ活動等から始めることを検討する必要があると思われる。	1 高齢者教室等において防犯に関する情報提供を行った。 2 高齢者教室等による事象に応じた教養、情報提供を行った。	老人クラブ等における個々の参加者に対する防犯上の注意喚起や情報提供が主体となりがちなため、老人クラブによる高齢者相互の友愛訪問活動等の拡大に資する活動を充実させる必要がある。	各種老人クラブ等に対する防犯ボランティアに関する学習・研修機会の提供を行う。	防犯ボランティアの活動方法だけでなく、無理のない継続した防犯ボランティア活動について提案する必要があること。		生活安 全企画 課	38
項目 内 容 30	(8)幅広い世代の防犯活動への参画の促進 高校生や大学生による防犯活動団体に対して、活動に役立つ情報を提供するとともに、地域の防犯活動団体との連携による活動を進めることで、それぞれの団体の活動のさらなる活性化を図ります。 また、地域の事業者や学校・団体などの若者や現役世代に対して、防犯活動団体が行う啓発活動等への参加を呼びかけることにより、幅広い世代による防犯活動への参画を促進します。	1 若い世代の防犯ボランティア団体の結成を働きかけるほか、既存団体の活動を支援する。 2 広報紙「安全安心まちづくりニュース」、会報「安全安心まちづくりだより」、高知県ホームページ等で活動を紹介し、さらなる活性化を図る。	若い世代の防犯活動の周知・活性化を図るために、関係機関との連携を図る。	1 広報紙「安全安心まちづくりニュース」や会報「安全安心まちづくりだより」において、大学生や高校生による防犯ボランティア活動を積極的に記事として掲載し、広報した。 2 イオンモール高知専門店街1階南北コートで開催した「安全安心まちづくりひろば」において、「高知県青年団協議会」「APA守るんジャー」など若い世代のボランティア団体にも協力してもらい、団体の活動活性化を図った。 また、同イベントで「安全安心まちづくりバナーフェス」を行い、若い世代の防犯活動を紹介し、周知に努めた。 3 広報紙に、高校生防犯ボランティア団体の活動などを積極的に掲載した。	1 若い世代のボランティア組織は、ごく限られた地域の活動が中心であり、地域のニーズを考慮しながら団体の設立、活動の支援をする必要がある。 2 広報紙「安全安心まちづくりニュース」、会報「安全安心まちづくりだより」、高知県ホームページ等で活動を紹介し、さらなる活性化を図る。	若い世代の防犯活動の周知・活性化を図るため、関係機関との連携を図る。			県民生 活・男 女共同 参画課	38

平成27年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

様式1

重点目標1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する
基本の方策2 県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D) ●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	評価(C) 実施後の分析、検証	改善(A) 次年度の取組		担当課 記載ページ
		H27年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等			H28年度実施計画	実施上の課題等	
31	<p>項目 (8)幅広い世代の防犯活動への参画の促進</p> <p>内容 高校生や大学生による防犯活動団体に対して、活動に役立つ情報を提供するとともに、地域の防犯活動団体との連携による活動を進めることで、それぞれの団体の活動のさらなる活性化を図ります。 また、地域の事業者や学校、団体などの若者や現役世代に対して、防犯活動団体が行う啓発活動等への参加を呼びかけることにより、幅広い世代による防犯活動への参画を促進します。</p>	<p>1 協働した活動の実施 2 防犯活動団体設立への働きかけ</p>	<p>1 卒業等による構成員の入れ替わりによる活動の停止、団体の消滅 2 顧問、担当教授等の異動による活動の停止、団体の消滅</p>	<p>1 防犯活動要領等の指導を行った。 2 防犯活動の共同実施を呼びかけた。 3 情報提供等を実施した。</p>	<p>学生ボランティアについては、卒業等により構成員の入れ替わりがあることから、顧問、担当教授等との連携を図り、継続した活動を要請する必要がある。</p>	<p>1 新規取組団体の開拓 2 既存団体に対する実施要領の指導 3 団体ごとの特性に配慮した情報提供</p>	<p>防犯活動への参加を促進するため若い世代に訴求力のある広報活動を実施する必要があること。また、学生ボランティアでは、学校の卒業に伴い構成員が入れ替わるため、学校関係者と共同して取り組む必要があること。</p>	<p>生活安全企画課 38</p>

平成27年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標2 県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める
基本の方策1 県民運動として取り組むための仕組みをつくる

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D) ●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ①ウカム(成果) ②ウカブ(結果) ③ウカブ(結果)等を通じて生じるプロセスの変化	評価(C) 実施後の分析、検証	改善(A) 次年度の取組		担当課 冊子記載ページ
		H27年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等			H28年度実施計画	実施上の課題等	
32	項目 (1) 広報・啓発の充実 犯罪のない安全安心まちづくりを進める内 容を高め、県民運動として取り組むため、 犯罪のない安全安心まちづくりのシンボルマークや標語を公募のうえ定め、その普及に取り組みます。	1 各団体の防犯活動時に、シンボルマーク等などを用いた物品の提供を行い、地域内 気運を高め、県民運動として取り組むため、犯罪のない安全安心まちづくりのシンボルマークや標語を公募のうえ定め、その普及に取り組みます。	高知県における安全安心まちづくりを象徴するシンボルマークを県民に浸透させるため、あらゆる機会を通じて周知に努める。	1 広報紙「安全安心まちづくりニュース」、会報「安全安心まちづくりだより」にシンボルマークを掲載 2 高知県ホームページでの広報 3 防犯ボランティア団体に、シンボルマーク入りの防犯ベストを提供(2団体) 4 シンボルマーク、標語入りのバナーを主催イベント等で配布 5 シンボルマーク入りの「通学路安全の日」を広報するタペストリーを作成し、県庁玄関等で掲示 6 安全安心まちづくりポスターにシンボルマークを掲載、配布	1 シンボルマーク=安全安心まちづくりのイメージとなるよう今後も積極的に使用して普及に努める必要がある。 2 高知県ホームページや広報紙などで、積極的にシンボルマーク等を用いる。	1 各団体の防犯活動時にシンボルマークなどを用いた物品の提供を行ない、地域安全を啓発していく。 2 高知県ホームページや広報紙などで、積極的にシンボルマーク等を用いる。	高知県における安全安心まちづくりを象徴するシンボルマークを県民に浸透させるため、あらゆる機会を通じて周知に努める。	県民生活・男女共同参画課 39
33	項目 (1) 広報・啓発の充実 犯罪のない安全安心まちづくりを進める内 容を高め、県民運動として取り組むため、 犯罪のない安全安心まちづくりのシンボルマークや標語を公募のうえ定め、その普及に取り組みます。	県警HPにおけるシンボルマーク等の掲載	シンボルマークについては、現状普及に至っていないと思われるため、今後、既に知名度の高い高知家のロゴとのコラボレーション等を検討する余地がある。	各種防犯活動等を通じ普及に取り組んだ。	個々の防犯活動に対する支援等を優先し、シンボルマークや標語の普及が低調であった。	各種防犯活動等を通じ、シンボルマークや標語等の普及に努める。	HPや広報紙等でシンボルマーク、標語等の普及に取り組むこと。	生活安全企画課 39
34	項目 (2) 全県的な推進体制の強化 県民が一体となって犯罪のない安全安心まちづくりに取り組めるよう、県民、事業者、地域活動団体及び行政で構成する「高知県安全安心まちづくり推進会議」において、構成員の拡充や会報の発行、実践的な活動に向けた情報共有を行うなどにより、活動の一層の活性化を図ります。	1 事業者、地域活動団体が活動するための啓発物やチラシを提供し、団体の活性化を図る。 2 会報の発行 構成員の活動を紹介することにより、活性化を図る。 3 安全安心まちづくり市町村情報交換会の開催 (1)開催時期(8月) (4ブロックで開催予定) (2)内容 ・犯罪のない安全安心まちづくりの推進について ・各市町村における安全安心まちづくりの取組について 4 構成員の拡充を図るために、短期的なキャンペーンを企画していく。	1 会報配布先の拡大を図る。 2 市町村情報交換会で発言しやすいテーマを選考する。	1 平成27年度高知県安全安心まちづくり推進会議総会を開催(H28.2.15) 2 高知県安全安心まちづくり推進会議に新規構成員として「高知県更生保護女性連盟」が加入 3 広報紙「安全安心まちづくりニュース」の発行(年4回 444,000部) 4 会報「安全安心まちづくりだより」を発行し、構成員の活動等を紹介(年4回各250部) 5 犯罪情勢に応じて「高知県安全安心まちづくり推進会議連絡」を発信し、構成員にタイムリーな情報提供を実施(年6回) 6 構成員にポスター・啓発物・チラシ等を提供 7 市町村ブロック別担当者会の開催(8月、4ブロックで開催)	1 会報を発行することは、関係団体と連絡を取り合う機会となるが、配布先、機会を開拓する必要がある。 2 地域活動団体への啓発物、チラシの提供は、活動の活性化につながると共に、推進会議の認知度を高めた。 3 市町村担当者会では、発言しやすいテーマを選考する必要がある。	1 総会の開催 2 新規構成員の拡充 3 定期広報紙・会報・速報の発行 4 事業者、地域活動団体が活動するための啓発物・チラシの提供 5 市町村担当者会の開催	1 会報配布先の拡大を図る。 2 市町村担当者会で発言しやすいテーマを選考する。	県民生活・男女共同参画課 39
35	項目 (2) 全県的な推進体制の強化 県民が一体となって犯罪のない安全安心まちづくりに取り組めるよう、県民、事業者、地域活動団体及び行政で構成する「高知県安全安心まちづくり推進会議」において、構成員の拡充や会報の発行、実践的な活動に向けた情報共有を行うなどにより、活動の一層の活性化を図ります。	高知県安全安心まちづくり推進会議事務局として各種の取組への協力	関係諸機関との更なる連携	高知県安全安心まちづくり推進会議事務局として各種の取組への協力により活動の一層の活性化を図った。	活動を活性化するために高知県安全安心まちづくり推進会議事務局として各種の取組に協力することができた。	高知県安全安心まちづくり推進会議事務局として各種の取組への協力	関係諸機関との更なる連携	学校安全管理対策課 36
36	項目 (2) 全県的な推進体制の強化 県民が一体となって犯罪のない安全安心まちづくりに取り組めるよう、県民、事業者、地域活動団体及び行政で構成する「高知県安全安心まちづくり推進会議」において、構成員の拡充や会報の発行、実践的な活動に向けた情報共有を行うなどにより、活動の一層の活性化を図ります。	1 総会への参加 2 幹事会への参加	犯罪のない安全安心まちづくりを総合的かつ効果的に推進するため、「高知県安全安心まちづくり推進会議」を通じて、県民、事業者、地域活動団体などと意見の交換や情報の共有を行うとともに、より一層安全で安心なまちづくりの推進を目指す。	総会及び幹事会において情報共有を行った。	意見交換等により、情報提供等を行うことができた。	推進会議構成員の区分に応じた情報を提供し、より一層の活動の活性化を図る。	推進会議構成員の必要とする情報を把握するため、緊密な連携を図ること。	生活安全企画課 39

平成27年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標2 県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める
基本の方策1 県民運動として取り組むための仕組みをつくる

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D) ●アクト・ブート(結果) インプット(投入)により、実際に現れた形 ●アクト・カム(成果) アクト・ブート(結果)等を通じて生じるプラスの変化	評価(C) 実施後の分析、検証	改善(A) 次年度の取組		担当課 記載ページ
		H27年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等			H28年度実施計画	実施上の課題等	
37	項目 (3) 地域における推進体制づくりに対する 目 支援 内 容 地域における犯罪のない安全安心まち づくりを総合的、かつ効果的に推進するた めに、地域住民、事業者、地域活動団体、 行政の関係者などで構成される推進体制 が整備されるよう、市町村などに対して、 情報の提供などの必要な支援を行います。	1 広報紙「安全安心まちづくりニュース」に おいて、地域活動団体の活動を紹介 2 会報の発行 3 安全安心まちづくり市町村情報交換会 の開催	1 広報紙、会報で地域活動団体の紹介を 継続する。 2 市町村情報交換会で発言しやすいテー マを選考する。	1 広報紙「安全安心まちづくりニュー ス」の発行(年4回 444,000部) 2 会報「安全安心まちづくりだより」の 発行(年4回 各250部) 3 「高知県安全安心まちづくり推進会 議速報」の発信(年6回) 4. 市町村ブロック別担当者会の開催 (1)開催時期 8月 (4ブロックで開催) (2)内容 ・全国地域安全運動の実施について ・地域における安全安心まちづくりの推 進体制について ・高知県安全安心まちづくり推進会議構 成員の取組について ・高知県安全安心まちづくり功労者団体 等表彰について ・安全安心まちづくり啓発ポスターの募 集について 市町村担当者との情報交換を行うこと で、地域安全に關して各地域の情勢を 把握することができた。	1 広報紙で地域活動団体の紹介を 継続することにより、各地域での活 動の活性化を図ることができる。 2 会報や速報を発行することは、関 係団体と連絡を取り合う機会となる が、配布先、機会を開拓する必要が ある。 3 市町村担当者会では、発言しや すいテーマを選考する必要がある。	1 広報紙「安全安心まちづくりニュー ス」において、地域活動団体の活動を 紹介を継続する。 2 会報・速報の発行 各市町村で活動する団体を紹介して 周知することにより、市町村の活動体 制の活性化を図る。 3 市町村担当者会の開催 (1)開催時期 (8月、4ブロックで開催予 定) (2)内容 ・第3次高知県犯罪のない安全安心ま ちづくり推進計画について ・各市町村における安全安心まちづ くりの取組について	1 広報紙、会報で地域活動団体の 紹介を継続する。 2 市町村担当者会で発言しやすい テーマを選考する。	県民生 活・男 女共同 参画課 39
38	項目 (3) 地域における推進体制づくりに対する 目 支援 内 容 地域における犯罪のない安全安心まち づくりを総合的、かつ効果的に推進するた めに、地域住民、事業者、地域活動団体、 行政の関係者などで構成される推進体制 が整備されるよう、市町村などに対して、 情報の提供などの必要な支援を行います。	1 各学校における、保護者・地域・関係機 関・地域の防犯組織等と連携した見守り活 動などの継続 2 高知県安全安心まちづくり推進会議事 務局として各種の取組への協力	保護者・地域・関係機関・地域の防犯組織 等との連携及び地域のボランティア見守り活 動の活性化の一層の充実が必要である。	1 各学校における、保護者・地域・関係 機関・地域の防犯組織等と連携した見 守り活動などの継続実施による地域の 活性化が図られた。 2. 高知県安全安心まちづくり推進会議 事務局として各種の取組へ協力した。	1 各学校における、保護者・地域・関 係機関・地域の防犯組織等と連携した見 守り活動などの継続実施による地域の 活性化が図られており、更 に継続して取り組むことが必要であ る。	1 各学校における、保護者・地域・関 係機関・地域の防犯組織等と連携した ボランティア見守り活動の活性化の一 層の充実が必要である。	保護者・地域・関係機関・地域の 防犯組織等との連携及び地域のボ ランティア見守り活動の活性化の一 層の充実が必要である。	学校安 全対策 課 39
39	項目 (3) 地域における推進体制づくりに対する 目 支援 内 容 地域における犯罪のない安全安心まち づくりを総合的、かつ効果的に推進するた めに、地域住民、事業者、地域活動団体、 行政の関係者などで構成される推進体制 が整備されるよう、市町村などに対して、 情報の提供などの必要な支援を行います。	1 地域安全ニュースによる情報提供 2 市町村広報紙への情報提供 3 あんしんFメールでの不審者情報提供及 び県警HPへの掲載	犯罪のない安全安心まちづくりを総合的か つ効果的に推進するため、「高知県安全安 心まちづくり推進会議」を通じて、県民、事業 者、地域活動団体など意見の交換や情報 の共有を行うとともに、より一層安全で安心 なまちづくりの推進を目指す。	1 地域安全ニュースによる情報提供を行 った。 2 各署において市町村広報紙への情 報提供、情報掲載依頼を行った。 3 あんしんFメールや県警HPで不審者 情報などの提供を行った。	地域安全アドバイザーと共にし、市 町村との連絡体制を更に緊密なもの とする必要がある。	関係機関に対する防犯活動に関する 各種情報の提供を行う。	関係機関による体制整備に向けた 有効な情報提供を実施すること。	生活安 全企画 課 39
40	項目 (4) 市町村に対する支援 目 内 容 市町村が自らの犯罪の安全で安心な地 域社会の実現に向けた取組などを実施し ていくよう、働きかけるとともに、情報の提 供などの必要な支援を行います。	1 安全安心まちづくり市町村情報交換会 の開催 2 市町村において行われている地域安全 活動を広報紙などで積極的に紹介し、活性 化を図る。	1 広報紙、会報で地域活動団体の活動を 紹介する。 2 市町村情報交換会で発言しやすいテー マを選考する。	1 広報紙「安全安心まちづくりニュー ス」の発行(年4回 444,000部) 2 会報「安全安心まちづくりだより」の 発行(年4回 各250部) 3 「高知県安全安心まちづくり推進会 議速報」の発信(年6回) 4. 市町村ブロック別担当者会の開催 (1)開催時期 8月 (4ブロックで開催) (2)内容 ・全国地域安全運動の実施について ・地域における安全安心まちづくりの推 進体制について ・高知県安全安心まちづくり推進会議構 成員の取組について ・高知県安全安心まちづくり功労者団体 等表彰について ・安全安心まちづくり啓発ポスターの募 集について 市町村担当者との情報交換を行うこと で、地域安全に關して各地域の情勢を 把握することができた。	1 広報紙で地域活動団体の紹介を 継続することにより、各地域での活 動の活性化を図ることができる。 2 会報や速報を発行することは、関 係団体と連絡を取り合う機会となる が、配布先、機会を開拓する必要が ある。 3 市町村担当者会では、発言しや すいテーマを選考する必要がある。	1 広報紙「安全安心まちづくりニュー ス」において、地域活動団体の活動を 紹介を継続する。 2 会報・速報の発行 各市町村で活動する団体を紹介して 周知することにより、市町村の活動体 制の活性化を図る。 3 市町村担当者会の開催 (1)開催時期 (8月、4ブロックで開催予 定) (2)内容 ・第3次高知県犯罪のない安全安心ま ちづくり推進計画について ・各市町村における安全安心まちづ くりの取組について	県民生 活・男 女共同 参画課 40	

平成27年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標2 県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める
基本の方策1 県民運動として取り組むための仕組みをつくる

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D) <ul style="list-style-type: none">●アトブト(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	評価(C) 実施後の分析、検証	改善(A) 次年度の取組		担当課 生活安 全企画 課	計画 冊子 記載 ページ 40
		H27年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等			H28年度実施計画	実施上の課題等		
41	項目 (4) 市町村に対する支援 市町村が自らの犯罪の安全で安心な地域社会の実現に向けた取組などを実施していくよう、働きかけるとともに、情報の提供などの必要な支援を行います。	1 犯罪情報の県警HPへの掲載 2 地域安全ニュースによる情報提供 3 市町村広報紙への情報提供 4 あんしんFメールでの不審者情報提供	犯罪のない安全安心まちづくりを総合的かつ効果的に推進するため、「高知県安全安心まちづくり推進会議」を通じて、県民、事業者、地域活動団体などと意見の交換や情報の共有を行うとともに、より一層安全で安心なまちづくりの推進を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> 1 県警HPにおいて、犯罪情報等の掲載を行った。 2. 地域安全ニュースによる情報提供を行った。 3. 市町村広報紙への情報提供、情報掲載依頼を行った。 4. あんしんFメールでの不審者情報提供及び県警HPへの掲載を行った。 	地域の犯罪情勢を分析し、市町村が必要とする情報を提供を行う必要がある。	地域の犯罪情勢を分析し、市町村の必要とする情報を的確に提供するとともに、他の都道府県における先進的な取組を紹介する。	市町村による取組を働きかけるだけでなく、取組のために必要となる情報を提供すること。		

平成27年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標2 県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める
基本の方策2 日常の生活の場におけるネットワークをつくる

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D) ●アクト・ブート(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アカ・カム(成果) アクト・ブート(結果)等を通じて生じるプラスの変化	評価(C) 実施後の分析、検証	改善(A) 次年度の取組		担当課 冊子記載 ページ
		H27年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等			H28年度実施計画	実施上の課題等	
42	項目内容 (1) ネットワークづくり ①地域における支え合いのネットワーク構築 地域の支え合いのネットワーク構築のため、事業者及び地域活動団体に対して、県と犯罪のない安全安心まちづくりや地域の見守りに関する協定等を締結するよう、働きかけます。	1 地域見守り協定による地域見守り活動のネットワークづくり 活動(地域見守り協定含む)PR	1 地域見守り協定による見守りネットワークの充実強化	1 事業者との地域見守り協定を活かし、地域の安全安心のネットワークづくりを進めた。 ・新たに1事業者((株)セブン・イレブン・ジャパン)との見守り協定を締結(11/27) ・事業者に配布している協定ロゴマークのシール・バッヂ等を日常業務の中で活用することによる地域見守り活動のPR ・地域見守り協定を締結している事業者と県・県民児童との三者会を開催(3/17)、協定に基づく見守り活動の状況等についてお互いに報告し情報を共有した。開催後、県HPで会の概要を紹介。	・見守り活動強化月間を実施する事業者もあなど、見守り活動が積極的に実施されてきている。 ・各事業者による具体的な事例発表や、関係者間での意見交換会を通じて、今後の取組の推進につなげることができた。	1 地域見守り協定による地域見守り活動のネットワークづくり ・活動(地域見守り協定含む)のPR	1 地域見守り協定による見守りネットワークの充実強化	地域福祉政策課 40
43	項目内容 (1) ネットワークづくり ①地域における支え合いのネットワーク構築 地域の支え合いのネットワーク構築のため、事業者及び地域活動団体に対して、県と犯罪のない安全安心まちづくりや地域の見守りに関する協定等を締結するよう、働きかけます。	自治会等による子ども見守り協議会の設置促進。	各自治会との日程調整等が困難な場合がある。	1 事業者、自治会等に対して地域貢献活動を働きかけた結果、子ども見守り協議会の設立が得られた。 2 積極的な情報提供として、HPへの各種情報掲載、地域安全ニュースやミニ広報紙等の配布を行った。 3 HPへの犯罪発生状況等の掲載を行った。	子ども見守りカメラの設置に伴い、自治会等による子ども見守り協議会が設立され、新たなネットワークの構築が進んだ。	子ども見守りカメラの設置を促進することで、子ども見守り協議会を設立し、地域におけるネットワークを構築する。	協議会設立後における、防犯情報等の提供など必要な支援を継続し、活動を活性化させること。	生活安全企画課 40
44	項目内容 (1) ネットワークづくり ②中山間地域における安全・安心の確保に向けた仕組みづくり 過疎化・高齢化などで世帯数が減少し、コミュニティ機能が低下した地域において、住民同士の助け合いや近隣集落、NPO、住民グループ等の連携で、集落維持・存続や支え合い、安全・安心の仕組みづくりにつながる取組を支援します。	1 地域全体で見守り支え合う「見守りネットワーク」の構築を官民一体となって展開する。 【地域福祉活動を支える仕組みづくりへの支援】 ・地域住民や民生委員・児童委員から相談を受けたケースをワンストップで受け止めて、関係機関へつなぐ仕組みを構築する。 ・地域福祉と防災・減災の取組みを連携させることにより、避難支援体制及び日頃の見守り体制の構築を一体的に支援する。	1 高齢者単独世帯の増加や生活支援など、地域の課題は多様化しており、地域が一體となって取組む体制づくりが求められている。地域をコーディネートする人材の育成が必要。 【地域福祉活動を支える仕組みづくりへの支援】 (1)モデル市町村社協への重点支援事業:10社協を決定し、各社協の課題等に応じた支援体制に向けたヒアリング、協議 (2)市町村社協のレベルアップ事業マネージャー研修:6日、延べ146名受講 スタッフ研修:8日、延べ137名受講 報告会:93名参加 【地域福祉と災害時要配慮者避難支援対策の一括的推進】 ・避難行動要支援者名簿の整備状況整備済み・全34市町村 ・個別避難計画の策定状況・策定中(一部地区のみも含む。):11市町村 ・個別計画に基づく訓練まで実施:3市 ・検討中:20市町村	[地域福祉活動を支える仕組みづくりへの支援] ・アドバイザーの派遣やレベルアップ研修等を通じて、各モデル市町村社協の課題に応じた仕組みづくりを図った。 ・相談件数が増加するなど相談ごとを拾い上げる機能が向上した社協もあった一方、累計の判断基準の統一ができるいないところもあり、成果を数値的な評価でも示すことができるよう支援が必要。 →H28年度は、事業のねらいや趣旨が関係者に理解されやすいよう事業名を「生活困窮者等支援体制強化事業」に変更し、県と県社協とがより連携した支援体制を強化する。 [生活困窮者等支援体制強化事業] ①重点支援市町村社協への支援 重点支援市町村社協を10カ所程度選定し、県(地域福祉政策課、福祉指導課、福祉保健所)と県社協が連携した支援やアドバイザーの派遣等を通じて、相談支援体制の強化を図る。 ②生活困窮者等支援体制強化研修の開催 <全体研修> 日程:1日(8~9月頃) <ブロック別研修> 事例検討会…1日×5ブロック(10月頃) ナーシングセッション…1日×3ブロック(6月頃)	[生活困窮者等支援体制強化事業] ①重点支援市町村社協への支援 重点支援市町村社協を10カ所程度選定し、県(地域福祉政策課、福祉指導課、福祉保健所)と県社協が連携した支援やアドバイザーの派遣等を通じて、相談支援体制の強化を図る。 ②生活困窮者等支援体制強化研修の開催 <全体研修> 日程:1日(8~9月頃) <ブロック別研修> 事例検討会…1日×5ブロック(10月頃) ナーシングセッション…1日×3ブロック(6月頃)	・組織体制の強化に向けた課題整理やプロセスの明確化ができない社協が見られる。 ・市町村社協ごとの課題に応じた支援方法のコーディネートと関係者間での共有 ・市町村社協の取組に対する市町村の連携、協力体制の構築	地域福祉政策課 40	

重点目標2 県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める
基本の方策2 日常の生活の場におけるネットワークをつくる

平成27年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D) 実施上の課題等	評価(C) 実施後の分析、検証	改善(A) 次年度の取組		担当課 記載ページ		
		H27年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等			H28年度実施計画	実施上の課題等			
45	項目 内容 (1) ネットワークづくり 中山間地域における安全・安心の確保に向けた仕組みづくり ・過疎化・高齢化などで世帯数が減少し、コミュニティ機能が低下した地域において、住民同士の助け合いや近隣集落、NPO、住民グループ等の連携で、集落維持・存続や支え合い、安全安心の仕組みづくりにつながる取組を支援します。	1 集落活動センターの立ち上げの支援 ・市町村と連携した支援の推進 ・研修会の開催(市町村、地域住民対象/年3回) ・集落活動センター推進アドバイザーの派遣 ・集落活動センター支援ハンドブック・支援マニュアルの改訂・配布 2 集落活動センター推進事業(補助事業)	・関係部署、地域本部、市町村との一層の連携	1 集落活動センターの立ち上げの支援 ・市町村別支援チームによる支援 ・支援チーフ(投入)により、具体的に現れた形 ●アクトブート(結果) ・インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アクトカム(成果) アクトブート(結果)等を通じて生じるプラスの変化	1 集落活動センターの立ち上げの支援 ・市町村別支援チームによる支援 ・支援チーフ(投入)を通じた情報提供及びセンターへの取組への支援 ・研修会等の開催 ・研修会の開催(市町村、地域住民対象/年3回) ・集落活動センター推進アドバイザーの派遣 ・集落活動センター支援ハンドブック・支援マニュアルの改訂・配布 2 集落活動センター推進事業(補助事業)	1 集落活動センターの充実と立ち上げの支援 ・市町村別支援チームによる支援 ・地域支援企画員(総括・集落支援担当)を中心とした、市町村と連携した支援の推進 ・研修会の開催(市町村、地域住民対象/年3回) ・集落活動センター推進アドバイザー等の派遣 ・集落活動センター支援ハンドブック・支援マニュアルの改訂・配布 3 中山間地域生活支援総合事業 (1)生活用品確保等支援事業 ・5市町村(6件)から要望あり (2)生活用水確保支援事業 ・14市町村(20件)から要望あり (3)移動手段確保支援事業 ・9市町村(9件)から要望あり ・自家用有償運送運転手資格取得講習会受講料一部補助 4 移動手段の確保対策 ・市町村担当者全休研修会 ・県内外の事例視察研修 ・個別課題に応じた出張ミニ研修会 ・市町村支援マニュアルの改訂	1 集落活動センターの立ち上げの支援 ・市町村別支援チームによる支援 ・支援チーフ(投入)を通じた情報提供及びセンターへの取組への支援 ・研修会等の開催 ・研修会の開催(市町村、地域住民対象/年3回) ・集落活動センターの取り組みの意義や事例を学んでいたいたしました。さらに、税務や経営管理、販促活動等個別テーマに組み込んだ研修を受けました。各地域の取り組みに生かされました。 2 集落活動センター推進アドバイザーの派遣 ・集落活動センター支援ハンドブックの改訂・更新(6月) ・集落活動センターの立ち上げに向けた支援マニュアルの作成(3月) 2 集落活動センター推進事業(補助事業) ・15市町村(20地区)に対する交付決定 20市町村26地区で集落活動センターが開所し、各地域において、支え合いの活動や安全安心の仕組みづくりに向けた取り組みがスタートした。 3 中山間地域生活支援総合事業 (1)生活用品確保等支援事業 交付決定件数: 5市町村7件 (2)生活用水確保支援事業 交付決定件数: 15市町村21件 (3)移動手段確保支援事業 交付決定件数: 11市町村1社12件 ※自家用有償旅客運送運転者講習会 ・名分補助 4 移動手段の確保対策 ・市町村担当者全休研修会 (2回開催、延べ87名参加) ・県外事例視察研修 (1回開催、19名参加) ・個別課題に応じた出張相談 (1回2回開催) ・市町村支援マニュアルの改訂	1 集落活動センターの立ち上げの支援 ・市町村別支援チームによる支援 ・支援チーフ(投入)を通じた情報提供及びセンターへの取組への支援 ・研修会等の開催 ・研修会の開催(市町村、地域住民対象/年3回) ・集落活動センターの取り組みの意義や事例を学んでいたいたしました。さらに、税務や経営管理、販促活動等個別テーマに組み込んだ研修を受けました。各地域の取り組みに生かされました。 2 集落活動センター推進アドバイザーの派遣 ・集落活動センター支援ハンドブックの改訂・更新(6月) ・集落活動センターの立ち上げに向けた支援マニュアルの作成(3月) 3 中山間地域生活支援総合事業 (1)生活用品確保等支援事業 ・3市町村(7件)から要望あり (2)生活用水確保支援事業 ・10市町村(19件)から要望あり (3)移動手段確保支援事業 ・13市町村(13件)から要望あり ・自家用有償旅客運送運転者講習会 受講料の一部補助 4 移動手段の確保対策 ・市町村担当者全休研修会 ・県内外の事例視察研修 ・エリア別研修会(安芸地域、嶺北地域を想定) ・市町村支援マニュアルの改訂	1 集落活動センターの立ち上げの支援 ・市町村別支援チームによる支援 ・支援チーフ(投入)を通じた情報提供及びセンターへの取組への支援 ・研修会等の開催 ・研修会の開催(市町村、地域住民対象/年3回) ・集落活動センターの取り組みの意義や事例を学んでいたいたしました。さらに、税務や経営管理、販促活動等個別テーマに組み込んだ研修を受けました。各地域の取り組みに生かされました。 2 集落活動センター推進アドバイザーの派遣 ・集落活動センター支援ハンドブックの改訂・更新(6月) ・集落活動センターの立ち上げに向けた支援マニュアルの作成(3月) 3 中山間地域生活支援総合事業 (1)生活用品確保等支援事業 ・3市町村(7件)から要望あり (2)生活用水確保支援事業 ・10市町村(19件)から要望あり (3)移動手段確保支援事業 ・13市町村(13件)から要望あり ・自家用有償旅客運送運転者講習会 受講料の一部補助 4 移動手段の確保対策 ・市町村担当者全休研修会 ・県内外の事例視察研修 ・エリア別研修会(安芸地域、嶺北地域を想定) ・市町村支援マニュアルの改訂	中山間地域対策課 36
46	項目 内容 (2) 防犯活動団体との連携の促進 防犯活動団体と連携して、見守り活動や合同防犯パトロールを行うほか、防犯活動団体に対し、必要な情報を提供します。	1 防犯活動団体との連携の強化 2 防犯活動団体への積極的な情報提供	防犯活動団体構成員の高齢化及び後継者不足	1 各署において、管内防犯活動団体との連携による防犯活動を行った。 2 各署において、管内防犯活動団体に対する情報提供を行った。 3 現役世代及び若い世代のボランティア加入を呼びかけた。	防犯活動団体の構成員の高齢化が進み、後継者が不足している。	1 防犯活動団体との共同活動 2 防犯活動団体への積極的な情報提供	防犯活動団体との共同活動を実施し、団体の活動の活性化を図ること。	生活安全企画課 40		

平成27年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
基本の方策1 学校等における児童等の安全を確保する

番号	具体的な取組	計画(P)		実施上の課題等	評価(C) ●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	改善(A) 次年度の取組		担当課 計画冊子記載ページ
		H27年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等				H28年度実施計画	実施上の課題等	
47	項目 (1) 学校等における児童等の安全の確保のための指針の周知及び助言 学校等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者に容に対して、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。 県立の施設については、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」に基づき、児童等の安全対策の充実強化を図ります。	学校運営において「児童生徒の安全確保」が最重要であることをすべての学校教職員が認識し理解を深めていくよう要請していく。	特になし。	学校訪問等において、南海トラフ地震対策の推進と併せて児童生徒の身の安全確保の視点に立った対応についての注意喚起を行った。	各学校とも児童生徒の安全確保の重要性を十分認識しているが、今後もなお注意喚起を続けていく必要がある。	学校運営において「児童生徒の安全確保」が最重要であることをすべての学校教職員が認識し理解を深めていくよう注意喚起していく。	特になし。	私学・大学支援課	42
48	項目 (1) 学校等における児童等の安全の確保のための指針の周知及び助言 学校等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者に容に対して、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。 県立の施設については、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」に基づき、児童等の安全対策の充実強化を図ります。	1及び2 居宅系を除く全ての障害福祉サービス事業所等で、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアルが作成されるよう指導する。 3 利用者の安全を確保するためのマニュアルとして、事故防止マニュアルや感染症予防マニュアルなどの策定及び取組状況については実地指導の際、確認。	特になし。	福祉指導課と共に、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアル、事故防止マニュアル、感染症予防マニュアルなどの策定及び取組状況については実地指導の際、確認。	防災対策マニュアルの作成により、各障害福祉サービス事業所等がそれぞれの事業所の立地条件や災害の際の危険性を把握し、対応策の検討、利用者への周知が図られた。	1及び2 居宅系を除く全ての障害福祉サービス事業所等で、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアルが作成されるよう指導する。 3 利用者の安全を確保するためのマニュアルとして、事故防止マニュアルや感染症予防マニュアルなどが策定されているか、防災マニュアルなどが策定されているか、防犯に配慮した取組を行っているか確認を行う。	特になし。	障害保健福祉課	42
49	項目 (1) 学校等における児童等の安全の確保のための指針の周知及び助言 学校等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者に容に対して、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。 県立の施設については、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」に基づき、児童等の安全対策の充実強化を図ります。	児童養護施設等に対して、指導監査実施時に「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目の取組状況の確認にあわせて指針の周知を図る。	1 関係機関との間で、情報の迅速な交換ができる体制整備 2 外出中の児童の安全確保	指導監査実施時等に確認し周知した。	児童の安全確保について周知が進んでいる。	児童養護施設等に対して、指導監査実施時に「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目の取組状況の確認にあわせて指針の周知を図る。	1 関係機関との間で、情報の迅速な交換ができる体制整備 2 外出中の児童の安全確保	児童家庭課	42
50	項目 (1) 学校等における児童等の安全の確保のための指針の周知及び助言 学校等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者に容に対して、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。 県立の施設については、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」に基づき、児童等の安全対策の充実強化を図ります。	1 放課後子どもプラン推進事業（子ども教室、児童クラブ） ・H27からは、省令基準を踏まえて策定される各市町村の条例に基づいて放課後児童クラブが運営されるため、一定水準の質が確保されるよう、厚生労働省が策定した「放課後児童クラブ運営指針(H27)」や「高知県放課後児童クラブ設置運営基準」について、実施主体である市町村等に対して引き続き周知徹底し、必要な助言を行う。	1 放課後子ども総合プラン推進事業（子ども教室、児童クラブ） ・市町村担当者が異動したところは、年度当初から十分な説明が必要。	1 放課後子ども総合プラン推進事業（子ども教室、児童クラブ） ・指導員等研修会【防災】 指導員等研修会【防災】 6/4 西部、6/9 中部、6/10 東部 参加者　計213人　満足度　平均81% 放課後児童クラブ設置運営指針(H27)」「高知県放課後児童クラブ設置運営基準」について、実施主体である市町村等に対して引き続き周知徹底し、必要な助言を行う。	1 放課後子ども総合プラン推進事業（子ども教室、児童クラブ） ・国・市町村等に対する基準や放課後児童クラブ設置運営指針を踏まえて定められた各市町村の条例やガイドラインにより、安全対策等が明確化された。 指導員研修では、学校における防災教育や防災マニュアル等についての理解を深めることができ、防災マニュアルの作成や避難訓練の必要性を改めて感じていたことができた。	1 放課後子ども総合プラン推進事業（子ども教室、児童クラブ） ・市町村担当者が異動したところや新規開設したところへ、年度当初から十分な説明及びチェックが必要。	1 放課後子ども総合プラン推進事業（子ども教室、児童クラブ） ・国の基準等に基づく一定水準の質の確保。 ・市町村担当者が異動したところや新規開設したところへ、年度当初から十分な説明及びチェックが必要。	生涯学習課	36

平成27年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
基本の方策1 学校等における児童等の安全を確保する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D) ●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	評価(C) 実施後の分析、検証	改善(A) 次年度の取組		担当課 計画冊子記載ページ
		H27年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等			H28年度実施計画	実施上の課題等	
51	項目 (1) 学校等における児童等の安全の確保のための指針の周知及び助言 学校等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者に容対して、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。 県立の施設については、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」に基づき、児童等の安全対策の充実強化を図ります。	1 各学校の改訂した防災マニュアルの年度当初の見直しと点検を継続して実施していく必要がある。 2「高知県安全教育プログラム」を活用した更なる安全教育の推進と定着を図る。	「安全教育プログラム」の学校における実施活用率を上げるための更なる取組が必要である。	1 平成26年3月に策定した「高知県学校防災マニュアル作成の手引き」をもとに、各学校において「学校防災マニュアル」の見直しを実施した。 2 26年2月に策定した「高知県安全教育プログラム(気象災害編)(交通安全編)(生活安全編)」について活用と指導の充実を働きかけた。	1 各学校の防災マニュアルの点検・評価を実施することにより、一層効果的なものへと改訂することができた。 2 安全教育で指導すべき内容・指導方法等を明確に示すことができ、各学校の今後の安全教育推進の後押しとなった。	1 各学校の改訂した防災マニュアルの年度当初の見直しと点検を継続して実施していく必要がある。 2「高知県安全教育プログラム」を活用した更なる安全教育の推進と定着を図る。	「安全教育プログラム」の学校における実施活用率を100%とするための更なる取組の継続が必要である。	学校安全対策課 42
52	項目 (1) 学校等における児童等の安全の確保のための指針の周知及び助言 学校等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者に容対して、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。 県立の施設については、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」に基づき、児童等の安全対策の充実強化を図ります。	不審者対応訓練の継続実施	学校側との連携	不審者対応訓練等を通じて危機管理について指導を行った。	不審者対応訓練の実施により、有事の際の対応要領の再確認を行うとともに、警察署と学校との連絡体制構築にもつながった。	学校等における児童等の安全を確保するために必要となる、関係機関に対する情報提供及び訓練等の実施	不審者情報等があつた場合における速やかな広報を実施するなど、児童の安全を第一にした活動を行うこと。	生活安全企画課 42
53	項目 (2) 学校等の安全確保体制づくりの促進 内 ①安全管理のためのマニュアルの策定内容等の促進 学校及び保育所、認可外保育施設の設置・管理者による校外活動など、様々なケースを想定した危機管理マニュアルの策定を促します。 また、児童福祉施設(保育所及び認可外保育施設を除く)、児童発達支援事業の関係施設、放課後子どもプラン推進事業の関係施設の運営管理マニュアルなどに防犯の視点が盛り込まれるよう、働きかけます。	記載内容の定期的な点検、必要に応じて様々なケースを想定した見直し等を要請していく。 内 ①安全管理のためのマニュアルの策定内容等の促進 学校及び保育所、認可外保育施設の設置・管理者による校外活動など、様々なケースを想定した危機管理マニュアルの策定を促します。 また、児童福祉施設(保育所及び認可外保育施設を除く)、児童発達支援事業の関係施設、放課後子どもプラン推進事業の関係施設の運営管理マニュアルなどに防犯の視点が盛り込まれるよう、働きかけます。	特になし。	学校訪問等において、南海トラフ地震対策の推進と併せ児童生徒の身の安全確保の視点に立った対応についての注意喚起を行った。	各学校ともすでに危機管理マニュアルを作成しているが、様々なケースを想定したものの今までになつてはいない。	記載内容の定期的な点検や見直しの必要性について注意喚起していく。 また、緊急時、教職員がマニュアルに沿った対応ができるよう、教職員への周知徹底等についても注意喚起していく。	特になし。	私学・大学支援課 43
54	項目 (2) 学校等の安全確保体制づくりの促進 内 ①安全管理のためのマニュアルの策定内容等の促進 学校及び保育所、認可外保育施設の設置・管理者による校外活動など、様々なケースを想定した危機管理マニュアルの策定を促します。 また、児童福祉施設(保育所及び認可外保育施設を除く)、児童発達支援事業の関係施設、放課後子どもプラン推進事業の関係施設の運営管理マニュアルなどに防犯の視点が盛り込まれるよう、働きかけます。	1及び2 居宅系を除く全ての障害福祉サービス事業所等で、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアルが作成されるよう指導する。 3 利用者の安全を確保するためのマニュアルとして、事故防止マニュアルや感染症予防マニュアルなどが策定されているか、防災マニュアルなどが策定されているか、防犯に配慮した取組を行っているか確認を行う。	特になし。	福祉指導課と共に、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアル、事故防止マニュアル、感染症予防マニュアルなどの策定及び取組状況については実地指導の際、確認。	防災対策マニュアルの作成により、各障害福祉サービス事業所等がそれぞれの事業所の立地条件や災害の際の危険性を把握し、対応策の検討、利用者への周知が図られた。	1及び2 居宅系を除く全ての障害福祉サービス事業所等で、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアルが作成されるよう指導する。 3 利用者の安全を確保するためのマニュアルとして、事故防止マニュアルや感染症予防マニュアルなどが策定されているか、防災マニュアルなどが策定されているか、防犯に配慮した取組を行っているか確認を行う。	特になし。	障害保健福祉課 43

平成27年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
基本の方策1 学校等における児童等の安全を確保する

番号	具体的な取組	計画(P)		実施上の課題等	評価(C) ●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	改善(A) 次年度の取組	担当課 実施上の課題等	計画冊子記載ページ
		H27年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等					
55	項目 ② 学校等の安全確保体制づくりの促進 内 ①安全管理のためのマニュアルの策定容等の促進 学校及び保育所、認可外保育施設の設置・管理者による校外活動など、様々なケースを想定した危機管理マニュアルの策定を促進します。 また、児童福祉施設(保育所及び認可外保育施設を除く)、児童発達支援事業の関係施設、放課後子どもプラン推進事業の関係施設の運営管理マニュアルなどに防犯の視点が盛り込まれるよう、働きかけます。	1 児童養護施設等に対して、指導監査実施時に「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目にある防犯のための避難訓練等の実施について、確認し指導を図る。	1 ①関係機関との間で、情報の迅速な交換ができる体制整備 2 外出中の児童の安全確保	指導監査実施時等に確認し指導した。	運営管理上の危機管理の視点をもつよう指導している。	1 児童養護施設等に対して、指導監査実施時に「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目にある防犯のための避難訓練等の実施について、確認し指導を図る。	1 ①関係機関との間で、情報の迅速な交換ができる体制整備 2 外出中の児童の安全確保	児童家庭課 43
56	項目 ② 学校等の安全確保体制づくりの促進 内 ①安全管理のためのマニュアルの策定容等の促進 学校及び保育所、認可外保育施設の設置・管理者による校外活動など、様々なケースを想定した危機管理マニュアルの策定を促進します。 また、児童福祉施設(保育所及び認可外保育施設を除く)、児童発達支援事業の関係施設、放課後子どもプラン推進事業の関係施設の運営管理マニュアルなどに防犯の視点が盛り込まれるよう、働きかけます。	危機管理マニュアルが整備されていない保育所・幼稚園がある市町村には、市町村ヒアリングの場等を通じ、作成を要請する。	マニュアル未作成の園に対しては、作成を強く要請するとともに、マニュアル作成の園に対しても内容の充実を図る必要がある。	1 全市町村を訪問し、保育所等の安全管理・安全教育の実施状況についてヒアリングと推進を要請 2 危機管理マニュアルが作成されていない園等へは、市町村訪問や研修会等を通じマニュアル整備を要請 3 全私立幼稚園、私立認定こども園に対して、私立学校運営費補助金事業計画ヒアリングの場で、安全管理・完全教育の実施状況についてヒアリングと推進を要請	危機管理マニュアルについては、96%の園で作成されている。今後は、未作成の園への作成支援が必要	危機管理マニュアルが整備されていない保育所・幼稚園がある市町村には、市町村ヒアリングの場等を通じ、作成を要請する。	マニュアル未作成の園に対しては、作成を強く要請するとともに、マニュアル作成の園に対しても内容の充実を図る必要がある。	幼保支援課 43
57	項目 ② 学校等の安全確保体制づくりの促進 内 ①安全管理のためのマニュアルの策定容等の促進 学校及び保育所、認可外保育施設の設置・管理者による校外活動など、様々なケースを想定した危機管理マニュアルの策定を促進します。 また、児童福祉施設(保育所及び認可外保育施設を除く)、児童発達支援事業の関係施設、放課後子どもプラン推進事業の関係施設の運営管理マニュアルなどに防犯の視点が盛り込まれるよう、働きかけます。	1 放課後子どもプラン推進事業 (子ども教室、児童クラブ) ・「高知県放課後児童クラブ設置運営基準(H22)」及び「安全管理ハンドブック(H24.改訂)」に基づき、防犯や防災の視点が盛り込まれたマニュアルを策定するよう、実施主体である市町村等に対して引き続き周知・啓発を行う。 ・マニュアル策定に必要な情報を市町村に提供する。 また、児童福祉施設(保育所及び認可外保育施設を除く)、児童発達支援事業の関係施設、放課後子どもプラン推進事業の関係施設の運営管理マニュアルなどに防犯の視点が盛り込まれるよう、働きかけます。	1 放課後子ども総合プラン推進事業 (子ども教室、児童クラブ) ・実施場所は地域の人々によって運営されているため、個別にマニュアルを作成することが難しい。	1 放課後子ども総合プラン推進事業 (子ども教室、児童クラブ) ・指導員等を対象に、防災や安全対策について学ぶ研修を開催した。 指導員等研修会【防災】 6/4 西部、6/9 中部、6/10 東部 参加者計213人、満足度 平均81% 放課後児童支援員認定資格研修 全4日 受講者107人中修了者102人 指導員研修では、学校における防災教育や防災マニュアル等についての理解を深めることができ、防災マニュアルの作成や避難訓練の必要性を改めて感じただくことができた。 ・放課後学び場人材バンクによる防災出前講座の開催(11箇所)やマニュアル策定支援を行った。 ・防災マニュアル策定率 100%	1 放課後子ども総合プラン推進事業 (子ども教室、児童クラブ) ・学校安全対策課による防災教育の取組についての講義や、策定済のマニュアルを事例として紹介したこと、具体的なイメージを持っていただくことができた。 ・放課後学び場人材バンクの支援により、防災マニュアル策定率100%につながった。 ・安全対策の充実強化には、学校と市町村担当部署とのさらなる連携強化が必要。 ・放課後学び場人材バンクによる防災出前講座の開催(11箇所)やマニュアル策定支援を行った。 ・防災マニュアル策定率 100%	1 放課後子ども総合プラン推進事業 (子ども教室、児童クラブ) 県で、国の基準等に基づき、防犯や防災の視点が盛り込まれたマニュアルを策定し、見直しを行うよう、実施主体である市町村等に対して引き続き周知・啓発を行う。 ・防災マニュアルの作成・見直し等を支援。 ・マニュアルの策定や見直しに必要な情報を市町村に提供 ・安全・安心への対応を学ぶ機会を提供(研修会の開催)	1 放課後子ども総合プラン推進事業 (子ども教室、児童クラブ) ・策定済のマニュアルに基づく避難訓練を実施し、マニュアルに反映させていくことが必要。 ・子ども教室等が単独で訓練を行うことは難いため、学校や自主防等の地域と連携した取組を進める必要がある。	生涯学習課 43

平成27年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
基本の方策1 学校等における児童等の安全を確保する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D) ●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	評価(C) 実施後の分析、検証	改善(A) 次年度の取組		担当課 記載ページ
		H27年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等			H28年度実施計画	実施上の課題等	
58	項目 (2) 学校等の安全確保体制づくりの促進 内 ①安全管理のためのマニュアルの策定容 等の促進 学校及び保育所、認可外保育施設の設置・管理者による校外活動など、様々なケースを想定した危機管理マニュアルの策定を促進します。 また、児童福祉施設(保育所及び認可外保育施設を除く)、児童発達支援事業の関係施設、放課後子どもプラン推進事業の関係施設の運営管理マニュアルなどに防犯の視点が盛り込まれるよう、働きかけます。	1 各学校における危機管理マニュアルの見直しについて各種研修会等を通して指導を行う。	より実行性のある「危機管理マニュアル」となるよう全ての学校で毎年見直しを行いうよう点検・指導が必要である。	1 各学校における「危機管理マニュアル」について各種研修会等を通して指導を行った。 2 「学校安全教室推進講習会」を8月5日に開催し、大阪教育大学附属池田小学校の眞田副校長先生に講演をいただき、防犯意識の向上を図ることができた。	1各種研修会の開催により、各学校におけるマニュアル見直しのきっかけづくりとなった。	1 各学校における危機管理マニュアルの見直しについて各種研修会等を通して指導を行う。	より実行性のある「危機管理マニュアル」となるよう全ての学校で毎年見直しを行いうよう点検・指導が必要である。	学校安全対策課 43
59	項目 (2) 学校等の安全確保体制づくりの促進 内 ①安全管理のためのマニュアルの策定容 等の促進 学校及び保育所、認可外保育施設の設置・管理者による校外活動など、様々なケースを想定した危機管理マニュアルの策定を促進します。 また、児童福祉施設(保育所及び認可外保育施設を除く)、児童発達支援事業の関係施設、放課後子どもプラン推進事業の関係施設の運営管理マニュアルなどに防犯の視点が盛り込まれるよう、働きかけます。	不審者対応訓練の継続実施	学校側との連携	1 不審者対応訓練等を通じて危機管理について指導を行った。 2 不審者対応訓練等を通じて指導を行った。	不審者対応訓練の実施により、有事の際の対応要領の再確認を行うとともに、警察署と学校との連絡体制構築にもつながった。	安全管理のためのマニュアル作成に必要な情報を提供するととも、作成されたマニュアルを効果的に活用するための訓練等に協力する。	関係機関と連携し、マニュアルの作成や見直しに必要な情報を提供すること。	生活安全企画課 43
60	項目 (2) 学校等の安全確保体制づくりの促進 内 ②不審者侵入防止訓練の実施の促進容 教職員などを対象として、不審者の侵入を想定した防犯訓練の実施を促進します。	不審者侵入がいつでも起こりうることを認識し、必要な侵入防止訓練を行うよう要請していく。	特になし。	学校訪問等において、不審者侵入防止訓練の実施の必要性について、注意喚起を行った。	学校により、また、年度により実施できていない。	不審者侵入がいつでも起こりうることや必要な侵入防止訓練の必要性について注意喚起していく。	特になし。	私学・大学支援課 43
61	項目 (2) 学校等の安全確保体制づくりの促進 内 ②不審者侵入防止訓練の実施の促進容 教職員などを対象として、不審者の侵入を想定した防犯訓練の実施を促進します。	1及び2 居宅系を除く全ての障害福祉サービス事業所等で、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアルが作成されるよう指導する。 3 利用者の安全を確保するためのマニュアルとして、事故防止マニュアルや感染症予防マニュアルなどが策定されているか、防災マニュアルなどが策定されているか、防犯に配慮した取組を行っているか確認を行う。	特になし。	福祉指導課と共に、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアル、事故防止マニュアル、感染症予防マニュアルなどの策定及び取組状況については実地指導の際、確認。	防災対策マニュアルの作成により、各障害福祉サービス事業所等がそれぞれの事業所の立地条件や災害ルなどの策定及び取組状況については実地指導の際、確認。	1及び2 居宅系を除く全ての障害福祉サービス事業所等で、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアルが作成されるよう指導する。 3 利用者の安全を確保するためのマニュアルとして、事故防止マニュアルや感染症予防マニュアルなどが策定されているか、防災マニュアルなどが策定されているか、防犯に配慮した取組を行っているか確認を行う。	特になし。	障害保健福祉課 43

平成27年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
基本の方策1 学校等における児童等の安全を確保する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D) ●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	評価(C) 実施後の分析、検証	改善(A) 次年度の取組		担当課 記載ページ
		H27年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等			H28年度実施計画	実施上の課題等	
62	項目 (2) 学校等の安全確保体制づくりの促進 内容 ②不審者侵入防止訓練の実施の促進 教職員などを対象として、不審者の侵入を想定した防犯訓練の実施を促進します。	1 児童養護施設等に対して、指導監査実施時に「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目にある防犯のための避難訓練等の実施について、確認し指導を図る。	1 関係機関との間で、情報の迅速な交換ができる体制整備 2 外出中の児童の安全確保	指導監査実施時等に確認し指導した。	防犯のための避難訓練等の実施の必要性を指導している。	1 児童養護施設等に対して、指導監査実施時に「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目にある防犯のための避難訓練等の実施について、確認し指導を図る。	1 関係機関との間で、情報の迅速な交換ができる体制整備 2 外出中の児童の安全確保	児童家庭課 43
63	項目 (2) 学校等の安全確保体制づくりの促進 内容 ②不審者侵入防止訓練の実施の促進 教職員などを対象として、不審者の侵入を想定した防犯訓練の実施を促進します。	1 放課後子どもプラン推進事業（子ども教室、児童クラブ） ・「高知県放課後児童クラブ設置運営基準(H22)」及び「安全管理ハンドブック(H24.1改訂)」に基づき、安全対策を徹底するよう市町村に周知、啓発を行う。 ・H27から実施する放課後児童支援員認定資格研修において、安全・安心への対応を学ぶ機会を提供する。	1 放課後子ども総合プラン推進事業（子ども教室、児童クラブ） ・市町村訪問や研修等の機会を活用し、安全対策の徹底について周知、啓発を行った。 ・放課後児童支援員認定資格研修において、安全対策・緊急時対応についての講義(90分)を行った。 ・放課後児童支援員認定資格研修全4日 受講者107人中修了者102人	1 放課後子ども総合プラン推進事業（子ども教室、児童クラブ） ・市町村訪問や研修等の機会を活用し、安全対策の徹底について周知、啓発等の実施内容に差がある。	1 放課後子ども総合プラン推進事業（子ども教室、児童クラブ） ・市町村訪問や研修等の機会を活用し、安全対策・緊急時対応についての講義(90分)を行った。 ・放課後児童支援員認定資格研修や子育て支援員研修(放課後児童コース)において、安全対策・緊急時対応について学ぶ内容を提供	1 放課後子ども総合プラン推進事業（子ども教室、児童クラブ） ・子ども教室等が単独で訓練を行うことは難しかったため、学校や地域と連携した取組となるよう進めていく必要がある。	1 放課後子ども総合プラン推進事業（子ども教室、児童クラブ） ・子ども教室等が単独で訓練を行うことは難しかったため、学校や地域と連携した取組となるよう進めていく必要がある。	生涯学習課 43
64	項目 (2) 学校等の安全確保体制づくりの促進 内容 ②不審者侵入防止訓練の実施の促進 教職員などを対象として、不審者の侵入を想定した防犯訓練の実施を促進します。	1 各学校における、不審者侵入を想定した対応や、保護者・地域・関係機関・地域の防犯組織等と連携した活動の啓発を行う。	学校における、不審者侵入防止等の防犯に関する危機意識の向上を図るために、「学校安全教室推進講習会」等あらゆる機会を捉え市町村に指導・支援を行う必要がある。	1 教職員や子どもの安全対応能力の向上を図る「防犯教室」を推進するため、「学校安全教室推進講習会」を8月5日に開催し、大阪教育大学附属池田小学校の眞田副校長先生に講演をいただき、防犯意識の向上を図ることができた。	1 各学校における、保護者・地域・関係機関・地域の防犯組織等と連携した見守り活動や不審者への対応についての啓発となった。	1 各学校における、不審者侵入を想定した対応や、保護者・地域・関係機関・地域の防犯組織等と連携した活動の啓発を行う。	学校における、不審者侵入防止等の防犯に関する危機意識の向上を図るために、「学校安全教室推進講習会」等あらゆる機会を捉え市町村に指導・支援を行う必要がある。	学校安全対策課 43
65	項目 (2) 学校等の安全確保体制づくりの促進 内容 ②不審者侵入防止訓練の実施の促進 教職員などを対象として、不審者の侵入を想定した防犯訓練の実施を促進します。	不審者対応訓練の継続実施	学校側との連携	不審者対応訓練等を通じて危機管理について指導を行った。 不審者対応訓練の実施により、有事の際の対応要領についての再確認ができた。	不審者対応訓練の実施により、有事の際の対応要領の再確認を行うとともに、警察署と学校との連絡体制構築にもつながった。	不審者対応訓練の継続実施	訓練が形骸化しないように訓練を行うとともに、危機管理意識が希薄化しないよう啓発活動を行うこと。	生活安全企画課 43
66	項目 (3) 学校等における児童等の見守り活動等の推進 内容 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体と連携して、学校等における見守り活動などの効果的な安全確保の取組を実施します。	地域の自治会等との連携を深め、地域の学校として見守り活動につなげる取組を要請する。	私立学校の生徒は広範囲から通学しており、地域の自治会等との連携に難しい面がある。	学校訪問等において、地域の自治会等との連携による見守り活動の必要性について注意喚起を行った。	地域活動への参加は18校中8校が実施しているが、私立学校の生徒は広範囲から通学しており、見守り活動においては、地域の自治会等との連携に難しい面がある。	学校、保護者の話し合いによる安全な登下校について、注意喚起を行った。	特になし。	私学・大学支援課 43
67	項目 (3) 学校等における児童等の見守り活動等の推進 内容 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体と連携して、学校等における見守り活動などの効果的な安全確保の取組を実施します。	1及び2 居宅系を除く全ての障害福祉サービス事業所等で、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアルが作成されるよう指導する。 3 利用者の安全を確保するためのマニュアルとして、事故防止マニュアルや感染症予防マニュアルなどが策定されているか、防災マニュアルなどが策定されているか、防犯に配慮した取組を行っているか確認を行う。	特になし。	福祉指導課と共に、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアル、事故防止マニュアル、感染症予防マニュアルなどの策定及び取組状況については実地指導の際、確認。	防災対策マニュアルの作成により、各障害福祉サービス事業所等がそれぞれの事業所の立地条件や災害の際の危険性を把握し、対応策の検討、利用者への周知が図られた。 3 利用者の安全を確保するためのマニュアルとして、事故防止マニュアルや感染症予防マニュアルなどが策定されているか、防災マニュアルなどが策定されているか、防犯に配慮した取組を行っているか確認を行う。	1及び2 居宅系を除く全ての障害福祉サービス事業所等で、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアルが作成されるよう指導する。 3 利用者の安全を確保するためのマニュアルとして、事故防止マニュアルや感染症予防マニュアルなどが策定されているか、防災マニュアルなどが策定されているか、防犯に配慮した取組を行っているか確認を行う。	特になし。	障害保健福祉課 43
68	項目 (3) 学校等における児童等の見守り活動等の推進 内容 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体と連携して、学校等における見守り活動などの効果的な安全確保の取組を実施します。	1 児童養護施設等に対して、指導監査実施時に「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目にある防犯のための避難訓練等の実施について、確認し指導を図る。	1 関係機関との間で、情報の迅速な交換ができる体制整備 2 外出中の児童の安全確保	指導監査実施時等に確認し指導した。	防犯のための避難訓練等の実施の必要性を指導している。	1 児童養護施設等に対して、指導監査実施時に「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目にある防犯のための避難訓練等の実施について、確認し指導を図る。	1 関係機関との間で、情報の迅速な交換ができる体制整備 2 外出中の児童の安全確保	児童家庭課 43

平成27年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
基本の方策1 学校等における児童等の安全を確保する

番号	具体的な取組	計画(P)		実施後の分析、検証	改善(A) 次年度の取組		担当課 記載ページ
		H27年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等		H28年度実施計画	実施上の課題等	
69	項目 (3) 学校等における児童等の見守り活動等の推進 学校等の設置・管理者、保護者、地域活動団体と連携して、学校等における見守り活動などの効果的な安全確保の取組を実施します。	1 放課後子どもプラン推進事業 (子ども教室、児童クラブ) ・市町村、保護者、地域住民、指導員等が連携して、児童等を見守るしくみをつくる。 (事業の推進) ・H27から実施する放課後児童支援員認定資格研修において、安全・安心への対応を学ぶ機会を提供する。	1 放課後子どもプラン推進事業 (子ども教室、児童クラブ) ・市町村担当者が異動したところは、年度当初から十分な説明が必要。 ・実施場所の安全確保のためには、学校や地域との連携を進める必要がある。	1 放課後子ども総合プラン推進事業 (子ども教室、児童クラブ) ・市町村や子ども教室等によって、訓練等の実施内容に差がある。 2 学校支援地域本部等事業 ・年度当初から、市町村教育委員会や各小中学校への事業説明等を行ったことにより、来年度実施予定箇所が大幅に増加した。 2 (学校支援地域本部等事業) 25市町村43本部92校 ・未実施市町村の訪問 4~6月、12~1月 ・事業実施市町村の訪問 12~1月 ・事業効果、課題の検証 9~12月 ・学校地域連携推進担当指導主事の配置 4名 ・市町村の取組への助言・支援	1 放課後子ども総合プラン推進事業 (子ども教室、児童クラブ) ・放課後の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実 (事業の推進) ・放課後児童支援員認定資格研修や子育て支援員研修(放課後児童コース)において、安全対策・緊急時対応についての講義(90分)を行った。 放課後児童支援員認定資格研修 全4日 受講者107人中修了者102人	1 放課後子ども総合プラン推進事業 (子ども教室、児童クラブ) ・市町村や子ども教室等によって、訓練等の実施内容に差がある。 2 学校支援地域本部等事業 ・市町村や学校によって、地域との連携活動の内容に差がある。 ・人口減少や高齢化が進む中、学校を支援する人材の育成・確保が必要。	生涯学習課 43
70	項目 (3) 学校等における児童等の見守り活動等の推進 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体と連携して、学校等における見守り活動などの効果的な安全確保の取組を実施します。	1 教職員や子どもの安全対応能力の向上を図る「防犯教室」を推進するための「学校安全教室推進講習会」を開催する。 2 スクールガードの組織について市町村教育委員会を通じて充実・強化を働きかけます。	1 地域の活動にスクールガード・リーダーが効果的に関わりを持つよう、市町村に働きかけていく必要がある。 2 全ての小学校区で組織されているスクールガードの組織の充実と強化について、継続して働きかけていく必要がある。	1 教職員や子どもの安全対応能力の向上を図る「防犯教室」を推進するための「学校安全教室推進講習会」を8月5日に開催し、大阪教育大学附属池田小学校の眞田副校長先生に講演をいただき、防犯意識の向上を図ることができた。 2 スクールガードの組織がない小学校を所管する市町村教育委員会へ組織の育成について働きかけ改善を図ることができた。	1 各学校における、保護者・地域・関係機関・地域の防犯組織等と連携した見守り活動や不審者への対処についての啓発となった。 2 スクールガードの組織について市町村教育委員会を通じて充実・強化を働きかける。	1 教職員や子どもの安全対応能力の向上を図る「防犯教室」を推進するための「学校安全教室推進講習会」を開催する。 2 全ての小学校区で組織されているスクールガードの組織の充実と強化について、継続して働きかけていく必要がある。	学校安全管理対策課 43
71	項目 (3) 学校等における児童等の見守り活動等の推進 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体と連携して、学校等における見守り活動などの効果的な安全確保の取組を実施します。	1 自主防犯組織、教職員、保護者等と連携した通学路における子どもの見守り活動の実施 2 青色回転灯装備車を使用した登下校時の通学路の安全活動の実施	継続実施による活動の定着化	1 自主防犯組織、教職員、保護者等と連携した通学路における子ども見守り活動を実施した。 2 各防犯活動団体において、青色回転灯装備車を使用した登下校時の通学路パトロールが行われた。	関係機関との連携による子ども見守り活動のほか、各防犯活動団体等による積極的な見守り活動が行われた。	児童等の見守り活動を行う関係団体等に対する活動要領等の情報の提供及び犯罪情報の提供を行い、活動の推進を図る。	生活安全企画課 43
72	項目 (4) 児童等への安全教育の充実 ①防犯教室等の開催 内 容 学校等の設置・管理者、保護者及び関係機関などと連携して、児童等が犯罪の被害に遭わないための参加・体験型の効果的な安全教育の充実に努めます。	各種教室(交通安全、薬物乱用防止等)や行事の中で、防犯教育の定着を要請していく。	様々なカリキュラムの中で、継続した防犯教育の実施が難しい面がある。	学校訪問等において、継続的な防犯教育の必要性について注意喚起を行った。	学校により、また、年度により実施できていない。 様々なカリキュラムの中で、継続した防犯教育の実施が難しい面がある。	学校訪問等において、継続的な防犯教育の必要性について注意喚起していく。	私学・大学支援課 43
73	項目 (4) 児童等への安全教育の充実 ①防犯教室等の開催 内 容 学校等の設置・管理者、保護者及び関係機関などと連携して、児童等が犯罪の被害に遭わないための参加・体験型の効果的な安全教育の充実に努めます。	1及び2 居宅系を除く全ての障害福祉サービス事業所等で、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアルが作成されるよう指導する。 3 利用者の安全を確保するためのマニュアルとして、事故防止マニュアルや感染症予防マニュアルなどが策定されているか、防災マニュアルなどが策定されているか、防犯に配慮した取組を行っているか確認を行う。	特になし。	福祉指導課と共に、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアル、事故防止マニュアル、感染症予防マニュアルなどの策定及び取組状況については実地指導の際、確認。	防災対策マニュアルの作成により、各障害福祉サービス事業所等がそれぞれの事業所の立地条件や災害の際の危険性を把握し、対応策の検討、利用者への周知が図られた。	1及び2 居宅系を除く全ての障害福祉サービス事業所等で、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアルが作成されるよう指導する。 3 利用者の安全を確保するためのマニュアルとして、事故防止マニュアルや感染症予防マニュアルなどが策定されているか、防災マニュアルなどが策定されているか、防犯に配慮した取組を行っているか確認を行う。	障害保健福祉課 43

平成27年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
基本の方策1 学校等における児童等の安全を確保する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D) ●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるバスの変化	評価(C) 実施後の分析、検証	改善(A) 次年度の取組		担当課 計画冊子記載ページ
		H27年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等			H28年度実施計画	実施上の課題等	
74	項目 (4) 児童等への安全教育の充実 ①防犯教室等の開催 内 学校等の設置・管理者、保護者及び 関係機関などと連携して、児童等が犯 罪の被害に遭わないための参加・体験 型の効果的な安全教育の充実に努め ます。	1 児童養護施設等に対して、指導監査実施時に「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目にある入所児童に対する安全管理についての指導に対する取組状況を確認し、体験・参加型の安全教育の実施状況についても確認する。	1 関係機関との間で、情報の迅速な交換ができる体制整備 2 外出中の児童の安全確保	指導監査実施時等に確認し指導した。	マニュアル等の整備はできている。	1 児童養護施設等に対して、指導監査実施時に「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目にある入所児童に対する安全管理についての指導に対する取組状況を確認し、体験・参加型の安全教育の実施状況についても確認する。	1 関係機関との間で、情報の迅速な交換ができる体制整備 2 外出中の児童の安全確保	児童家庭課 43
75	項目 (4) 児童等への安全教育の充実 ①防犯教室等の開催 内 学校等の設置・管理者、保護者及び 関係機関などと連携して、児童等が犯 罪の被害に遭わないための参加・体験 型の効果的な安全教育の充実に努め ます。	市町村ヒアリング等を通じ、保育所・幼稚園・認定こども園等における安全管理・安全教育の必要性の周知を図るとともに、防犯教室等の実施を要請する。	子どもに対する防犯教室の実施及び教職員に対する防犯に関する訓練等の実施率とともに更に向上させるため、必要性の理解を十分に図る必要がある。	1 全市町村を訪問し、保育所等の安全管理・安全教育の実施状況についてヒアリングと推進を要請 2 危機管理マニュアルが作成されていない園等へは、市町村訪問や研修会等を通じマニュアル整備を要請 3 全私立幼稚園、私立認定こども園に対して、私立学校運営費補助金事業計画ヒアリングの場で、安全管理・完全教育の実施状況についてヒアリングと推進を要請	子どもに対する防犯教室の実施率は84.8%、教職員に対する防犯に関する訓練等の実施率は76.1%であることから引き続きあらゆる場面を通じて防犯教室等の開催の必要性を十分に理解してもらい、実施に向けて要請をしていく必要がある	市町村ヒアリング等を通じ、保育所・幼稚園・認定こども園等における安全管理・安全教育の必要性の周知を図るとともに、防犯教室等の実施を要請する	子どもに対する防犯教室の実施及び教職員に対する防犯に関する訓練等の実施率とともにさらに向上させるため、必要性の理解を十分に図る必要がある	幼保支援課 43
76	項目 (4) 児童等への安全教育の充実 ①防犯教室等の開催 内 学校等の設置・管理者、保護者及び 関係機関などと連携して、児童等が犯 罪の被害に遭わないための参加・体験 型の効果的な安全教育の充実に努め ます。	放課後子どもプラン推進事業 (子ども教室、児童クラブ)・高知県放課後児童クラブ設置運営基準(H22)及び「安全管理ハンドブック(H24.1改訂)」に基づき、安全対策を徹底するよう市町村に周知、啓発を行う。 H27から実施する放課後児童支援員認定資格研修において、安全・安心への対応を学ぶ機会を提供する。	放課後子ども総合プラン推進事業 (子ども教室、児童クラブ)	1 放課後子ども総合プラン推進事業 (子ども教室、児童クラブ) ・市町村訪問や研修等の機会を活用し、安全対策の徹底について周知、啓発を行った。 ・実施場所の安全確保のためには、学校や地域との連携を進める必要がある。	1 放課後子ども総合プラン推進事業 (子ども教室、児童クラブ) ・市町村や子ども教室等によって、子どもたちへの安全教育の内容に差がある。 ・放課後児童支援員認定資格研修において、安全対策・緊急時対応についての講義(90分)を行った。 放課後児童支援員認定資格研修 全4日 受講者107人中修了者102人	1 放課後子ども総合プラン推進事業 (子ども教室、児童クラブ) ・市町村訪問や研修等の機会を活用し、安全教育の充実について周知、啓発を実施 ・放課後児童支援員認定資格研修や子育て支援員研修(放課後児童コース)において、安全対策・緊急時対応について学ぶ内容を提供	1 放課後子ども総合プラン推進事業 (子ども教室、児童クラブ) ・市町村や子ども教室等によって、子どもたちへの安全教育の内容に差がある。	生涯学習課 43
77	項目 (4) 児童等への安全教育の充実 ①防犯教室等の開催 内 学校等の設置・管理者、保護者及び 関係機関などと連携して、児童等が犯 罪の被害に遭わないための参加・体験 型の効果的な安全教育の充実に努め ます。	教職員や子どもの安全対応能力の向上を図る「防犯教室」を推進するための「学校安全教室推進講習会」の開催	「防犯教室」の開催等の実施率が減少するなど、学校における、防犯に関する取組の優先順位が低下していることから「学校安全教室推進講習会」等の機会を捉え啓発を行うとともに、実施率の低い市町村については、指導・支援を行う必要がある。	1 教職員や子どもの安全対応能力の向上を図る「防犯教室」を推進するための「学校安全教室推進講習会」を8月5日に開催し、大阪教育大学附属池田小学校の眞田副校長先生に講演をいただき、防犯意識の向上を図ることができた。	1 教職員や子どもの安全対応能力の向上を図る「防犯教室」を推進するための「学校安全教室推進講習会」の開催	1 教職員や子どもの安全対応能力の向上を図る「防犯教室」を推進するための「学校安全教室推進講習会」等の機会を捉え啓発を行うとともに、実施率の低い市町村については、指導・支援を行う必要がある。	「防犯教室」の開催等の実施率が減少するなど、学校における、防犯に関する取組の優先順位が低下していることから「学校安全教室推進講習会」等の機会を捉え啓発を行うとともに、実施率の低い市町村については、指導・支援を行う必要がある。	学校安全対策課 43
78	項目 (4) 児童等への安全教育の充実 ①防犯教室等の開催 内 学校等の設置・管理者、保護者及び 関係機関などと連携して、児童等が犯 罪の被害に遭わないための参加・体験 型の効果的な安全教育の充実に努め ます。	誘拐被害防止教室の継続実施	学校側との連携	誘拐被害防止教室を開催するほか、子ども110番の家の制度等の周知を図った。	誘拐防止教室における体験型学習の実施に限らず、子ども110番の家の場所の確認や利用方法等についても体験させるなど既存の制度を見直すことができるような措置を講じる必要がある。	関係機関、保護者等と連携し、児童等への安全教育を積極的に展開する。	体験型学習を取り入れ、子ども110番の家の子どもを守るために制度を見直すことを。	生活安全企画課 43
79	項目 (4) 児童等への安全教育の充実 ②安全マップ作成の促進 内 児童等の危険予測能力、危険回避能力を高めるため、学校の設置・管理者に対して、安全マップの作成による安全教育を行うよう、働きかけます。	「地域安全マップ」の意義や実施方法及び作成・活用・有用性について「学校安全教室推進講習会」等を通して周知徹底していく。	学校における「安全マップ」作成に向かって、有効性や作成方法について周知し、作成に向けた一層の働きかけが必要である。	「地域安全マップ」作成・活用について周知した。 「安全マップ」作成率: 小学校42%	「地域安全マップ」の意義や実施方法及び作成・活用・有用性について周知したが昨年度と大きな変化は見られなかった。	「地域安全マップ」の意義や実施方法及び作成・活用・有用性について周知したが昨年度と大きな変化は見られなかった。	学校における「安全マップ」作成に向かって、有効性や作成方法について周知し、作成に向けた一層の働きかけが必要である。	学校安全対策課 44

平成27年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
基本の方策1 学校等における児童等の安全を確保する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D) ●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	評価(C) 実施後の分析、検証	改善(A) 次年度の取組		担当課 生活安 全企 画課	計画 冊子 記載 ページ 44
		H27年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等			H28年度実施計画	実施上の課題等		
80	項目 (4) 児童等への安全教育の充実 ②安全マップ作成の促進 内 容 能力を高めるため、学校の設置・管理者に対して、安全マップの作成による安全教育を行うよう、働きかけます。	安全マップの作成にかかる指導の実施	学校側との連携	安全マップの作成に必要な情報の提供を行った。	対象数が多く、実施方法を検討する必要がある。	安全マップの作成にかかる指導の実施	対象数が多く、実施方法を検討する必要がある。		
81	項目 (5) 防犯環境整備の促進 内 容 学校等へ不審者が侵入して、児童等へ危害を加えることを防ぐため、学校等の設置・管理者に対して、施設・設備の整備と定期的な安全点検を実施するよう、働きかけます。	施設・設備の整備、安全点検の継続した実施を要請とともに、学校安全対策の取組に対する補助制度を継続していく。	特になし。	学校訪問等において、施設の安全点検の必要性について注意喚起を行った。	各学校とも防犯環境の整備や安全点検の重要性を十分認識しており、必要に応じて整備等を行っているが、年度により安全点検が実施できていない学校がある。 (高知県私立学校教育力強化推進事業費補助金:教育改革推進事業(学校安全の推進))	施設・設備の整備、安全点検の継続した実施の必要性について注意喚起とともに、学校安全対策の取組に対する補助制度を継続していく。	特になし。	私学・大学支援課	44
82	項目 (5) 防犯環境整備の促進 内 容 学校等へ不審者が侵入して、児童等へ危害を加えることを防ぐため、学校等の設置・管理者に対して、施設・設備の整備と定期的な安全点検を実施するよう、働きかけます。	1及び2 居宅系を除く全ての障害福祉サービス事業所等で、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアルが作成されるよう指導する。 3 利用者の安全を確保するためのマニュアルとして、事故防止マニュアルや感染症予防マニュアルなどが策定されているか、防災マニュアルなどが策定されているか、防犯に配慮した取組を行っているか確認を行う。	特になし。	福祉指導課と共に、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアル、事故防止マニュアル、感染症予防マニュアルなどの策定及び取組状況については実地指導の際、確認。	防災対策マニュアルの作成により、各障害福祉サービス事業所等がそれぞれの事業所の立地条件や災害の際の危険性を把握し、対応策の検討、利用者への周知が図られた。	1及び2 居宅系を除く全ての障害福祉サービス事業所等で、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアルが作成されるよう指導する。 3 利用者の安全を確保するためのマニュアルとして、事故防止マニュアルや感染症予防マニュアルなどが策定されているか、防災マニュアルなどが策定されているか、防犯に配慮した取組を行っているか確認を行う。	特になし。	障害保 健福祉 課	44
83	項目 (5) 防犯環境整備の促進 内 容 学校等へ不審者が侵入して、児童等へ危害を加えることを防ぐため、学校等の設置・管理者に対して、施設・設備の整備と定期的な安全点検を実施するよう、働きかけます。	1 児童養護施設等に対して、指導監査実施時に「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目にある施設整備面における安全確保がどれていか状況を確認し、指導を図る。	1 關係機関との間で、情報の迅速な交換ができる体制整備 2 外出中の児童の安全確保	指導監査実施時等に確認し指導した。	施設設備面での安全確保はできる。	1 児童養護施設等に対して、指導監査実施時に「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目にある施設整備面における安全確保がどれていか状況を確認し、指導を図る。	1 關係機関との間で、情報の迅速な交換ができる体制整備 2 外出中の児童の安全確保	児童家庭課	44
84	項目 (5) 防犯環境整備の促進 内 容 学校等へ不審者が侵入して、児童等へ危害を加えることを防ぐため、学校等の設置・管理者に対して、施設・設備の整備と定期的な安全点検を実施するよう、働きかけます。	1 放課後子どもプラン推進事業（子ども教室、児童クラブ） 「高知県放課後児童クラブ設置運営基準(H22)」を、実施主体である市町村等に対して引き続き周知徹底し、必要な助言を行う。 ・H27から実施する放課後児童支援員認定資格研修において、安全・安心への対応を学ぶ機会を提供する。	1 放課後子ども総合プラン推進事業（子ども教室、児童クラブ） ・市町村担当者が異動したところは、年度当初から十分な説明が必要。 ・実施場所の安全確保のためには、学校や地域との連携を進める必要がある。	1 放課後子ども総合プラン推進事業（子ども教室、児童クラブ） ・市町村訪問や研修等の機会を活用し、安全対策の徹底について周知、啓発を行った。 ・放課後児童支援員認定資格研修において、安全対策・緊急時対応についての講義(90分)を行った。 放課後児童支援員認定資格研修 全4日 受講者107人中修了者102人	1 放課後子ども総合プラン推進事業（子ども教室、児童クラブ） ・市町村や子ども教室等によって、環境整備の内容に差がある。	1 放課後子ども総合プラン推進事業（子ども教室、児童クラブ） ・市町村訪問や研修等の機会を活用し、環境整備の徹底について周知、啓発を実施 ・放課後児童支援員認定資格研修や子育て支援員研修(放課後児童コース)において、安全対策・緊急時対応について学ぶ内容を提供	1 放課後子ども総合プラン推進事業（子ども教室、児童クラブ） ・市町村や子ども教室等によって、環境整備の内容に差がある。	生涯学習課	44
85	項目 (5) 防犯環境整備の促進 内 容 学校等へ不審者が侵入して、児童等へ危害を加えることを防ぐため、学校等の設置・管理者に対して、施設・設備の整備と定期的な安全点検を実施するよう、働きかけます。	1 学校の施設・設備等について毎学期1回以上の安全点検を実施するよう、周知徹底を継続する。	1 アンケート等により取組状況を把握し、全ての学校において実施されるよう、また、学校における安全点検の質の向上を図るよう、市町村等を通して働きかける必要がある。	1 研修会等あらゆる機会をとらえて、学校の施設・設備等について毎学期1回以上の安全点検を実施するよう働きかけた。よう周知徹底したことにより、点検実施率の向上が図られた。	1 学校の施設・設備等について毎学期1回以上の安全点検を実施するよう、周知徹底を継続する。	1 アンケート等により取組状況を把握し、全ての学校において実施されるよう、また、学校における安全点検の質の向上を図るよう、市町村等を通して継続して働きかけていく必要がある。		学校安 全対策 課	44

平成27年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
基本の方策2 通学路等における児童等の安全を確保する

番号	具体的な取組	計画(P)		実施後の分析、検証	改善(A) 次年度の取組		担当課 冊子記載 ページ	
		H27年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等		H28年度実施計画	実施上の課題等		
86	項目 (1) 通学路等における児童等の安全の確保のための指針の周知及び助言 通学路等において児童等の安全が確内保されるよう、学校等の設置・管理者や保護者、その他の関係者に対して、「通学路等における児童等の安全の確保のための指針」の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。	市町村訪問等を通じ、保育所・幼稚園・認定こども園における安全管理・安全教育の推進と指針の周知を図る。	児童の交通安全確保についての保育者・保護者等の更なる意識の向上	●アカウント(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アカウム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じたラスの変化	1全市町村を訪問し、保育所等の安全管理・安全教育の実施状況についてヒアリング・指針の周知 2全私立幼稚園、私立認定こども園に対して、私立学校運営費補助金事業計画ヒアリングや研修会等の場で、安全管理・完全教育の実施状況についてヒアリングと指針の周知	市町村訪問やヒアリング、研修会等を通じて保育者・保護者等に対し、安全管理のための指針の周知を図り、意識の醸成を図ることができた	市町村訪問を通じ、保育所・幼稚園・認定こども園における安全管理・安全教育の推進と指針の周知を図る	児童の交通安全確保についての保育者・保護者等の更なる意識の向上 幼保支援課 45
87	項目 (1) 通学路等における児童等の安全の確保のための指針の周知及び助言 通学路等において児童等の安全が確内保されるよう、学校等の設置・管理者や保護者、その他の関係者に対して、「通学路等における児童等の安全の確保のための指針」の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。	1 放課後子どもプラン推進事業 (子ども教室、児童クラブ) ・「高知県放課後児童クラブ設置運営基準(H22)」を、実施主体である市町村等に対して引き続き周知徹底し、必要な助言を行う。 ・H27から実施する放課後児童支援員認定資格研修において、安全・安心への対応を学ぶ機会を提供する。	1 放課後子どもプラン推進事業 (子ども教室、児童クラブ) ・市町村担当者が異動したところは、年度当初から十分な説明が必要。 ・実施場所の安全確保のために、学校や地域との連携を進める必要がある。	1 放課後子ども総合プラン推進事業 (子ども教室、児童クラブ) ・市町村訪問や研修等の機会を活用し、安全対策の徹底について周知、啓発を行った。 ・放課後児童支援員認定資格研修において、安全対策・緊急時対応についての講義(90分)を行った。 ・放課後児童支援員認定資格研修 全4日 受講者107人中修了者102人	1 放課後子ども総合プラン推進事業 (子ども教室、児童クラブ) ・市町村や子ども教室等によって、内容の実践に差がある。 ・放課後児童支援員認定資格研修や子育て支援員研修(放課後児童コース)において、安全対策・緊急時対応について学ぶ内容を提供	1 放課後子ども総合プラン推進事業 (子ども教室、児童クラブ) ・市町村や子ども教室等によって、内容の実践に差がある。	1 放課後子ども総合プラン推進事業 (子ども教室、児童クラブ) ・市町村や子ども教室等によって、内容の実践に差がある。 生涯学習課 45	
88	項目 (1) 通学路等における児童等の安全の確保のための指針の周知及び助言 通学路等において児童等の安全が確内保されるよう、学校等の設置・管理者や保護者、その他の関係者に対して、「通学路等における児童等の安全の確保のための指針」の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。	1「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」の継続と効果的な活用 ・スクールガード・リーダーによる巡回指導等の継続 2「学校安全教室推進講習会」における情報提供	1 地域の活動にスクールガード・リーダーが効果的に関わりを持つよう、市町村に働きかけていく必要がある。 2 全ての小学校区で組織されたスクールガード(学校安全ボランティア)の組織の充実と強化について、継続して働きかけていく必要がある。	1「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」の継続と効果的な活用 ・スクールガード・リーダー連絡協議会を開催し、リーダーの役割や、地域の見守り活動の充実について共通認識を図った。 2 「学校安全教室推進講習会」等の研修会を通じて、最新の情報を提供を行うことができた。	1「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」の継続と効果的な活用 ・スクールガード・リーダーによる巡回指導等の継続 2 「学校安全教室推進講習会」における情報提供	1 地域の活動にスクールガード・リーダーが効果的に関わりを持つよう、市町村に働きかけていく必要がある。 2 全ての小学校区で組織されたスクールガード(学校安全ボランティア)の組織の充実と強化について、継続して働きかけていく必要がある。	1 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業 (子ども教室、児童クラブ) ・市町村や子ども教室等によって、内容の実践に差がある。 学校安全対策課 46	
89	項目 (1) 通学路等における児童等の安全の確保のための指針の周知及び助言 通学路等において児童等の安全が確内保されるよう、学校等の設置・管理者や保護者、その他の関係者に対して、「通学路等における児童等の安全の確保のための指針」の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。	各種広報媒体、防犯教室等による指針の周知を図る。	効果検証が困難	地域安全ニュース等の配布により、指針の周知を行った。	指針に定める個々具体的な取組の重要さを広めるとともに、取組が効果的かつ円滑に進むよう必要な情報の提供を行う必要がある。	地域安全ニュース等の活用による指針の周知及び指針の取組に有益な情報の提供を行う。	関係者に対する情報提供の場を広めること。 生活安全企画課 36	
90	項目 (2) 通学路等における児童等の見守り活動等の促進 ①学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、関係団体等との連携 ②学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体などと連携して、通学路等における登下校時のパトロール活動や見守り活動などの効果的な安全対策を実施します。	1「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」の継続と効果的な活用 ・スクールガード・リーダーによる巡回指導等の継続実施	1 地域のボランティアと学校との連携が不十分な市町村がある。 2 全ての小学校区で組織されたスクールガード(学校安全ボランティア)の組織の充実と強化について、継続して働きかけていく必要がある。	1 「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」の継続と効果的な活用ができた。 ・スクールガード・リーダー間の情報共有及び啓発を図ることができた。 2 「学校安全教室推進講習会」を8月5日に開催し、大阪教育大学附属池田小学校の真田副校長先生に講演をいただき、防犯意識の向上と啓発を図ることができた。	1「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」の継続と効果的な活用 ・スクールガード・リーダーによる巡回指導等の継続実施 2 全ての小学校区で組織されたスクールガード(学校安全ボランティア)の組織の充実と強化について、継続して働きかけていく必要がある。	1 地域のボランティアと学校との連携が十分でない市町村がある。 2 全ての小学校区で組織されたスクールガード(学校安全ボランティア)の組織の充実と強化について、継続して働きかけていく必要がある。	学校安全対策課 45	

平成27年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
基本の方策2 通学路等における児童等の安全を確保する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D) ●アカーブット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アカーブム(結果) ●アカーブド(結果)等を通じて生じるプラスの変化	評価(C) 実施後の分析、検証	改善(A) 次年度の取組		担当課 生活 安全 企画 課	計画 冊子 記載 ページ 45
		H27年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等			H28年度実施計画	実施上の課題等		
91	項目 (2)通学路等における児童等の見守り活動等の促進 内 ①学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、関係団体等との連携 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体などと連携して、通学路等における登下校時のパトロール活動や見守り活動などの効果的な安全対策を実施します。	1 自主防犯組織、教職員、保護者等と連携した通学路における子どもの見守り活動の実施 2 青色回転灯装備車を使用した登下校時の通学路見守り活動の実施	継続実施による活動の定着化	1 自主防犯組織、教職員、保護者等と連携した通学路における子どもも見守り活動を実施した。 2 各防犯活動団体において、青色回転灯装備車を使用した登下校時の通学路パトロールが行われた。	関係機関との連携による子どもも見守り活動のほか、各防犯活動団体等による積極的な見守り活動が行われた。	通学路安全の日における児童の見守り活動及び通学路安全点検活動を実施する。	通学路安全の日の周知を図り、参加者を増やすこと。		
92	項目 (2) 通学路等における児童等の見守り活動等の促進 内 ②通学路等における声かけ運動の実施 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体などと連携して、通学路等における児童等への声かけ運動を推進します。	1「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」の継続と効果的な活用 スクールガード・リーダーによる巡回指導等の継続実施とスクールガード養成講習会の開催 2 青色回転灯装備車を使用した登下校時の通学路見守り活動の実施	1 地域のボランティアと学校との連携が不十分な市町村がある。 2 全ての小学校区で組織されたスクールガード・リーダーによる巡回指導等の実施 ・スクールガード・リーダーによる巡回指導協議会の開催(5月11日) ・学校安全活動の取組実施 ・市町村へのスクールガード組織活動の充実と促進の啓発を実施	1「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」の継続と効果的な活用 ・スクールガード・リーダー間の情報共有及び啓発を図ることができた。 ・21市町村164校で39名のスクールガード・リーダーによる巡回指導等の実施 ・スクールガード・リーダー連絡協議会の開催(5月11日) ・学校安全活動の取組実施 ・市町村へのスクールガード組織活動の充実と促進の啓発を実施	1「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」の継続と効果的な活用 スクールガード・リーダーによる巡回指導等の継続実施とスクールガード養成講習会の開催	1 地域のボランティアと学校との連携が十分でない市町村がある。 2 全ての小学校区で組織されているスクールガード(学校安全ボランティア)組織の充実と強化について、更に継続して働きかけていく必要がある。	学校安全対策課	45	
93	項目 (2) 通学路等における児童等の見守り活動等の促進 内 ②通学路等における声かけ運動の実施 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体などと連携して、通学路等における児童等への声かけ運動を推進します。	1 自主防犯組織、教職員、保護者等と連携した通学路における子どもの見守り活動の実施 2 青色回転灯装備車を使用した登下校時の通学路見守り活動の実施	継続実施による活動の定着化	自主防犯組織、教職員、保護者等と連携した通学路における子どもも見守り活動に併せた声かけ運動を実施した。	関係機関との連携による子どもも見守り活動に併せ、声かけ運動を推進した。	通学路安全の日の活動、関係者との連携による見守り活動に併せて声かけ運動を実施するとともに、制度の周知を図る。	声かけ運動が継続して行われるよう制度を浸透させ、運動への参加者を増加させること。	生活 安全 企画 課	45
94	項目 (2) 通学路等における児童等の見守り活動等の促進 内 ②通学路等における声かけ運動の実施 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体などと連携して、通学路等における児童等への声かけ運動を推進します。	スクールサポーターによる通学路等におけるパトロール活動の実施	現在、県内に計16名のスクールサポーターが配置されているが、16名では全所属への配置がきかず、1警察署が不在である。	各警察署及び少年サポートセンターにおいて、児童生徒の登下校時間帯に合わせた街頭補導活動を計画し、通学路等における児童への声かけを実施。	登下校時間帯に合わせた補導活動を実施することにより、児童生徒への声かけを積極的に行なうことができるようになったほか、児童等にとってもなじみの顔として認識することができ、地域における子どもの見守り活動として効果的であった。	スクールサポーターによる通学路等におけるパトロール活動の実施	平成28年度は1名増員の17名となり、全所属に配置となった。効果的なパトロール活動が実施できるように、学校をはじめとする関係機関との情報共有が重要となる。	少年 課	45
95	項目 (2) 通学路等における児童等の見守り活動等の促進 内 ③セーフティステーション活動の促進 「こども110番のいえ・くるまの設置促進」「こども110番のいえ」をはじめとした児童等の緊急避難所(セーフティステーション)が、学校等や地域の状況に応じて適切に設置されるよう、県民及び事業者に対して働きかけます。 また、「こども110番のいえ」などの設置者に対して、不審者情報の提供や防犯指導を行います。	1 こども110番のいえ・くるまの設置促進 2 県警HP・あんしんFメール等による不審者情報提供	こども110番のいえの公表方法、学校側への情報提供方法等を考慮する必要がある。	こども110番のいえ、こども110番のくるま等の制度への参加を呼びかけるとともに、学校側との連携による制度の広報に努めた。	こども110番のいえのステッカー購入費用に上限があり、制度の普及に限りがある。	こども110番のいえ・くるまの効果的な指定を促進するとともに、被指定者に対する不審者情報の提供等を充実させる。	効果的な指定を行うこと。	生活 安全 企画 課	45

平成27年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
基本の方策2 通学路等における児童等の安全を確保する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D) ●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	評価(C) 実施後の分析、検証	改善(A) 次年度の取組		担当課 計画冊子記載ページ
		H27年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等			H28年度実施計画	実施上の課題等	
96	項目 (3) 通学路等の環境整備の促進 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、通学路等の管理者、警察署など関係者が連携して、危険個所などを把握するとともに、その改善に向けて取り組むよう、働きかけます。	1. 道路管理者(県)が実施すべき144箇所のうち対策未完了22箇所について、安全対策を実施する。 2. 団体数の増加に伴う活動回数の増加が大きくなるよう、引き続き機会をとらえ、ボランティア団体に要請を行う。	1. 残る22箇所については、歩道設置・拡幅など用地買収を伴う大規模な対策であるため、時間を要する。 2. 特になし。	1. H24緊急合同点検により抽出された要対策箇所639箇所のうち道路管理者(県)が実施すべき144箇所について、124箇所対策完了。 2. ポランティアの登録団体数が654団体となり、そのうち407団体が延べ3,863回の道路美化作業を行った。	1. 対策未完了箇所については歩道設置・拡幅など用地買収を伴う大規模な対策であるため、進捗が思うように上がらなかつた。 2. 前年度と比較して活動した団体数は5団体増となったが、活動述べ回数21回減となつた。	1. 道路管理者(県)が実施すべき144箇所のうち対策未完了20箇所について、市町村が策定する通学路交通安全プログラムの要対策箇所に位置付けて安全対策を実施していく。 2. 団体数の増加に伴う活動回数の増加が大きくなるよう、引き続き機会をとらえ、ボランティア団体に要請を行う。	1. 残る20箇所については、歩道設置・拡幅など用地買収を伴う大規模な対策であるため、時間を要する。また、通学路交通安全プログラムへの位置付けには関係機関との点検および公表が必要であるため、未策定の市町村には早急に策定するよう働きかけを行う必要がある。 2. 特になし。	道路課 45
97	項目 (3) 通学路等の環境整備の促進 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、通学路等の管理者、警察署など関係者が連携して、危険個所などを把握するとともに、その改善に向けて取り組むよう、働きかけます。	1. 指定管理者に、安全安心まちづくりに関する指針の周知及び防犯に配慮した維持管理の協議を行う。 2. 県都市公園管理担当職員に、土木部維持管理担当者会等で安全安心まちづくりに関する指針の周知を行う。		1. 指定管理者に、安全安心まちづくりに関する指針の周知及び防犯に配慮した維持管理の協議を行った(6月) 2. 土木部維持管理担当者会で安全安心まちづくりに関する指針の周知(5月)	1. 指定管理者との協議を行った結果、防犯に配慮した維持管理に取り組むよう働きかけることができた。 2. 県都市公園管理担当職員に防犯意識の一層の浸透を図ることができた。	1. 指定管理者に、安全安心まちづくりに関する指針の周知及び防犯に配慮した維持管理の協議を行う。 2. 県都市公園管理担当職員に、土木部維持管理担当者会等で安全安心まちづくりに関する指針の周知を行う。		公園下水道課 45
98	項目 (3) 通学路等の環境整備の促進 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、通学路等の管理者、警察署など関係者が連携して、危険個所などを把握するとともに、その改善に向けて取り組むよう、働きかけます。	1. 各学校における通学路の緊急合同点検の取組及びその対策の進捗について、県警・道路課と連携して状況把握を行っていき、市町村規模も含め取組に温度差がある。 2. 各学校における通学路の交通安全の確保に向けた推進体制の構築及び基本方針の策定を図る。	学校等と、保護者や地域、関係機関が連携して取り組む仕組みづくりが必要である。市町村規模も含め取組に温度差がある。	・平成24年度に実施された緊急合同点検で抽出された639ヶ所への、その後の対応や推進体制について継続した啓発活動を実施した。	・取組結果、公立小学校での通学路の安全点検実施率は95%であった。	1. 各学校における通学路の緊急合同点検の取組及びその対策の進捗について、県警・道路課と連携して状況把握を行っていく。 2. 各学校における通学路の交通安全の確保に向けた推進体制の構築及び基本方針を策定し、通学路の安全性を確保する。	学校等と、保護者や地域、関係機関が連携して取り組む仕組みづくりが必要である。市町村規模も含め取組に温度差がある。	学校安全対策課 45
99	項目 (3) 通学路等の環境整備の促進 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、通学路等の管理者、警察署など関係者が連携して、危険個所などを把握するとともに、その改善に向けて取り組むよう、働きかけます。	通学路等における児童等の見守り活動に併せた危険箇所の把握及び関係機関への連絡	関係機関との連携	通学路等における安全の日の見守り活動において関係機関との連携を図った。	県、市町村等と連携した環境整備を行なう必要がある。	通学路等における児童等の見守り活動等に併せた危険箇所の把握を図る。	県、市町村等と連携した環境整備を行なう必要がある。	生活安全企画課 45

平成27年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
基本の方策3 子どもの安全を確保する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課 記載ページ
		H27年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等			実施後の分析、検証	H28年度実施計画	
100	項目 (1) 広報・啓発の充実 内 容 テレビやラジオなどのメディア、県の広報紙、ホームページなどの様々な広報媒体を活用した地域ぐるみで子どもを守る意識を高めます。	1 県民の防犯意識を高める広報・啓発 広報紙「安全安心まちづくりニュース」発行(1万部×年4回を予定) 安全安心まちづくり構成員向けの会報を発行(250部×年4回を予定) 2 高知県ホームページでの広報 3 ラジオ等を利用した広報 4 安全安心まちづくりポスターの募集及び作成、配付 5 「安全安心まちづくりひろば」での広報	子どもの安全確保については、これまでにも繰り返し広報されてきたことであり、広報紙などで関心を誘うような工夫した紙面づくりに努める必要がある。	1 県民の防犯意識を高める広報・啓発 広報紙「安全安心まちづくりニュース」の第1号(6月)、第2号(8月)、第3号(11月)、第4号(2月)計444,000部発行 会報「安全安心まちづくりだより」(5月号外、6月、8月、10月)各250部発行 2 高知県ホームページでの広報 3 RKCラジオでの広報 4 シンボルマーク入りの「通学路安全の日」を広報するタペストリーを作成し、県庁舎玄関等で掲示 5 安全安心まちづくりポスターの募集 応募332作品。最優秀作品は、ポスターとして関係機関に配布(配布数1,300枚) 6 地域の集まりや会合の場に出向き、犯罪概況や防犯対策、子どもを犯罪から守る取組について説明する出前講座を実施(計12回) 7 イオンモール高知で開催した「安全安心まちづくりひろば」において、安全安心まちづくりバナレ展を行い、犯罪の発生状況や防犯対策、悪質商法の手口、防犯活動に取り組む団体などについて紹介 8 平成27年度高知県安全安心まちづくり推進会議総会において基調講演を行い、構成員である市町村・地域活動団体等に向けて犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する必要性を説明	1 広報紙、会報において、各地区の活動紹介を積極的にを行い、活動の活性化につなげた。 2 全国的には子どもが被害者となる悲惨な事件・事故が相次いで発生していることから、子どもの安全確保に向けた取組は、弛まぬ継続が求められる。	1 県民の防犯意識を高める広報・啓発 広報紙「安全安心まちづくりニュース」発行(11万部×年4回を予定) 2 高知県ホームページでの広報 3 ラジオ等を利用した広報 4 安全安心まちづくりポスターの募集及び作成、配付 5 「安全安心まちづくりひろば」での広報	子どもの安全確保については、これまでにも繰り返し広報されてきたことであり、広報紙などで関心を誘うような工夫した紙面づくりに努める必要がある。	県民生活・男女共同参画課 46
101	項目 (1) 広報・啓発の充実 内 容 テレビやラジオなどのメディア、県の広報紙、ホームページなどの様々な広報媒体を活用した地域ぐるみで子どもを守る意識を高めます。	1 「学校安全教室推進講習会」等の開催について、ホームページでの公開 2 各学校の取組等についてメディアへの積極的な情報提供の実施	各市町村・学校の取組内容について、県が情報収集できる仕組みづくりが必要である。	1 「学校安全教室推進講習会」等の開催について、ホームページで公表し、啓発を図った。 2 各学校の防犯教室の開催やスクールガード(見守り活動等の取組についてメディアへの積極的な情報提供を行った。	研修会の開催や内容についてホームページで公表したり、各学校の取組等についてメディアへの積極的な情報提供を行った。	1 「学校安全教室推進講習会」等の開催について、ホームページ等での公開 2 各学校の取組等についてメディアへの積極的な情報提供の実施	各市町村・学校の取組内容について、県が情報収集できる仕組みを形成していく必要がある。	学校安全管理対策課 46
102	項目 (1) 広報・啓発の充実 内 容 テレビやラジオなどのメディア、県の広報紙、ホームページなどの様々な広報媒体を活用した地域ぐるみで子どもを守る意識を高めます。	継続した不審者情報の提供	不審者情報のHP掲載等についての広報	1 HPにより不審者情報の提供を行った。 2 ラジオ等による広報を行った。 3 あんしんFメールによる情報発信を行った。 4 あんしんFメールの登録促進を行った。	あんしんFメールは、登録者数が前年比で1,941人増加し、情報提供手段として効果があがっている。	1 HPにより不審者情報の提供 2 テレビ・ラジオによる広報 3 あんしんFメールによる情報発信 4 あんしんFメールの登録促進	危険情報の提供だけでなく、意識の高揚を図る情報を提供すること。	生活安全企画課 46
103	項目 (2) 子どもたちを健やかに育てる取組 内 容 ①子どもへの虐待をさせないという気運を高めるための取組の実施 地域社会において、子どもへの虐待をさせないという気運を高めるための広報啓発を行います。	1 県広報紙「さんSUN高知」等への掲載 8月号 子どもと家庭の110番 11月号 児童虐待通告義務(又はオレンジリボン運動) 2 官民協働による「オレンジリボン運動」の実施	虐待相談は近年増加しているものの、様々な要因が絡み合っての結果であり、当該事業だけをとらえての効果を把握することが難しい。	1 県報紙「さんSUN高知」等への掲載 (10月号 オレンジリボン運動) 2 11月の児童虐待防止推進月間に合わせ、ラジオ広報を実施 3 官民協働による「オレンジリボン運動」を実施 ・CM放映(11月) ・たすきりレー(11月8日) ・講演会(10月24・25日)	児童虐待防止についての気運を醸成できている。	1 県広報紙「さんSUN高知」等への掲載 8月号 子どもと家庭の110番 11月号 児童虐待通告義務(又はオレンジリボン運動) 2 官民協働による「オレンジリボン運動」の実施	虐待相談は近年増加しているものの、様々な要因が絡み合っての結果であり、当該事業だけをとらえての効果を把握することが難しい。	児童家庭課 36

平成27年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
基本の方策3 子どもの安全を確保する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課 冊子記載ページ
		H27年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等			実施後の分析、検証	H28年度実施計画	
104	項目 (2) 子どもたちを健やかに育てる取組 内 ②虐待やいじめから子どもを守るネットワークの活用 虐待やいじめから子どもを守るという意識を高め、虐待やいじめの早期発見、早期対応のため、学校、PTA及び民生委員・児童委員(主任児童委員)などがつながる既存のネットワークを活用できるよう取り組みます。	各市町村の民生委員・児童委員の活動費に対して助成を行った。 交付決定額: 110,430,250円(45団体) ② 民生委員活動の温度差 ③ 民生委員・児童委員の後継者不足	1 民生委員・児童委員活動の住民への周知 2 民生委員活動の温度差 3 民生委員・児童委員の後継者不足	1 各市町村の民生委員・児童委員の活動費に対して助成を行った。 交付額: 108,911,850円(45団体) 2 民生委員・児童委員の資質向上を目的とした研修を実施した。 ・会長等、中堅、新任: 3年目(6地域で実施)、2年目、1年目、新任主任児童委員(1年目とあわせて)研修の開催(県直接、県社協への委託)…延べ出席者811名 ・ブロック別研修会(高知県民生委員児童委員協議会連合会主催)への協力(6ブロックで実施)、主任児童委員研修(県民児連主催) 3 活動の際に参考となる内容を取りまとめて全委員に配布している活動ハンドブックを改訂した。 4 県広報番組での民生委員・児童委員活動の紹介(3/20おはようこうち)	1 各市町村の民生委員・児童委員の活動費に対して助成を行うことで民生委員・児童委員約1,700人の活動を支援することができた。 2、3 民生委員・児童委員の資質向上を目的とした研修を実施した。 特に新規に民生委員・児童委員となった方に対しても、新任の3年間は毎年研修を実施し、きめ細やかな対応を行っている。 4 住民への委員活動の周知ができた。	1 各市町村の民生委員・児童委員の活動費に対して助成を行う。 当初交付決定額: 110,430,250円(45団体) 2 民生委員・児童委員の資質向上を目的とした研修を実施する。 3 県広報等を活用した委員活動の住民への周知を行う。	1 民生委員・児童委員活動の住民への周知 2 民生委員活動の温度差 3 民生委員・児童委員の後継者不足	地域福祉政策課 46
105	項目 (2) 子どもたちを健やかに育てる取組 内 ②虐待やいじめから子どもを守るネットワークの活用 虐待やいじめから子どもを守るという意識を高め、虐待やいじめの早期発見、早期対応のため、学校、PTA及び民生委員・児童委員(主任児童委員)などがつながる既存のネットワークを活用できるよう取り組みます。	中央児童相談所に市町村支援のための専門職員を配置し、人口の多い地域で、学校や民生委員・児童委員などが連携して、虐待等の早期発見や見守り活動を行う地域支援者会議の設置を高知市や香南市以外の市町村にも働きかけ、よりきめ細かい対応ができるように支援する。	1 福祉専門職の採用・配置が難しいことに加え、人事異動によって塔われたノウハウを十分に引き継ぐことができないなど、市町村の児童相談担当部署の職員の専門性の維持向上が難しい。	重点支援市(町)定例会等への参画 ・香美市、土佐市、須崎市、四万十市 重点支援市個別ケース検討会への参画 ・香美市、土佐市、須崎市、四万十市、 ・土佐清水市、四万十町	市町村における児童家庭相談体制の強化につながった。 ・実務者会前の定例会の定着 ・課題対応力の向上が図られた。 ・府内での連携が図られつつある。	1 中央児童相談所に市町村支援のための専門職員を配置し、人口の多い地域で、学校や民生委員・児童委員などが連携して、虐待等の早期発見や見守り活動を行う地域支援者会議の設置を高知市や香南市以外の市町村にも働きかけ、よりきめ細かい対応ができるように支援する。	1 福祉専門職の採用・配置が難しいことに加え、人事異動によって塔われたノウハウを十分に引き継ぐことができないなど、市町村の児童相談担当部署の職員の専門性の維持向上が難しい。	児童家庭課 46
106	項目 (2) 子どもたちを健やかに育てる取組 内 ②虐待やいじめから子どもを守るネットワークの活用 虐待やいじめから子どもを守るという意識を高め、虐待やいじめの早期発見、早期対応のため、学校、PTA及び民生委員・児童委員(主任児童委員)などがつながる既存のネットワークを活用できるよう取り組みます。	・高知県PTA研究大会において県のいじめ防止等の取組について周知を図るとともに、学校・家庭・地域が連携した取組を働きかける。 ・小中学校PTA、高等学校PTAとともに、地区別研修会においていじめ防止等、子どもたちの健全育成への取組について協議する。	・研修会後のフォローアップ調査等により、単位PTAでの活動状況を把握しながら、研修会での提案を具体的な活動に反映させるための手立てが必要	○高知県PTA研究大会での取組 ・就学前から高校までの保護者を対象とする高知県PTA研究大会において、非行や問題行動の改善に向けた県教育委員会の取組について説明し、各機関が連携した取組の重要性について理解を深めることができた。 平成27年7月12日(日) 参加者: 326人 ・小中学校PTAによる「PTA・教育行政研修会」県内7地区で、「いじめから子どもたちを守るためにPTAでできること」等のテーマで協議を実施することができた。 参加者: 579人 ○地区別研修会での取組 ・生活指導に関わるPTA会員で組織されている高校生育成長の地区別研修会において、いじめ防止に向けた取組やネット問題に関するテーマで保護者・教員がともに協議し、子どもたちの健全育成に向けた課題意識を共有し、同じ方向性をもって取り組むことを確認することができた。 参加者: 522人	○高知県PTA研究大会での取組 ・実践発表の内容について、「大変良い」と「良い」の回答が91.8%であった。 「実践発表が今後の参考になった」と回答した参加者が88.1%であった。 講演の内容については、「大変良い」と「良い」の回答が91.3%であった。 ○地区別研修会での取組 ・グループ協議において、教員・保護者・行政が共通の課題意識をもって協議することができ、具体的な取組が提案された。	・高知県PTA研究大会において、県のいじめ防止等の取組について周知を図るとともに、学校・家庭・地域が連携した取組について働きかけを実施する。 ・小中学校PTA、高等学校PTAとともに、地区別研修会においていじめ防止等、子どもたちの健全育成への取組について協議を実施	・各社会教育関係団体等に対する情報提供を行い、取組を更に拡充する必要がある。 ・研修会後のフォローアップ調査等により、単位PTAでの活動状況の把握と、研修会での提案を早急に具体的な活動に反映させるための手立てが必要。	生涯学習課 46

平成27年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
基本の方策3 子どもの安全を確保する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(O)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画冊子記載ページ
		H27年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等			実施後の分析、検証	H28年度実施計画		
107 108 109 110	項目 (2) 子どもたちを健やかに育てる取組 内 ②虐待やいじめから子どもを容てるネットワークの活用 虐待やいじめから子どもを守るという意識を高め、虐待やいじめの早期発見、早期対応のため、学校・PTA及び民生委員・児童委員(主任児童委員)などがつながる既存のネットワークを活用できるよう取り組みます。	県教委が、県下34市町村で開催される要保護児童対策地域協議会に参加し、要保護児童の状態や市町村・学校の支援状況等を把握し、必要に応じてスーパーバイザーの派遣等の支援を行う。 要保護児童が多い高知市においては、中央児相・高知市、警察の三者会議に参加し、新規ケースについてより早急に実態把握を行う。 高知県いじめ問題対策連絡協議会(において、いじめ防止等に係る機関及び団体の情報共有と連携した取組の推進を図る。	各機関が連携した実効的な支援や、迅速かつ適切な情報共有において課題がある。 いじめ問題対策連絡協議会における関係機関の代表者による意見交換については、総合的な意見交換だと、同じ意見が繰り返され進展しないことが考えられるため、テーマを絞った意見交換をしていくことが必要。	・要保護児童の実態を把握することで、緊急対応を要するケースについては、県教委から主管部署に早急な対応を依頼した。要保護児童対策地域協議会に参加する関係者会議において、県教委としての参加態勢等について確認したり、中央児相にも参加してもらい連携を図ったりできた。 ・高知県いじめ問題対策連絡協議会を3回開催し、関係機関によるいじめ防止対策の取組状況の確認や課題、今後の計画について協議した。 ・中高生を実行委員とした「ネット問題」を子どもと大人で考える県民フォーラムを開催した。	・緊急を要する児童については、地教委をはじめ要対応に参加した部署から早急に情報があり、県教委として素早く対応することができた。 ・いじめ問題対策連絡協議会は各関係機関のいじめ防止のための取組派遣等の支援を行う。 ・要保護児童が多い高知市では、中央児相・高知市、警察の三者会議に参加、新規ケースはより早急に実態把握を行う。 ・高知県いじめ問題対策連絡協議会では、いじめ防止等に係る機関・団体の情報共有と連携した取組の推進を図る。 ・「『ネット問題』を子どもと大人で考える県民フォーラム」への参加者の意見を集約し、「ネットとの正しい付き合い方についてのアピール」を発表した。	・県各市町村の要保護児童対策地域協議会に参加、要保護児童の状態や市町村・学校の支援状況等を把握し、必要に応じスーパーバイザーの派遣等の支援を行う。 ・いじめ問題対策連絡協議会における関係機関の代表者による意見交換については、総合的な意見交換だと、同じ意見が繰り返され進展しないことが考えられるため、テーマを絞った意見交換をしていくことが必要。 ・児童会・生徒会交流集会の成果と課題を集約し、H29年度のサミットの開催につなげる。	人権教育課、小中学校講座、高等学級課、特別支援教育課	46	
111	項目 (2) 子どもたちを健やかに育てる取組 内 ②虐待やいじめから子どもを容てるネットワークの活用 虐待やいじめから子どもを守るという意識を高め、虐待やいじめの早期発見、早期対応のため、学校・PTA及び民生委員・児童委員(主任児童委員)などがつながる既存のネットワークを活用できるよう取り組みます。	1 いじめ防止ネットワーク会議への参加(本部少年課) 2 要保護児童対策地域協議会への参加(全署) 内 ②虐待やいじめから子どもを容てるネットワークの活用 虐待やいじめから子どもを守るという意識を高め、虐待やいじめの早期発見、早期対応のため、学校・PTA及び民生委員・児童委員(主任児童委員)などがつながる既存のネットワークを活用できるよう取り組みます。	各会の代表者会議には通常どおり参加するものの、各署における警察の関与や、主にいじめ及び虐待が深刻な事態となった場合であり、早期発見と対応には、いじめについては県教委、虐待については児童相談所がそれぞれ力を発揮し、各関係機関と連携していくことがベストであると考える。	1 いじめ事案については、少年サポートセンター内に設置したヤングテレフォンや各警察署の警察安全相談電話等により、少年捕導職員等がきめ細やかな相談対応に努め、真相究明と事案に応じた適切な対応を図った。 2 児童虐待事案は、市町村の要保護児童対策地域協議会等への積極的な参加等あらゆる警察活動を通じて児童虐待事案の早期発見、児童相談所への迅速かつ確実な通告の実施及び通告後における関係機関と連携した児童の継続的支援に努めた。	県内でも児童虐待事件が続発していることから、これまで以上に、県や市町村、学校の関係機関との連携を緊密に行い、個別事案について事案の重大性・緊急性等に応じて積極的に意見を述べるとともに、必要な情報交換・情報共有を図り、相互に連携の上、児童の安全を最優先した対応を実施する必要がある。	1 いじめ防止ネットワーク会議への参加(本部少年課) 2 要保護児童対策地域協議会への参加(全署)	各会の代表者会議には通常どおり参加するものの、各署における警察の関与や、主にいじめ及び虐待が深刻な事態となった場合であり、早期発見と対応には、いじめについては県教委、虐待については児童相談所がそれぞれ力を発揮し、各関係機関と連携していくことがベストであると考える。	少年課	46
112	項目 (2) 子どもたちを健やかに育てる取組 内 ③ルールや法を守る心を育てる取組の実施 子どもが周りの大人との信頼関係に支えながら、幼稚期から物事の善悪を正しく判断する力を養い、ルールや法を守る心を育みます。	1 地域の子育て支援の充実 ・市町村等が地域の実情に応じて実施する地域子育て支援センターの子育て支援に関する独自事業への助成(安心子育て応援事業費補助金) 内 ③ルールや法を守る心を育てる取組の実施 子どもが周りの大人との信頼関係に支えながら、幼稚期から物事の善悪を正しく判断する力を養い、ルールや法を守る心を育みます。 ・地域子育て支援センター職員の研修の充実等 ・子育て応援情報紙「大きくなあれ」の発行(40,000部、年4回) ・「こうちプレマnet」を通じた出産・子育てに関する情報発信 ・NPO等による子育て講座の実施(県から委託) ・子育て支援アドバイザー(助産師)の派遣 ・子育てサークル等のネットワークづくり (サークルの登録、交流の促進、サークルが開催するイベントへの助成など)	1 子育ての孤立感や不安感の軽減に向けて、子育て家庭が気軽に集い、交流できる場作りの充実 内 ③ルールや法を守る心を育てる取組の実施 子どもが周りの大人との信頼関係に支えながら、幼稚期から物事の善悪を正しく判断する力を養い、ルールや法を守る心を育みます。 ・地域子育て支援センター職員の研修の充実等 ・子育て応援情報紙「大きくなあれ」の発行(40,000部、年4回) ・「こうちプレマnet」による子育てサークル等の情報発信 ・NPO等による子育て講座の実施(サークル9回、子育て支援センター43回) ・子育て支援アドバイザーの派遣(49回) ・子育てサークル等のネットワークづくり ・サークルの登録(10市町46サークル) ・全体交流会(3回)	1 地域の子育て支援の充実 ・安心子育て応援事業費補助金 13市町村1広域連合 9団体(子育てサークル7団体含む)が活用 ・地域子育て支援センターの職員等の専門性の向上 初任者研修(1回)28名受講 現任者研修(3回)延102名受講 子育て支援者ブロック別研修交流会(東部1回、中部1回、西部1回) 278名受講 ・子育て応援情報紙「大きくなあれ」の発行(年4回、40,000部) ・「こうちプレマnet」による子育てサークル等の情報発信 ・NPO等による子育て講座の実施(サークル9回、子育て支援センター43回) ・子育て支援アドバイザーの派遣(49回) ・子育てサークル等のネットワークづくり ・サークルの登録(10市町46サークル) ・全体交流会(3回)	・地域子育て支援センターや子育てサークルが補助金や支援事業を活用しながら地域のニーズに応じた子育て支援の取組が実施できている。 ・子育て応援情報紙「大きくなあれ」や、こうちプレマnetを通じて、子育て家庭に役立つ情報がより充実して提供されている。 ・サークル交流会が交流の場となり、登録に繋がっている。 ・子育て支援センターでは職員研修等をとおして妊娠期からの子育て支援の必要性について理解が進み、妊婦を対象とした取組を実施する機会が増えている。	1 地域の子育て支援の充実 ・市町村等が地域の実情に応じて実施する地域子育て支援センターの子育て支援に関する独自事業への助成(安心子育て応援事業費補助金) ・地域子育て支援センター職員の研修の充実等 ・子育て応援情報紙「大きくなあれ」の発行(40,000部、年4回) ・「こうちプレマnet」を通じた妊娠・出産・子育てに関する情報発信 ・NPO等による子育て講座の実施(県から委託) ・子育て支援アドバイザー(助産師)の派遣 ・子育てサークル等のネットワークづくり (サークルの登録、交流の促進、サークルが開催するイベントやネットワークづくりに向けた取組への助成など)	妊娠期からの切れ目ない子育て支援の体制を構築していくための関係機関との連携や地域資源の活用。(地域が子育てを支え見守ることができる仕組みづくり)	少子対策課	46

平成27年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
基本の方策3 子どもの安全を確保する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D) ●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)を通じて生じるプラスの変化	評価(C) 実施後の分析、検証	改善(A) 次年度の取組		担当課 計画冊子記載ページ
		H27年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等			H28年度実施計画	実施上の課題等	
113	項目 (2) 子どもたちを健やかに育てる取組 内 ③ルールや法を守る心を育てる取組の実施 子どもが周りの大との信頼関係に支えながら、幼児期から物事の善悪を正しく判断する力を養い、ルールや法を守る心を育みます。	認定こども園・保育所・幼稚園の園内研修の充実を図り、教職員の資質・専門性の向上を推進する。	・各市町村単独では、保育・教育の質を高めるための専門性を持つた職員の配置が難しい。 ・認定こども園・保育所・幼稚園では、臨時職員やパート職員が多い。 ・研修のための時間保障が難しい。 ・園内研修の充実を図ることにより、保育・教育の質の向上を図っていく必要がある。	園内研修支援(59園、138回) 実施後のアンケート結果 ・参考になった 100% ・今後も引き続き園内研修を実施する 98.6% ブロック別研修支援(13ブロック13園、79回) 公開保育後の参加者のアンケート結果 ・本研修会が参考になった 100% 公開保育実施園がブロック別研修で向上・改善したこと (上位3つ) 「保育者の援助」 90.4% 「環境構成の在り方」 88.9% 「幼児理解」 86.7%	各園の研修テーマやニーズに応じた園内研修支援を行ったことにより、実施園全てのアンケート結果が「参考になった」と回答しており、1園を除く実施園が「今後も引き続き園内研修を実施する」となっており、保育研究を中心とした研修が広まってきている。 また、ブロック公開保育の参加者全員が「本研修が参考になった」と回答しており、保育の実践を通じた研修に対する評価が高い。実施園では「保育者の援助」「環境構成の在り方」「幼児理解」が向上したと回答しており、継続して研修を行うことが保育実践力の向上につながっている。 これらのことから、園内研修を通して、きまりの必要性に気付き、自分の気持ちを調整する力の育成について教職員の資質・専門性の向上を図ることができた。	認定こども園・保育所・幼稚園の園内研修の充実を図り、教職員の資質・専門性の向上を推進する。	・各市町村単独では、保育・教育の質を高めるための専門性を持つた職員の配置が難しい。 ・認定こども園・保育所・幼稚園では、臨時職員やパート職員が多い。 ・研修のための時間保障が難しい。 ・園内研修の充実を図ることにより、保育・教育の質の向上を図っていく必要がある。	幼保支援課 46
114	項目 (2) 子どもたちを健やかに育てる取組 内 ③ルールや法を守る心を育てる取組の実施 子どもが周りの大との信頼関係に支えながら、幼児期から物事の善悪を正しく判断する力を養い、ルールや法を守る心を育みます。	1 少年非行防止の根源対策として、少年の規範意識の情勢を図るために、県下小中学校で万引き防止等をテーマにした非行防止教室を開催。 2 1年間で県内の小中学校を一巡することを目標に、小学1年生、5年生、中学1年生を対象とした非行防止教室を実施。	1 小・中学校における非行防止教室の実施 平成27年中(1~12月)の実施校数312校中、計283回(実施率約90%) 2 本來は全学年への実施が望ましいが、学校のカリキュラムや実施人員等の問題から、小学校では2年生と5年生、中学校では1年生を対象として、1年間で県内の学校を一巡する。	1 県内ほとんどの小中学校において非行防止教室を実施することができた。今年度は、少年非行の動向に合わせた内容の教室を実施することができた。しかし、1回きりの教室とするのではなく、低年齢期から何度も繰り返し実施することで規範意識が自然と身についていくのではないかと考える。 2 本来は全学年への実施が望ましいが、学校のカリキュラムや実施人員等の問題から、小学校では2年生と5年生、中学校では1年生を対象として、1年間で県内の学校を一巡する。	1 少年非行防止の根源対策として、少年の規範意識の情勢を図るために、県下小中学校で万引き防止等をテーマにした非行防止教室を開催。 2 1年間で県内の小中学校を一巡することを目標に、小学1年生、5年生、中学1年生を対象とした非行防止教室を実施。	1 小・中学校における非行防止教室の実施率は90パーセントを超えるものの、依然として県内の非行率・再非行率は全国ワースト上位であり、非行防止教室の即効的な効果は表れない。しかし、1回きりの教室とするのではなく、低年齢期から何度も繰り返し実施することで規範意識が自然と身についていくのではないかと考える。 2 本来は全学年への実施が望ましいが、学校のカリキュラムや実施人員等の問題から、小学校では2年生と5年生、中学校では1年生を対象として、実施する。	少年課 46	
115 116 117	項目 (2) 子どもたちを健やかに育てる取組 内 ④子どもがネット上のトラブルに巻き込まれない取組の実施 インターネットや携帯電話などの普及が急速に進む中で、子どもが被害者にも加害者にもならないようにするために、実態把握に努めるとともに、携帯電話などにおけるフィルタリングの普及や情報に関するモールの教育を行います。	○県内全ての小学校4年生の保護者に啓発リーフレットを配付する。 ○県内全ての小学校4年生、中学校1年生、高校1年生に啓発リーフレットを配付するとともに、中学校・高等学校の新入生にSNSの安全な使用に関するリーフレットを配付する。 ○情報モラル教育実践事例集の活用に向けて、各種研修会等で周知を図る。 ○ネットフォーラムの開催に向けて、実生徒の実行委員会を組織すること、実体的な活用について周知を図った。 ○情報モラル教育実践事例集を全ての学校に配付し、研修会等の場で実行発表やパネルディスカッションのパネラー等の選定、各学校やPTA等への参加要請等、さまざまな課題があり、それらを1つ1つクリアしていく必要がある。 ○学校ネットバトロールを実施する。 ○ネットフォーラムを開催し、そのことをきっかけにして、子どもたちをネットトラブルから守るための県民運動を推進する。	○県役員会等での、ネット問題に関するPTA研修等への講師派遣を周知する。 ○県内全ての小学校4年生、中学校1年生、高校1年生に啓発リーフレットを配付した。 ○情報モラル教育実践事例集の活用に向けて、各種研修会等で周知を図る。 ○ネットフォーラムの開催に向けて、実生徒の実行委員会を組織すること、実体的な活用について周知を図った。 ○情報モラル教育実践事例集を全ての学校に配付し、研修会等の場で実行発表やパネルディスカッションのパネラー等の選定、各学校やPTA等への参加要請等、さまざまな課題があり、それらを1つ1つクリアしていく必要がある。 ○ネット問題をテーマとしたPTA研修への講師派遣は、37回であった。 ○学校ネットバトロールを実施し、緊急事案については市町村教育委員会や各学校と連携し、早期対応を図った。 ○ネット問題を子どもと大人で考える県民フォーラムを実施し、350名を超える参加者があった。	○県内全ての小学校4年生、中学校1年生、高校1年生に啓発リーフレットを配付した。 ○県内全ての小学校4年生の保護者にネット問題に関するリーフレットを配付した。 ○県内全ての小学校4年生、中学校1年生、高校1年生に啓発リーフレットを、また小学校から高等学校までの全ての保護者にネットの適正利用に関するリーフレットを配付した。 ○ネット問題をテーマとしたPTA研修への講師派遣は、37回であった。 ○情報モラル教育実践事例集を全ての学校に配付し、研修会等の場で実行発表やパネルディスカッションのパネラー等の選定、各学校やPTA等への参加要請等、さまざまな課題があり、それらを1つ1つクリアしていく必要がある。	○ネット問題をテーマとしたPTA研修への講師派遣回数が前年度から倍増していることからも、ネット問題に関する保護者の関心が高まっている。 ○ネット問題を子どもと大人で考える県民フォーラムで採択した「ネットと正しく付き合うためのアピール」の周知を図り、学校や家庭でのネット利用のルールづくりなど、具体的な取組を実施する。 ○学校ネットバトロールを実施する。 ○児童会・生徒会交流集会を県内5ブロックで開催し、それをきっかけにネット利用に関する学校やPTA、家庭でのルールづくりを推進する。	○県内全ての中学校・高等学校の新入生にSNSの安全な使用に関するリーフレットを配付する。 ○ネット問題をテーマにした教職員研修やPTA研修等に講師派遣を行う。 ○情報モラル教育実践事例集の活用を促す。 ○学校ネットバトロールを実施する。 ○児童会・生徒会交流集会を県内5ブロックで開催し、それをきっかけにネット利用に関する学校やPTA、家庭でのルールづくりを推進する。	○交流集会開催に向けて、児童生徒の実行委員と教職員の準備委員を確保する必要がある。 ○県外の実践発表者の選定やルールづくりにつなげる提案内容、参加者の輸送の問題等、さまざまな課題があり、それらを1つ1つクリアしていく必要がある。	人権教育課、小中学校課、高等学校課 46

平成27年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
基本の方策3 子どもの安全を確保する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D) ●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●インカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	評価(C) 実施後の分析、検証	改善(A) 次年度の取組		担当課 計画冊子記載ページ
		H27年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等			H28年度実施計画	実施上の課題等	
118	項目(2) 子どもたちを健やかに育てる取組 内 ④子どもがネット上のトラブル容に巻き込まれない取組の実施 インターネットや携帯電話などの普及が急速に進む中で、子どもが被害者にも加害者にもならないようになりますため、実態把握を努めるとともに、携帯電話などにおけるフィルタリングの普及や情報に関するモラルの教育を行います。	非行防止教室等での広報のほか、部内各課との連携による取組みを図る。	情報網の急激な発達に対する対応	1 インターネットモラル教育の実施を行った。 2 非行防止教室等にあわせた講話を実施した。 3 部内の各課(少年課・生活環境課)との連携による取組みを行った。 非行防止教室等の実施に併せて取組みを行い、スマートフォンの普及等に併せた児童、保護者に対する啓発活動を実施した。	小中学生へのスマートフォンの普及が進む中、インターネットに関する危険性などを児童、保護者等に啓発する必要はある。	1 インターネットモラル教育の充実 2 非行防止教室等にあわせた講話 3 部内の各課(少年課・生活環境課)との連携による取組	職員のインターネットに関する知識、危険性の認識等を向上させるための取組を図ること。	生活安全企画課 46
119	項目(2) 子どもたちを健やかに育てる取組 内 ⑤犯罪に巻き込まれない力を育成する取組の実施 子どもが犯罪に巻き込まれないよう、危険を察知し回避できる能力を育成するため、誘拐被害防止教室などの取組を行います。	子どもの安全対応能力の向上を図る「防犯教室」を推進するための「学校安全教室推進講習会」の効果的な開催	学校の防犯に対する危機意識の低下から、子どもに対する犯罪被害防止教育の機会が減少していることから、「学校安全教室推進講習会」等あらゆる機会を捉え啓発を行うとともに、実施率の低い市町村については、指導・支援を行う必要がある。	1 子どもの安全対応能力の向上を図る「防犯教室」を推進するための「学校安全教室推進講習会」を8月5日に開催し、大阪教育大学附属池田小学校の眞田副校長先生に講演をいただき、防犯意識の向上を図ることができた。	1 子どもの安全対応能力の向上を図る「防犯教室」を推進するための「学校安全教室推進講習会」の効果的な開催	1 子どもの安全対応能力の向上を図る「防犯教室」を推進するための「学校安全教室推進講習会」等あらゆる機会を捉え啓発を行うとともに、実施率の低い市町村については、指導・支援を行なう必要がある。	学校安全管理対策課 47	
120	項目(2) 子どもたちを健やかに育てる取組 内 ⑤犯罪に巻き込まれない力を育成する取組の実施 子どもが犯罪に巻き込まれないよう、危険を察知し回避できる能力を育成するため、誘拐被害防止教室などの取組を行います。	県下の小・中・高校において、インターネットの利用に関する犯罪被害防止教室を実施。 2 児童及び保護者等に対し、フィルタリングの必要性について説明し、フィルタリングの必要性について説明し、フィルタリングサービスの利用促進を図る。	児童生徒におけるインターネットの利用については、児童だけでなく保護者がその危険性を十分に認識していない場合が多いことから、児童だけでなく、保護者や教員等を対象にした講義が必要。 2 フィルタリングサービスは、携帯電話の機能を制限するものであることから、児童等はフィルタリングに消極的である場合が多い。そのため、保護者に対し、フィルタリングサービスの利用を強く要請していく必要がある。	1 県下の小・中・高校等において、本部少年課(少年サポートセンター)及び各署の警察職員等がインターネットの利用に伴う犯罪被害の防止について講話をを行い、インターネットの危険性や正しい利用方法について説明した。また、フィルタリングの必要性についても説明し、フィルタリングサービスの利用促進を図った。 2 フィルタリングサービスは、携帯電話の機能を制限するものであることから、児童等はフィルタリングに消極的である場合が多い。そのため、保護者に対し、フィルタリングサービスの利用を強く要請していく必要がある。	1 携帯電話所持率の増加や利用者の低年齢化により、インターネットの利用に係る犯罪被害やいじめ問題等が増加していることに伴い、学校からの実施依頼も急激に増加しており、今後も本教室の需要が拡大されると考えられる。 そのため、実施者(警察職員)側の専門知識の向上を図り、日々変化するネット社会の実情に応じた対策をとることが必須である。	1 県下の小・中・高校において、インターネットの利用に関する犯罪被害防止教室を実施。 2 児童及び保護者等に対し、フィルタリングの必要性について説明し、フィルタリングの必要性について説明し、フィルタリングサービスの利用促進を図る。	1 児童生徒におけるインターネットの利用については、児童だけでなく保護者がその危険性を十分に認識していない場合が多いことから、児童だけでなく、保護者や教員等を対象にした講義が必要。 2 フィルタリングサービスは、携帯電話の機能を制限するものであることから、児童等はフィルタリングに消極的である場合が多い。そのため、保護者に対し、フィルタリングサービスの利	少年課 47
121	項目(2) 子どもたちを健やかに育てる取組 内 ⑥親の子育て力を高めるための支援 子育てやしつけなどに悩みや不安を抱く保護者や家族などに対して、講話や相談などにより児童養育を支援します。	電話による相談・相談援助活動を委託により実施し、家庭と地域の児童養育を支援。	児童相談所への相談件数は大きな変動がない中で、当該事業における相談件数は、前年度に比べ減少しているため、更なる周知が必要。	子どもと家庭の110番での電話相談対応を実施 H27実績 94件(H26実績 132件比 38件減)	家庭と地域の児童養育の支援に寄与した。	1 電話による相談・相談援助活動を委託により実施し、家庭と地域の児童養育を支援。	児童相談所への相談件数は大きな変動がない中で、当該事業における相談件数は、前年度に比べ減少しているため、更なる周知が必要。	児童家庭課 47

平成27年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
基本の方策3 子どもの安全を確保する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D) ●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)を通じて生じるプラスの変化	評価(C) 実施後の分析、検証	改善(A) 次年度の取組		担当課 計画冊子記載ページ	
		H27年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等			H28年度実施計画	実施上の課題等		
122	項目 (2) 子どもたちを健やかに育てる取組 内 容 ⑥親の子育て力を高めるための支援 子育てやしつけなどに悩みや不安を抱く保護者や家族などに対して、講話や相談などにより児童養育を支援します。	1 地域の子育て支援の充実 ・市町村等が地域の実情に応じて実施する地域子育て支援センターの子育て支援に関する独自事業への助成(安心子育て応援事業費補助金) ・地域子育て支援センター職員の研修の充実等 ・子育て応援情報紙「大きくなあれ」の発行(40,000部、年4回) ・「こうちプレマnet」を通じた出産・子育てに関する情報発信 ・NPO等による子育て講座の実施(県から委託) ・子育て支援アドバイザー(助産師)の派遣 ・子育てサークル等のネットワークづくり (サークルの登録、交流の促進、サークルが開催するイベントへの助成など) ・高知家の出会い・結婚・子育て応援コーナーにおける出張子育て相談	1 子育ての孤立感や不安全感の軽減に向けて、子育て家庭が気軽に集い、交流できる場作りの充実	1 地域の子育て支援の充実 ・安心子育て応援事業費補助金 13市町村1広域連合 9団体(子育てサークル団体含む)が活用 ・地域子育て支援センターの職員等の専門性の向上 初任者研修(1回)29名受講 現任者研修(3回)延102名受講 子育て支援者ブロック別研修交流会 (東部1回、中部1回、西部1回) 278名受講 ・子育て応援情報紙「大きくなあれ」の発行(年4回、40,000部) ・「こうちプレマnet」による子育てサークル等の情報発信 ・NPO等による子育て講座の実施(サークル9回、子育て支援センター43回) ・子育て支援アドバイザーの派遣(49回) ・子育てサークル等のネットワークづくり サークルの登録(10市町46サークル) 全体会員会(3回) ・高知家の出会い・結婚・子育て応援コーナーにおける出張子育て相談(218件)	・地域子育て支援センターや子育てサークルが補助金や支援事業を活用しながら地域のニーズに応じた子育て支援の取組が実施でき始めたことで、身近に子育ての悩みを共有できる場が増えた。 ・子育て支援センタースタッフ研修等を通して、子育て相談に対応するための知識の習得やスキルアップが進んだ。 ・応援コーナーによる出前相談等を通して、活動の場で助産師等専門職による育児相談の機会が得られたとともに、職員の不安や相談にも対応できる場になった。	1 地域の子育て支援の充実 ・市町村等が地域の実情に応じて実施する地域子育て支援センターの子育て支援に関する独自事業への助成(安心子育て応援事業費補助金) ・地域子育て支援センター職員の研修の充実等 ・子育て応援情報紙「大きくなあれ」の発行(40,000部、年4回) ・「こうちプレマnet」を通じた妊娠・出産・子育てに関する情報発信 ・NPO等による子育て講座の実施(県から委託) ・子育て支援アドバイザー(助産師)の派遣 ・子育てサークル等のネットワークづくり (サークルの登録、交流の促進、サークルが開催するイベントやネットワークづくりに向けた取組への助成など) ・高知家の出会い・結婚・子育て応援コーナーにおける子育て相談	子育ての孤立感や不安全感の軽減に向けて、身近な地域で気軽に相談できる場所の確保と体制の強化	少子対策課	47
123	項目 (2) 子どもたちを健やかに育てる取組 内 容 ⑥親の子育て力を高めるための支援 子育てやしつけなどに悩みや不安を抱く保護者や家族などに対して、講話や相談などにより児童養育を支援する。	1 保護者の子育て力を高めるために、保護者に対する講話やワークショップ、保護者の一日保育者体験推進事業及び基本的生活習慣向上事業を実施する。 2 日常的に親育ち支援ができるよう、保護者と日々かかわっている保育者への支援や研修会を実施する。	より多くの保育所・幼稚園等で保護者への支援や保育者研修、また、保護者の一日保育者体験が実施できるよう、これまで以上にさまざまな機会に声掛けを行う必要がある。	○保護者研修 ・保護者への講話やワークショップの実施(39回、32園・小学校3・子育て支援センター1) 実施後のアンケート結果を見ると、99.4%が「子どもへのかかわりが大切だと思う」と回答し、前回講話を聞いて「その後の子育てに変化があった」と回答した人は90.3%であった。 ・保護者の一日保育者体験4回が新規に実施○保育者研修 ・保育者へ講話やワークショップ、事例研修の実施(56回、47園・4市町・団体1) 実施後のアンケート結果を見ると、99.1%が「保護者へのかかわりが大切だと思う」と回答し、「前回の研修以降、保育や保護者とのかかわり等で変化があった」と回答した人は94.6%であった。 ・親育ち支援保育者実践交流会 アンケート結果 「参考になった」100% ・親育ち支援スキルアップ講座 アンケート結果 「参考になった」97.8% ・親育ち支援保育者専門研修 アンケート結果 「参考になった」100% ○基本的生活習慣の定着に向けた取組 ・基本的生活習慣に関する講演会及び説明会の実施[講演会3会場、説明会5会場:参加人数延べ812名(講演会427名、説明会385名)] ・保育所・幼稚園等で保育者が3歳児保護者を対象にパンフレットを活用した学習会等を実施(264園、実施率88.6%)	・保護者研修を実施した園のアンケート結果から、保護者に対する講話やワークショップを通して良好な親子関係や子どもへのかかわり方にについて保護者の理解が深まり、子どもにかかわろうとする姿が多くなっていることが伺える。 ・保護者の一日保育者体験を実施することにより、子どもの育ちへの理解や保育に関する理解促進につながっている。 ・保護者への講話やワークショップ、事例研修を通して、親育ち支援の必要性や支援方法の理解が深まり、園における保護者支援につながっている。 ・親育ち支援保育者育成研修会修了者のフォローアップのために実施している親育ち支援保育者実践交流会や親育ち支援保育者スキルアップ講座のアンケート結果から、効果的な研修内容であったといえる。また、研修を継続することにより、親育ち支援の中核者として果たすべき役割が明確になり、実践につながっている。 ・基本的生活習慣に関する講演会や保育所・幼稚園等においてパンフレットを活用した学習会等を実施したことで、保護者が乳幼児期からの基本的生活習慣の重要性について学ぶ機会となり、周知を図ることができた。	1 保護者の子育て力を高めるために、保護者に対する講話やワークショップ、保護者の一日保育者体験推進事業及び基本的生活習慣向上事業を実施する。 2 日常的に親育ち支援ができるよう、保護者と日々かかわっている保育者への支援や研修会を実施する。	・親育ち支援の必要性は浸透しつつあるものの、市町村や保育所・幼稚園等によって取組に差があるため、保護者や保育者に対する研修の開催や保護者支援の必要性は浸透しつつあるものの、市町村や保育所・幼稚園等によって取組に差があるため、保護者や保育者に対する研修の開催や保護者支援の必要性は浸透しつつある。 ・基本的生活習慣に関するパンフレットを活用した取組を継続し、保育所・幼稚園等と家庭と一緒に取り組む仕組みを充実させることが必要である。	幼保支援課	47

平成27年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
基本の方策3 子どもの安全を確保する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課 冊子記載ページ
		H27年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等			実施後の分析、検証	H28年度実施計画	
124	項目(2) 子どもたちを健やかに育てる取組 内容 ⑥親の子育て力を高めるための支援 子育てやしつけなどに悩みや不安を抱く保護者や家族などに対して、講話や相談などにより児童養育を支援します。	1 ラジオ、ミニ広報紙等を活用した少年相談窓口の広報 2 県内の幼稚園・保育所において、警察職員が園児の保護者等に対し、親子の絆や家庭教育の重要性を啓発し、幼少期からの規範意識の情勢を図る「親子の絆教室」を実施。(目標:3年間で県下の全保育施設で実施)	1 少年警察が相談機関として保護者に周知しているのか疑問があるため、より一層、広報活動を展開し、周知していく必要がある。 2 3年間で県下の施設を一巡するとの目標であることから、未だに保育士や保護者等に本活動が根付いていないのが現状。今後も機会を捉えて積極的に広報し、繰り返し実施していく。	1 ラジオ、ミニ広報紙等を活用した少年相談の広報・定期的にラジオ広報を行っているほか、相談機関である少年サポートセンターを照会するリーフレット等を作成し、様々な機会を捉えて配布した。(本部少年課) 2 「親子の絆教室」の実施 ・県内の幼稚園・保育所において、警察職員が園児の保護者等に対し、親子の絆や家庭教育の重要性を啓発し、幼少期からの規範意識の情勢を図った。 ・県下301か所中137か所実施(実施率45.5パーセント)	1 様々な機会を捉えた広報活動を広く展開することで、高知市内だけでなく県下全域に少年サポートセンターの活動や各署の相談窓口を紹介することができた。 2 3年間で県下の保育施設を一巡するとの目標であるため、未だに保育士や保護者等に親子の絆教室が周知されていないのが現状であることから、今後も機会を捉えて積極的に広報し、多くの施設で開催していく。	1 ラジオ、ミニ広報紙等を活用した少年相談窓口の広報 2 県内の幼稚園・保育所において、警察職員が園児の保護者等に対し、親子の絆や家庭教育の重要性を啓発し、幼少期からの規範意識の情勢を図る「親子の絆教室」を実施。(目標:3年間で県下の全保育施設で実施)	1 少年警察が相談機関として保護者に周知しているのか疑問があるため、より一層、広報活動を展開し、周知していく必要がある。 2 3年間で県下の施設を一巡するとの目標であるため、未だに保育士や保護者等に本活動が根付いていないのが現状。今後も機会を捉えて積極的に広報し、繰り返し実施していく。	少年課 47
125	項目(2) 子どもたちを健やかに育てる取組 内容 ⑦子どもたちが安全で安心して過ごせる居場所づくりの推進 放課後や週末などに学校の余裕教室や地域において、学習支援やスポーツ、文化活動または地域住民との交流活動を行うなど、子どもの安全で安心な居場所づくりを推進します。	1 (放課後子どもプラン推進事業) (子ども教室、児童クラブ) ・放課後ににおける子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進する。 ①運営補助 小学校 253か所 中学校 41か所 ②児童クラブ施設整備への助成 6か所 高知市(4)、香南市(1)、香美市(1) ③学習活動への支援 学習支援者の謝金への補助拡充(※900千円×2/3) ④利用料減免への助成 対象19市町村 ⑤放課後学び場人材バンク ⑥活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・地域ぐるみで子どもの育ちを支援する体制づくりの促進に向け、関連事業との連携(役割分担等)が必要。 2 (学校支援地域本部事業) ・地域社会全体で学校の教育活動を支援する体制づくりを推進する。 22市町村40支援本部	・市町村や実施場所によって異なる取組格差の解消が必要。 ・防災等の安全性の確保や学習活動の充実等に向けて、学校とのさらなる連携が必要。	1 放課後子どもも総合プラン推進事業 (子ども教室、児童クラブ) ①運営等補助(うち高知市) 【小学校】289か所(109) 子ども教室 138(29)、児童クラブ 153(80) 【中学校】子ども教室 27か所 ②児童クラブ施設整備への助成 高知市4か所、香美市1か所、香南市1か所 ③放課後学びの場充実事業による学習支援者の謝金等への支援 ④利用料減免助成 ⑤放課後学び場人材バンク ⑥活動内容の充実と指導員等の人材育成(学校支援、家庭教育支援合同) ・推進委員会 2回 ・指導員等研修 14回 ・サボーラー養成研修 全5回 ・放課後児童支援員認定資格研修 全4日×1 ・全市町村訪問 9月 ・取組状況調査 9月 2 学校支援地域本部等事業 25市町村43本部92校 ・未実施市町村の訪問 4~6月、12~1月 ・事業実施市町村の訪問 12~1月 ・事業効果、課題の検証 9~12月 ・学校地域連携推進担当指導主事の配置4名 ・市町村の取組への助言・支援	1 放課後子どもも総合プラン推進事業 (子ども教室、児童クラブ) ①運営等補助(うち高知市) ※小学校のみ 子ども教室 150(41)、児童クラブ 163(87) ②児童クラブ施設整備への助成 14か所 ③放課後学びの場充実事業による学習支援者の謝金等への支援 ④利用料減免助成 ⑤児童クラブの開設時間延長支援 ⑥放課後学び場人材バンク ⑦活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・推進委員会 2回 ・指導員等研修 13回 ・サボーラー養成研修 全5回 ・放課後児童支援員認定資格研修 全4日×2 ・子育て支援員研修(放課後児童コース) 全2日×1 ・モデル事例集作成 ・全市町村訪問 9月 ・取組状況調査 9月 2 学校支援地域本部等事業 32市町村61本部125校(うち、県立校2校) ・活動内容の企画・運営等への支援 ・高知市への重点支援 ・モデル事例集作成 ・市町村訪問 9月 ・放課後学び場人材バンク 地域本部で活動する人材の発掘等 ・活動内容の充実と人材育成 ・学校地域連携推進担当指導主事の配置4名	1 放課後子どもも総合プラン推進事業 (子ども教室、児童クラブ) ・市町村や子ども教室等によつて、地域との連携活動の内容に差がある。 2 学校支援地域本部等事業 ・市町村や学校によって、地域との連携活動の内容に差がある。 ・人口減少や高齢化が進む中、学校を支援する人材の育成・確保が必要。	1 放課後子どもも総合プラン推進事業 (子ども教室、児童クラブ) ・市町村や子ども教室等によつて、地域との連携活動の内容に差がある。 2 学校支援地域本部等事業 ・市町村や学校によって、地域との連携活動の内容に差がある。 ・人口減少や高齢化が進む中、学校を支援する人材の育成・確保が必要。	生涯学習課 47
126 127 128 129	項目(2) 子どもたちを健やかに育てる取組 内容 ⑧高知県学校・警察連絡制度の適正な運用による学校と警察、保護者が連携した子どもへの支援 高知県学校・警察連絡制度の適正な運用により、学校と警察、保護者との連携を強化するとともに、相互理解を深めて、問題行動等の発生及び再発の防止に努め、子どもの健全育成に取り組みます。	学校・警察連絡制度の適正な運用を行い、児童生徒の問題行動等の予防や再発防止に努め、健全育成を図る。	非行の深刻化した児童生徒に対しての学校・警察・保護者のさらなる連携の推進	学校・警察連絡制度を通じて、学校・警察・保護者の連携が進み、非行件数、不良行為件数は減少傾向にある。	本制度を通じて、学校と児童生徒あるいは学校と保護者の信頼関係が築けたり、入口型非行での指導が可能になり、再発防止や立ち直り支援ができるケースが多くなってきている。	学校・警察連絡制度の適正な運用を行い、児童生徒の問題行動等の予防や再発防止に努め、健全育成を図る。	非行の深刻化した児童生徒に対しての学校・警察・保護者のさらなる連携の推進	人権教育課、小中学 校課、高等学 校課、特別支 援教育課 47

平成27年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
基本の方策3 子どもの安全を確保する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D) ●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	評価(C) 実施後の分析、検証	改善(A) 次年度の取組		担当課 記載ページ
		H27年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等			H28年度実施計画	実施上の課題等	
130	項目(2) 子どもたちを健やかに育てる取組 内 ⑥高知県学校・警察連絡制度の適正な運用による学校と警察、保護者が連携した子どもへの支援 高知県学校・警察連絡制度の適正な運用により、学校と警察、保護者との連携を強化するとともに、相互理解を深めて、問題行動等の発生及び再発の防止に努め、子どもの健全育成に取り組みます。	1 学校と警察が相互理解を深め、連携して子どもの支援を行うための連絡協議会の開催 2 学校警察連絡制度の適正な運用の徹底	本制度の運用に伴い、警察から学校への連絡は年間2000件を超えるものの、学校から警察への連絡は7件に留まっていること等から、学校現場における制度の運用について、より一層周知を図る必要がある。	1 学校・警察・保護者の連絡協議会の開催 各警察署において、各地区の学校と警察で組織する「学校警察連絡協議会」の終会を開催し、相互の理解を深めた。 2 学校警察連絡制度の適正な運用の徹底 平成23年9月に警察本部と高知県教育委員会の間で協定を締結して以降、平成27年3月までに、県下34市町村教育委員会、1学校組合教育委員会、2国立学校、9私立学校と協定を締結した。	1 各署または各地区において、学校と警察で組織する「学校警察連絡協議会」がそれぞれ運用されているが、学校・警察・保護者の3者が参加する協議会は現在のところ組織されていない。 2 毎月、生徒の検挙・指導の情報を学校に連絡することで、対象生徒に対する学校での早期指導が可能となつた。	1 学校と警察が相互理解を深め、連携して子どもの支援を行うための連絡協議会の開催 2 学校警察連絡制度の適正な運用の徹底	本制度の運用に伴い、警察から学校への連絡は年間2000件を超えているものの、学校から警察への連絡は8件に留まり、依然として低調であることをから、学校現場における制度の運用について、より一層周知を図る必要がある。	少年課 47

平成27年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
基本の方策4 高齢者、障害者、女性の安全を確保する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D) ●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(実現) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	評価(C) 実施後の分析、検証	改善(A) 次年度の取組		担当課 記載ページ
		H27年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等			H28年度実施計画	実施上の課題等	
131	項目 (1) 広報・啓発の充実 地域社会において、高齢者などへの虐待やDVなどの暴力を許さない容 気運を高めるための広報啓発を行います。	1. 2 県社協と事前協議の上、今年度も開催予定。 3 県社協主催により、7月に意見交換会を開催予定。その際、昨年度の課題に関する回答を関係者間で共有する。	3 開催に当たり、県社協と連携を密にする。	1 高齢者虐待防止に関する研修会(H28.3.2) (地域包括支援センター対象) 2 高齢者権利擁護研修会(H28.2.25) (施設管理者対象) 3 県内5圏域で意見交換会、事例検討会の開催	1 グループワーク等を通じて、高齢者への支援について再確認いただいた。 2 虐待の現状や防止に向けた取組について啓発が出来た。 3 制度自体が抱える問題について、課題の掘り起しが出来た。	1. 2 県社協と協議のうえ、平成28年度も開催予定。 3 平成28年7月頃に意見交換会、12月頃に事例検討会の開催予定。	3 開催にあたり、効果的な検討会とするため、県社協と連携を密にする。	高齢者福祉課 48
132	項目 (1) 広報・啓発の充実 地域社会において、高齢者などへの虐待やDVなどの暴力を許さない容 気運を高めるための広報啓発を行います。	1 DV問題への理解を深める広報啓発の実施 ・各種広報媒体を活用した広報の実施 ・DV相談カード、啓発用チラシ・ポスター等の作成、配布 ・各種研修会等への講師の派遣 ・ホームページやメルマガの活用 2 「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11/12~11/25)中の集中的な広報の実施 ・DV防止啓発講演会の開催 ・市町村での広報の強化を図るため、広報文案及び啓発素材の提供	1 広報手段の確保 2 庁内の協力体制の構築 3 広報を見る人や講演会・研修に参加する人が固定化されがち	1 広報啓発の実施 (1) こうち被虐者支援センターとの共催による講演の開催 『人生は変えられる』そのことばを信じて 講師:藤木 美奈子 (一般社団法人WANA関西代表理事ほか) (2) 各種広報媒体の活用による広報の実施 ・ラジオ対談(3回、原稿読上) (3) その他 ・ソレ出前講座の実施 ・女性団体との連携による啓発活動 (相談カード、啓発用チラシ・ポケットカードの作成・配布、高知城ハーブライトアップ) 2 「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11/12~11/25)中の集中的な広報の実施 (1)ソレ DV防止啓発講演会開催 「リベンジボルノーなぜ若者たちは 性的な撮影に応じるのか~」 講師:渡辺由子氏(メディアジャーナリスト・慶應大学SFC研究所上席所員) (2) 路線バス車内及びバス待合所でのポスター掲示(14日間、40台+2ヶ所) (3) 市町村での広報の強化を図るため、広報文案及び啓発素材の提供	1 (1) 関係機関と連携して事業を実施することで、普段とは異なるターゲットに対してPRが可能となった。 (2) 放送後の相談件数の伸びは見られなかったが、継続的な啓発・広報は必要。 (3) 女性支援団体の協力を得て、啓発用のポケットティッシュの作成・配布を行なう等、官民共同でDV予防に取組むことができた。 2 (1) 前年度と比較して参加者は減ったものの(11人→60人)、講演会後のアンケートでの満足感は10点満点中約8.5点(H26.8.2点)と高評価だった。 (3) 国際ソロブチミストによる、バーフルリボンバージの知事贈呈や、高知城パープルライトアップなどの新しい事業が行われたことで、TVのニュースに取り上げられるなど、県民に意識していたぐ機会が増えた。	1 DV問題への理解を深める広報啓発の実施 ・各種広報媒体を活用した広報の実施 ・DV相談カード、啓発用チラシ・ポスター等の作成、配布 ・各種研修会等への講師の派遣 ・ホームページやメルマガの活用 2 「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11/12~11/25)中の集中的な広報の実施 ・DV防止啓発講演会の開催 ・市町村での広報の強化を図るため、広報文案及び啓発素材の提供	1 広報手段の確保 2 庁内の協力体制の構築 3 広報を見る人や講演会・研修に参加する人が固定化されがち	県民生活・男女共同参画課 48
133	項目 (2) 高齢者の見守り活動の推進 ①市町村等と連携した見守り活動の内 実施 容 市町村や地域安全協(議)会などを連携して、高齢者が地域において安全で安心して生活できるよう、個別訪問による高齢者の見守り活動を行います。	1 高齢者訪問活動の実施 2 高齢者安全教室の実施	地域の犯罪情勢に応じたタイムリーな高齢者宅訪問等については、数に限界があるため、被害に遭いやすい高齢者(防犯教室等不参加の者)等を把握する必要がある。	1 各署において地域安全アドバイザー、高齢者交通安全推進員等と連携し、高齢者訪問活動等を実施した。 2 各署において高齢者安全教室等を実施した。	各署の生活安全担当者、地域安全アドバイザー等だけでなく、交通課に配置された高齢者交通安全推進員との連携により、防犯と交通安全の両面から高齢者の安全安心に取り組むことができた。	1 高齢者訪問活動の実施 2 高齢者安全教室の実施	対象となる高齢者数に見合った活動をいかに効率よく行うかが課題となる。	生活安全企画課 48
134	項目 (2) 高齢者の見守り活動の推進 ①市町村等と連携した見守り活動の内 実施 容 市町村や地域安全協(議)会などを連携して、高齢者が地域において安全で安心して生活できるよう、個別訪問による高齢者の見守り活動を行います。	1 高齢者訪問活動の実施 2 高齢者安全教室の実施	地域の犯罪情勢に応じたタイムリーな高齢者宅訪問等については、数に限界があるため、被害に遭いやすい高齢者(防犯教室等不参加の者)等を把握する必要がある。	地域警察官が巡回連絡等で高齢者方を訪問し、地域で発生している犯罪等について説明し、防犯指導を行った。	各署の生活安全担当者、地域安全アドバイザー等と連携し、防犯指導だけでなく交通安全の観点からも高齢者の安全安心に取り組めた。	1 日常の地域警察街頭活動を強化し、巡回連絡による住民宅戸別訪問活動を強化することによって、高齢者の訪問活動を徹底する。 2 自治体、地域安全協会のアドバイザー及び高齢者交通安全活動推進員との連携を密にして訪問活動を強化する。	地域の犯罪情勢に応じたタイムリーな高齢者宅訪問等については、対応に限りがあるため、被害に遭いやすい高齢者(防犯教室等不参加の者)等を把握して実施する必要がある。	地域課 36

平成27年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
基本の方策4 高齢者、障害者、女性の安全を確保する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D) ●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトプット(結果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	評価(C) 実施後の分析、検証	改善(A) 次年度の取組		担当課 冊記載ページ
		H27年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等			H28年度実施計画	実施上の課題等	
135	項目 (2) 高齢者の見守り活動の推進 ②地域活動団体等と連携した見守り活動の実施 高齢者をターゲットにした架空請求や悪質商法などによる被害を防ぐための講習会などを開催するほか、地域活動団体の協力を得て、個別訪問などによる情報の提供や啓発を行います。	1 出前講座の開催 2 地域見守り情報の配信 3 くらしのサポーターの養成 くらしのサポーター・フォローアップ研修の開催	時期を逸しない、わかりやすい情報提供を心がける。	1 出前講座の開催 (52回 2,713人) 2 地域見守り情報の配信 (21回) 3 くらしのサポーター・フォローアップ研修 (受講者数 のべ47人) くらしのサポーター登録数 58人 見守り者などに情報提供することで、高齢者により身近な方から啓発することができた。	1 高齢者向けの出前講座について、地域や規模を問わず、また、夜間に開催(2回)するなど、主催者の希望に沿った情報提供ができた。 2 地域見守り情報は、時期を逸しない情報発信ができるので効果が高いと思われる。 3 くらしのサポーターの方に活動を続けて行っていただけるよう情報提供等ができた。	1 出前講座の開催 2 地域見守り情報の配信 3 くらしのサポーターの養成 くらしのサポーター・フォローアップ研修の開催	時期を逸しない、わかりやすい情報提供を心がける。	県民生活・男女共同参画課 48
136	項目 (2) 高齢者の見守り活動の推進 ②地域活動団体等と連携した見守り活動の実施 高齢者をターゲットにした架空請求や悪質商法などによる被害を防ぐための講習会などを開催するほか、地域活動団体の協力を得て、個別訪問などによる情報の提供や啓発を行います。	引き続き、日常の地域警察街頭活動を強化し、巡回連絡による住民宅個別訪問活動を強化することによって、高齢者宅の訪問活動を徹底する。	地域の犯罪情勢に応じたタイムリーな高齢者宅訪問等について、数に限界があるため、被害に遭いやすい高齢者(防犯教室等不参加の者)等を把握する必要がある。	1 各署において地域安全アドバイザー、高齢者交通安全推進員等と連携し、高齢者訪問活動等を実施した。 2 各署において高齢者安全教室等を実施した。	各署の生活安全担当者、地域安全アドバイザー等だけでなく、交通課に配置された高齢者交通安全推進員との連携により、防犯と交通安全の両面から高齢者の安全安心に取り組むことができた。	1 高齢者訪問活動の実施 2 高齢者安全教室の実施	関係する地域活動団体等との連携を強化する必要がある。	生活安全企画課 48
137	項目 (2) 高齢者の見守り活動の推進 ②地域活動団体等と連携した見守り活動の実施 高齢者をターゲットにした架空請求や悪質商法などによる被害を防ぐための講習会などを開催するほか、地域活動団体の協力を得て、個別訪問などによる情報の提供や啓発を行います。	引き続き、日常の地域警察街頭活動を強化し、巡回連絡による住民宅個別訪問活動を強化することによって、高齢者宅の訪問活動を徹底する。	行政や関係機関とともに連携して、地域で一丸となった体制を構築する。	「巡回連絡による管内実態把握活動」として、4月中を重点実施機関とするほか、毎月の活動計画で巡回連絡専従日を指定するなど積極的な巡回連絡を実施した。	高齢者世帯等に対する巡回連絡により、高齢者等から直接話を聞き、高齢者等が被害者となる犯罪の発生に対して予防や対策を行うことができた。	引き続き、日常の地域警察街頭活動を強化し、巡回連絡による住民宅個別訪問活動を強化することによって、高齢者宅の訪問活動を徹底する。	行政や関係機関とともに連携して、地域で一丸となった体制を構築する。	地域課 48
138	項目 (2) 高齢者の見守り活動の推進 ③地域包括支援センターを中心とする見守り活動への支援 地域包括支援センターを中心とする高齢者に関する行政機関、福祉保健所、医療機関、NPO、老人クラブなどのネットワークが行う高齢者の見守り活動に対し、情報の提供などの支援を行います。	1 地域包括センター機能強化への支援 ・地域ケア会議の実践等を通じて、地域包括支援センターのネットワーク構築を支援(地域ケア会議をコーディネートする人材へのフォローアップ) ・地域包括支援センター職員のスキルアップのための研修を実施	・地域ケア会議の開催支援等、具体的な取り組みを通じた支援 ・受講者のレベルに応じた研修の実施	・地域ケア会議(30市町村) ・地域ケア会議ガイドラインの作成 ・地域包括支援センター職員初級研修(37名受講) ・介護予防支援従事者研修(117名受講)	・各圏域において地域ケア会議の取り組みが拡がっているが、市町村によって手法がさまざまであるため、自立支援型の地域ケア介護の推進や取組を継続できるような支援が必要。 ・研修受講者の経験、レベルに格差があり、研修内容の工夫が必要。	1 地域包括センター機能強化への支援 ・地域ケア会議の実践やガイドラインの活用等を通じて、地域包括支援センターのネットワーク構築を支援(地域ケア会議をコーディネートする人材へのフォローアップ) ・地域包括支援センター職員のスキルアップのための研修を実施	・地域ケア会議の充実支援等、具体的な取り組みを通じた支援 ・受講者のレベルに応じた研修の実施	高齢者福祉課 48
139	項目 (3) 障害者の見守り活動の推進 ①市町村や事業者等の行う見守り活動の促進 障害者が地域において安全で安心して生活できるよう、市町村や事業者などが連携して行う障害者の特性に配慮した見守り活動を促進します。	1及び2 居宅系を除く全ての障害福祉サービス事業所等で、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアルが作成されるよう指導する。 3 利用者の安全を確保するためのマニュアルとして、事故防止マニュアルや感染症予防マニュアルなどが策定されているか、防災マニュアルなどが策定されているか、防犯に配慮した取組を行っているか確認を行つ。	特になし。	福祉指導課と共に、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアル、事故防止マニュアル、感染症予防マニュアルなどの策定及び取組状況については実地指導の際、確認。	防災対策マニュアルの作成により、各障害福祉サービス事業所等がそれぞれの事業所の立地条件や災害の際の危険性を把握し、対応策の検討、利用者への周知が図られた。	1及び2 居宅系を除く全ての障害福祉サービス事業所等で、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアルが作成されるよう指導する。 3 利用者の安全を確保するためのマニュアルとして、事故防止マニュアルや感染症予防マニュアルなどが策定されているか、防災マニュアルなどが策定されているか、防犯に配慮した取組を行っているか確認を行つ。	特になし。	障害保健福祉課 48

平成27年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
基本の方策4 高齢者、障害者、女性の安全を確保する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D) ●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトカム(結果)等を通じて生じるプラスの変化	評価(C) 実施後の分析、検証	改善(A) 次年度の取組		担当課 記載ページ
		H27年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等			H28年度実施計画	実施上の課題等	
140	項目 (3) 障害者の見守り活動の推進 ①市町村や事業者等の行う見守り活動の促進 内 容 障害者が地域において安全で安心して生活できるよう、市町村や事業者などが連携して行う障害者の特性に配慮した見守り活動を促進します。	1 地域安全ニュースによる広報を実施 2 子ども等の見守り活動に併せて見守り活動の実施	関係機関との連携	障害者の特性に配慮した見守り活動の促進に結びつく活動に至らなかった。	見守り活動の促進のための活動について検討する必要がある。	1 障害者と関わりの深いヘルパー等に対する高齢者安全教室の実施 2 地域安全ニュースによる広報活動の実施	障害者の障害特性に関する専門的な知識やノウハウを必要とすること。	生活安全企画課 48
141	項目 (3) 障害者の見守り活動の推進 ②情報の提供 内 容 地域で生活する障害者が悪質商法や犯罪の被害に遭わないために、障害者特性に配慮した適切な情報の提供などに努めます。	1及び2 居宅系を除く全ての障害福祉サービス事業所等で、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアルが作成されるよう指導する。 3 利用者の安全を確保するためのマニュアルとして、事故防止マニュアルや感染症予防マニュアルなどが策定されているか、防災マニュアルなどが策定されているか、防犯に配慮した取組を行っているか確認を行う。 4 読み仮名や文字の拡大、点字化や音声化など、障害特性に配慮した情報提供を行うとともに、事業者等に周知・啓発を行う。	特になし。	福祉指導課と共に、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアル、事故防止マニュアル、感染症予防マニュアルなどの策定及び取組状況については実地指導の際、確認。 4 障害保健福祉市町村担当者会(6月)において周知した。	防災対策マニュアルの作成により、各障害福祉サービス事業所等がそれぞれの事業所の立地条件や灾害の際の危険性を把握し、対応策の検討、利用者への周知が図られた。 4 まだ十分ではないため、点字での対応が難しい場合は、拡大文字にしたり読み上げるなど、個々に工夫することが必要。	1及び2 居宅系を除く全ての障害福祉サービス事業所等で、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアルが作成されるよう指導する。 3 利用者の安全を確保するためのマニュアルとして、事故防止マニュアルや感染症予防マニュアルなどが策定されているか、防災マニュアルなどが策定されているか、防犯に配慮した取組を行っているか確認を行う。 4 読み仮名や文字の拡大、点字化や音声化など、障害特性に配慮した情報提供を行うとともに、事業者等に周知・啓発を行う。	特になし。	障害保健福祉課 49
142	項目 (3) 障害者の見守り活動の推進 ②情報の提供 内 容 地域で生活する障害者が悪質商法や犯罪の被害に遭わないために、障害者特性に配慮した適切な情報の提供などに努めます。	視覚障害者に配慮したホームページの作成	時期を逸しない、わかりやすい情報提供を心がける。	広報紙「安全安心まちづくりニュース」をテキスト版で公開	視覚障害者の方にテキスト版による情報提供ができ、注意喚起につながった。 他の情報提供についても検討が必要。	視覚障害者に配慮したホームページの作成を逸しない、わかりやすい情報提供を心がける。	県民生活・男女共同参画課 49	
143	項目 (4) 女性の犯罪被害回避に関する取組 内 容 ①情報の提供 女性がひったくりやつきまとなどの被害に遭わないために、ホームページなどにより、危険を回避するための情報を提供します。	1 県警ホームページにおける防犯情報の提供 2 要望に応じた防犯等講習の実施		1 県警ホームページにおける防犯情報の提供を行った。 2 「地域安全ニュース」等による情報発信を行った。	防犯意識の高揚、犯罪発生状況の広報等の強化を図る必要がある。	1 県警ホームページにおける防犯情報の提供 2 地域安全ニュース等による情報発信	自主防犯意識の高揚を図ること。	生活安全企画課 49
144	項目 (4) 女性の犯罪被害回避に関する取組 内 容 ②防犯教室等の実施 女性がちゃんと暴行などの被害に遭わないために、要望に応じて、防犯教室や護身術など実践的な訓練を実施します。	1 女性を対象とした防犯教室、護身術などの講習実施 2 要望に応じた防犯等講習の実施	要望等による継続した活動の実施	1 女性を対象とした防犯教室を開催し、併せて護身術の教義を行った。 2 要望に応じて防犯教室を行い、女性に対する被害防止啓発を行った。	参加女性から、防犯意識が高まったなどの声が聞かれたことから、今後も継続した活動を行う。	1 女性を対象とした防犯教室、護身術などの講習実施 2 要望に応じた防犯等講習の実施	防犯教室等の実施に関する広報を充実させ、活動の周知を図ること。	生活安全企画課 49

平成27年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
基本の方策4 高齢者、障害者、女性の安全を確保する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D) ●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)を通じて生じるプラスの変化	評価(C) 実施後の分析、検証	改善(A) 次年度の取組		担当課 冊子記載ページ
		H27年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等			H28年度実施計画	実施上の課題等	
145	項目組 内 ③地域ぐるみの防犯活動の実施 事業者、防犯活動団体と連携して、ちゃんやのぞきなど女性を対象とした事犯の多発時期や多発地域を重点的に、防犯パトロールなどの見守り活動を実施します。	1 不審者情報等が寄せられた地域を重点としたパトロール等の実施 2 青色回転灯車両による見守りパトロールの実施 3 あんしんFメールへの加入促進	要望等による継続した活動の実施	1 不審者情報等が寄せられた地域を重点としたパトロールの実施 2 青色回転灯装備車両による防犯パトロールの実施 3 あんしんFメールへの加入促進広報	不審者情報を基にしたパトロールを実施し、不審者の検挙・指導・警告を行った。	1 不審者情報等が寄せられた地域を重点としたパトロール等の実施 2 青色回転灯車両による見守りパトロールの実施 3 あんしんFメールへの加入促進	予兆事案、被害発生状況に基づき迅速な対応を図ること。	生活安全企画課 49
146	項目組 内 ③地域ぐるみの防犯活動の実施 事業者、防犯活動団体と連携して、ちゃんやのぞきなど女性を対象とした事犯の多発時期や多発地域を重点的に、防犯パトロールなどの見守り活動を実施します。	引き続き、女性が被害者となる犯罪等に対して積極的に対応する。	地域住民や防犯活動団体と連携して、ちゃんやのぞきなど女性を対象とした事犯の多発時期や多発地域を重点的に、防犯パトロールなどの見守り活動への体制を強化する。	ちゃんやわいせつ事案の発声に対して、タイムリーな「交番連絡」等を発出して住民に周知し、地域住民への情報提供を図った。	住民からの断片的な情報を収集して、犯人の特徴や講堂を分析し検挙に向けた体制を整えた。	引き続き、女性が被害者となる犯罪等に対して積極的に対応する。	地域住民や防犯活動団体と連携して、ちゃんやのぞきなど女性を対象とした事犯の多発時期や多発地域を重点的に、防犯パトロールなどの見守り活動への体制を強化する。	地域課 49
147	項目組 内 ④DVの防止及び被害者の保護 「高知県DV被害者支援計画」に基づき、関係機関や民間支援団体等と連携して、DV防止のための普及啓発をはじめ、被害者にかかる通報や相談、保護、自立支援等の取組を進めます。	1 「ブロック別関係機関連絡会議」と「DV 対策連携支援ネットワーク会議及び専門会」の開催による連携強化と支援者の専門性の向上により、支援の輪を拡大 2 市町村での広報の強化を図るため、広報文書及び啓発素材の提供 3 民間支援団体との連携及び活動助成・民間支援団体との連携強化・協働による啓発・広報活動の充実 ・民間シェルターに対する運営費補助	1 参加機関の見直し及び参加者増のための工夫が必要。	1 ブロック別DV関係機関連絡会議を全ブロック(5ヶ所)で開催。 参加者:67機関86名出席(※事務局除く) 2 DV対策連携支援ネットワーク会議及び専門会研修会を開催。 参加者:23機関34名(事務局除く) (講演)「加害者を知ることでDVへの理解を深める～よりよい被害者支援をするために～」 講師:山口 のり子氏(aware 代表) 3 市町村での広報の強化を図るために、広報文書及び啓発素材の提供 4 民間支援団体との連携 ・女性支援団体と連携した、相談カード、啓発用チラシ・ポケットカードの作成及び配布 ・国際ロブミストとの連携による高知城バーブル・ライトアップ	1 「ブロック別関係機関連絡会議」と「DV 対策連携支援ネットワーク会議及び専門会」の開催による連携強化と支援者の専門性の向上により、支援の輪を拡大 2 市町村での広報の強化を図るために、広報文書及び啓発素材の提供 3 民間支援団体との連携及び活動助成 ・民間支援団体との連携強化・協働による啓発・広報活動の充実 ・民間シェルターに対する運営費補助	1 「ブロック別関係機関連絡会議」と「DV 対策連携支援ネットワーク会議及び専門会」の開催による連携強化と支援者の専門性の向上により、支援の輪を拡大 2 市町村での広報の強化を図るために、広報文書及び啓発素材の提供 3 民間支援団体との連携及び活動助成 ・民間支援団体との連携強化・協働による啓発・広報活動の充実 ・民間シェルターに対する運営費補助	ブロック会議、ネットワーク会議の参加者を増やすためにも、それぞれの関係機間に当事者意識をどう持ってもらうか。	県民生活・男女共同参画課 49
148	項目組 内 ④DVの防止及び被害者の保護 「高知県DV被害者支援計画」に基づき、関係機関や民間支援団体等と連携して、DV防止のための普及啓発をはじめ、被害者にかかる通報や相談、保護、自立支援等の取組を進めます。	1 関係機関や民間支援団体等の連携体制 2 相談・保護等の適切な実施 3 公費負担による緊急時の避難先確保	DV等人身安全関連事案に即応する人員及び体制の強化	1 関係機関や民間支援団体等との連携体制の確立により被害防止措置を行った。 2 相談・保護等に対して適切な実施をした。	関係機関、団体等との連携により被害防止措置を図ることができた。	1 関係機関や民間支援団体等の連携体制 2 相談・保護等の適切な実施	関係機関との連携による情報共有を図ること。	生活安全企画課 49

平成27年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
基本の方策5 観光旅行者等の安全を確保する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D) ●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	評価(C) 実施後の分析、検証	改善(A) 次年度の取組		担当課 冊子記載ページ
		H27年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等			H28年度実施計画	実施上の課題等	
149	項目 (1) 安全情報の提供 ①観光旅行者等に対する安全情報の提供 内容 観光旅行者等が犯罪の被害に遭わないよう、旅館・ホテル・観光施設などの観光事業者の協力を得て、観光旅行者等に対し、犯罪の発生状況や危険箇所などの地域の安全情報を提供します。	県警ホームページによる不審者情報の提供	観光旅行者等に対する安全情報の提供方法の検討 観光政策課との連携	県警ホームページへの不審者情報の掲載を行った。	観光旅行者等に適した防犯情報を選別して効果的に行う必要がある。	1 県警ホームページによる不審者情報の提供 2 あんしんFメールによる情報発信	観光事業者と連携を図ること。	生活安全企画課 50
150	項目 (1) 安全情報の提供 ②観光事業者に対する安全情報の提供 内容 観光事業者などが自主的な防犯対策を行なうことができるよう、旅館・ホテル・観光施設などの観光事業者に対し、観光旅行者等が遭遇するおそれのある犯罪などについて、発生状況や防犯対策などの情報を提供します。	1 県警ホームページにおける防犯情報の提供 2 あんしんFメールによる情報発信	観光事業者をはじめ、観光に携わる関係者が観光旅行者を守る意識を醸成	防犯情報等の情報発信を行った。	観光旅行者等に適した防犯情報を選別して効果的に行う必要がある。	1 県警ホームページにおける防犯情報の提供 2 あんしんFメールによる情報発信	観光事業者と連携を図ること。	生活安全企画課 50
151	項目 (2) 従業員等に対する防犯教育の促進 内容 観光事業者などが自主的に実施する従業員研修などの内で、防犯教育が行われるよう、観光事業者などに働きかけます。	引き続き観光関連事業者に対して、観光客の安全を確保するよう周知を図る。	観光事業は、従業員の勤務時間が複数パターンとなるケースもあり、研修時間の設定が困難な場合もあるが、防犯教育は重要な取組であるため、今後も引き続き周知していく。	県外観光客入込調査対象の44施設(当初、46施設だったが閉鎖等で変更) ■アウトプット 防犯対策の実施は39施設(88.6%) ■アウトカム 防犯教育の実施は11施設(25%)	防犯に対する意識は高まりつつあり、防犯対策については、実施している施設が増加し(H26年度:77.3%→H27年度:88.6%)、概ね対策をとっている。 防犯教育の取組には至っていない施設が多い。(H26年度:6.42%→H27年度:25%)	防犯教育の必要性と併せて、防犯教育についての資料や情報を提供し、実施してもらうよう取組を進める	防犯対策をしていることで防犯教育の必要性を感じていない施設が多い。	観光政策課 50
152	項目 (2) 従業員等に対する防犯教育の促進 内容 観光事業者などが自主的に実施する従業員研修などの内で、防犯教育が行われるよう、観光事業者などに働きかけます。	1 宿泊施設等に対するあんしんFメール登録依頼 2 県警ホームページによる不審者情報の提供及び同ホームページに関する広報	観光政策課との連携	防犯情報等の情報発信を行った。	旅館ホテル生活衛生同業組合に対する防犯講習会等は未開催であり、連携を強める必要がある。	1 旅館ホテル生活衛生同業組合に対する防犯講習会等の開催 2 県警ホームページにおける防犯情報の提供 3 あんしんFメールによる情報発信	観光事業者と連携を図ること。	生活安全企画課 36

平成27年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標4 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する

基本の方策1 犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場を普及する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D) ●アウトプット(結果)、インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果)、アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	評価(C) 実施後の分析、検証	改善(A) 次年度の取組		担当課 計画子 記載 ページ
		H27年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等			H28年度実施計画	実施上の課題等	
153	項目(1) 犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針の周知 防犯性の高い道路、公園、駐車場及び駐輪場が普及していくよう、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」の周知を図ります。	道路担当者会等において犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針の周知を継続して実施する。	特になし。	4月に開催した道路担当者会において周知した。	継続して指針の周知を実施する必要がある。	道路担当者会において犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設計等に関する指針の周知を継続して実施する。	特になし。	道路課 51
154	項目(1) 犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針の周知 防犯性の高い道路、公園、駐車場及び駐輪場が普及していくよう、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」の周知を図ります。	県都市計画主管課長会にて、引き続き周知を行っていく。	事業未実施の市町への周知方法について、検討が必要である。	H27年度県都市計画主管課長会において、指針の周知を行った。	継続して指針の周知を実施する必要がある。	県都市計画主管課長会にて、引き続き周知を行っていく。	事業未実施の市町への周知方法について、検討が必要である。	都市計画課 51
155	項目(1) 犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針の周知 防犯性の高い道路、公園、駐車場及び駐輪場が普及していくよう、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」の周知を図ります。	1 指定管理者に、安全安心まちづくりに関する指針の周知及び防犯に配慮した維持管理の協議を行う。 2 県都市公園管理担当職員に、土木部維持管理担当者会等で安全安心まちづくりに関する指針の周知を行う。	特になし。	1 指定管理者に、安全安心まちづくりに関する指針の周知及び防犯に配慮した維持管理の協議を行った(6月) 2 土木部維持管理担当者会で安全安心まちづくりに関する指針の周知(5月)	1 指定管理者との協議を行った結果、防犯に配慮した維持管理に取り組むよう働きかけることができた。 2 維持管理担当者に「防犯意識のより一層の浸透を図ることができた。	防犯性の高い公園が普及するよう、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」に基づき整備を行う。	公園下水道課 51	
156	項目(1) 犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針の周知 防犯性の高い道路、公園、駐車場及び駐輪場が普及していくよう、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」やその取組みについて関係団体等への周知を図ります。	1 県民生活・男女共同参画課よりの周知依頼を受け、防犯性の高い道路、公園、駐車場及び駐輪場が普及していくよう、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」やその取組みについて関係団体等への周知を図ります。	特になし。					経営支援課 36
157	項目(1) 犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針の周知 防犯性の高い道路、公園、駐車場及び駐輪場が普及していくよう、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」の周知を図ります。	1 広報紙「安全安心まちづくりニュース」や会報での広報。 2 高知県ホームページでの広報。 3 市町村との情報交換会や庁内の担当者会等を通じ情報交換を行う。	防犯環境の整備については、課題も専門性が高く、関係課などとの連携が不可欠である。	1 広報紙を通して犯罪防止に配慮した防犯環境の整備を呼びかけ 2 高知県ホームページで左記指針を公開 3 平成27年度高知県安全安心まちづくり推進会議総会において基調講演を行い、構成員である市町村・地域活動団体等に向けて犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する必要性を説明	1 広報紙や会報で広報をしていく必要がある。 2 市町村や関係各課と連携し、情報収集につとめる	1 広報紙「安全安心まちづくりニュース」や会報での広報。 2 高知県ホームページでの広報。 3 市町村との情報交換会や庁内の担当者会等を通じ情報交換を行う。	防犯環境の整備については、課題も専門性が高く、関係課などとの連携が不可欠である。	県民生活・男女共同参画課 51
158	項目(1) 犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針の周知 防犯性の高い道路、公園、駐車場及び駐輪場が普及していくよう、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」の周知を図ります。	1 街頭防犯カメラ管理団体との連携及び情報提供 2 街頭防犯カメラ補助金制度の広報による設置促進及び県警ホームページへの掲載	設置後の効果検証	1 街頭防犯カメラ管理団体との連携を行った。 2 街頭防犯カメラ補助金制度の広報による設置促進を行った。	積極的な広報により、防犯カメラの設置が進んだ。	1 街頭防犯カメラ管理団体との連携及び情報提供 2 県、市町村等の行政担当との連携及び情報の共有 3 街頭防犯カメラ補助金制度の広報による設置促進及び県警ホームページへの掲載 4 地域安全ニュース等への街頭防犯カメラ補助金制度の掲載による周知徹底	指針について自治体、住民等に周知を図り、防犯意識の啓発につなげること。	生活安全企画課 51

平成27年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標4 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する

基本の方策1 犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場を普及する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D) ●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた所 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	評価(C) 実施後の分析、検証	改善(A) 次年度の取組		担当課 計画冊子記載ページ
		H27年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等			H28年度実施計画	実施上の課題等	
159	項目 (2) 犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場の整備 県が管理する道路等について、「犯罪内 の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」に基づき、照明灯などの設置による明るさの確保、草刈り、除草、剪定などによる見通しの確保などの整備に努めます。	1. 今後も道路改良時において、必要な箇所については道路照明の設置に努める。 2. 団体数の増加に伴う活動回数の増加が大きくなるよう、引き続き機会をとらえ、ボランティア団体に要請を行う。	特になし。	1.129基の道路照明を設置 2. ボランティアの登録団体数が654団体となり、そのうち407団体が延べ3,863回の道路美化作業を行った。	1. 継続して、必要な箇所については道路照明の設置を行うことが必要。 2. 前年度と比較して活動した団体数は5団体増となったが、活動述べ回数21回減となった	1. 今後も道路改良時において、必要な箇所については道路照明の設置に努める。 2. 団体数の増加に伴う活動回数の増加が大きくなるよう、引き続き機会をとらえ、ボランティア団体に要請を行う。	特になし。	道路課 51
160	項目 (2) 犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場の整備 県が管理する道路等について、「犯罪内 の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」に基づき、照明灯などの設置による明るさの確保、草刈り、除草、剪定などによる見通しの確保などの整備に努めます。	街路事業の施行 道路照明の設置(H26完成工区) はりまや町一宮線(一宮工区) はりまや町一宮線(一宮工区) 継続している平成26年度事業で実施予定	特になし	街路事業 はりまや町一宮線(一宮工区) 現地調査に基づく再検討により、既存照明(4基)を再利用することとしたため、新たな道路照明の設置はない。	特になし	街路事業 H28年度は道路照明の設置予定なし	特になし	都市計画課 51
161	項目 (2) 犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場の整備 県が管理する道路等について、「犯罪内 の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」に基づき、照明灯などの設置による明るさの確保、草刈り、除草、剪定などによる見通しの確保などの整備に努めます。	1 指定管理者に、安全安心まちづくりに関する指針の周知及び防犯に配慮した維持管理の協議を行う。 2 県都市公園管理担当職員に、土木部維持管理担当者会等で安全安心まちづくりに関する指針の周知を行う。		1 指定管理者に、安全安心まちづくりに関する指針の周知及び防犯に配慮した維持管理の協議を行った結果、防犯に配慮した維持管理に取り組むよう働きかけることができた。 2 土木部維持管理担当者会で安全安心まちづくりに関する指針の周知(5月)	1 指定管理者との協議を行った結果、防犯に配慮した維持管理に取り組むよう働きかけることができた。 2 維持管理担当者に防犯意識のより一層の浸透を図ることができた。	1 指定管理者に、安全安心まちづくりに関する指針の周知及び防犯に配慮した維持管理の協議を行う。 2 県都市公園管理担当職員に、土木部維持管理担当者会等で安全安心まちづくりに関する指針の周知を行う。		公園下水道課 51

平成27年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標4 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する
基本の方策2 犯罪の防止に配慮した住宅を普及する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D) <ul style="list-style-type: none">●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	評価(C) 実施後の分析、検証	改善(A) 次年度の取組		担当課 ページ
		H27年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等			H28年度実施計画	実施上の課題等	
162	項目(1) 犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針の周知 防犯性の高い住宅が普及していく内 よう、県民、事業者、地域活動団体、容 建築関係団体に対し、リーフレットやホームページなどで情報の提供などをを行い、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」の周知を図ります。	・住宅課HPで引き続き、情報提供を行う。	リーフレット、HPでの広報効果が目に見えにくく、取組と効果の因果関係がはっきりしないが、周知・啓発活動は息の長い継続的な取組が必要と考える。	・「高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例」及び住宅の防犯対策リーフレットについて、住宅課HPで情報提供を継続して実施。	・住宅の改修等費用と時間がかかる対策であるから、急激な成果は期待にくいが、地道な情報提供を続けることが重要。	・住宅課HPで引き続き情報提供を行う。		住宅課 52
163	項目(1) 犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針の周知 防犯性の高い住宅が普及していく内 よう、県民、事業者、地域活動団体、容 建築関係団体に対し、リーフレットやホームページなどで情報の提供などをを行い、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」の周知を図ります。	1 建築確認申請の副本にリーフレットを添付し、建築主に「高知県犯罪のない安全安心まちづくり指針」の配布を行う。 2 民間確認検査機関にも建築確認申請副本にリーフレットの添付を要請する。 3 平成25年度より移管された長期優良住宅認定通知時にリーフレットの配布を行う。	1 建築主が計画段階で犯罪の防止に配慮した建築物に出来るように、どのように指針内容をPRすれば効果的かを建築関係者が考える機会を持つことが課題。(継続課題)	1 建築確認申請の副本にリーフレットを添付し、建築主に「高知県犯罪のない安全安心まちづくり指針」を周知した。 2 民間確認検査機関にも建築確認申請副本にリーフレットの添付を要請し、配布を行った。 3 平成25年度より移管された長期優良住宅認定通知時にリーフレットの配布を行った。	リーフレットでの広報効果が見えにくいが、周知・啓発活動は息の長い継続的な取り組みが必要と考える。	1 建築確認申請の副本にリーフレットを添付し、建築主に「高知県犯罪のない安全安心まちづくり指針」の配布を行う。 2 民間確認検査機関にも建築確認申請副本にリーフレットの添付を要請する。 3 平成25年度より移管された長期優良住宅認定通知時にリーフレットの配布を行う。	1 建築主が計画段階で犯罪の防止に配慮した建築物に出来るように、どのように指針内容をPRすれば効果的かを建築関係者が考える機会を持つことが課題。(継続課題)	建築指導課 52
164	項目(1) 犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針の周知 防犯性の高い住宅が普及していく内 よう、県民、事業者、地域活動団体、容 建築関係団体に対し、リーフレットやホームページなどで情報の提供などをを行い、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」の周知を図ります。	1 広報紙「安全安心まちづくりニュース」や会報による広報 2 市町村ブロック別担当者会、道路課等の担当者会等を通じての情報交換 3 関係機関へのリーフレットの提供 4 「安全安心まちづくりひろば」でのリーフレットの配布	広報紙のよりよい紙面づくりのため、関係機関、団体から情報収集を行う必要がある。	1 高知県ホームページでの広報 2 コンビニエンスストアでのリーフレットの配布 3 「安全安心まちづくりひろば」でのリーフレットの配布 4 建築指導課や県防犯協会などにリーフレットを提供し、配布を依頼 ※リーフレット配布数 共同住宅編1,300部、一戸建て住宅編2,050部	県内で発生する刑法犯のうち7割以上が窃盗犯罪であることから、これからも指針の周知に努める必要がある。 防犯設備が古い相当年数が経過した家屋に居住する住民に対する働きかけが必要。	1 広報紙「安全安心まちづくりニュース」や会報による広報 2 市町村ブロック別担当者会、道路課等の担当者会等を通じての情報交換 3 関係機関へのリーフレットの提供 4 「安全安心まちづくりひろば」でのリーフレットの配布	広報紙のよりよい紙面づくりのため、関係機関、団体から情報収集を行う必要がある。	県民生活・男女共同参画課 52
165	項目(1) 犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針の周知 防犯性の高い住宅が普及していく内 よう、県民、事業者、地域活動団体、容 建築関係団体に対し、リーフレットやホームページなどで情報の提供などをを行い、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」の周知を図ります。	1 地域安全ニュース等による情報提供 2 県警ホームページでの住宅等の防犯対策の掲載 3 各種会合での防犯性能の高い部品の紹介及び促進依頼 4 県警本部1階に常設している「安全安心コーナー」の継続展示	防犯性の高い住宅の普及率の効果検証が困難	1 地域安全ニュース等による情報提供 2 県警ホームページへ住宅等の防犯対策の掲載 3 各種会合での防犯性能の高い部品の紹介及び促進依頼 4 県警本部1階に常設している「安全安心コーナー」の展示品の充実 警察本部見学者による「安全安心コーナー」展示品の閲覧が行われた。	住宅における犯罪被害状況などの広報を積極的に行い、指針に関する県民等の意識を啓発する必要がある。	1 地域安全ニュース等による情報提供 2 県警ホームページでの住宅等の防犯対策の掲載 3 各種会合での防犯性能の高い部品の紹介及び促進依頼 4 県警本部1階に常設している「安全安心コーナー」の展示品の充実	指針の周知及び浸透を図るために、防犯性の高い住宅に関する情報を提供すること。	生活安全企画課 36

平成27年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標4 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する

基本的方策2 犯罪の防止に配慮した住宅を普及する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D) ●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	評価(O) 実施後の分析、検証	改善(A) 次年度の取組		担当課 計画冊子記載ページ
		H27年度実施計画	実施上の課題等			H28年度実施計画	実施上の課題等	
166	項目 (2) 住宅の安全に関する情報の提供 ①住宅の防犯対策についての情報の内 容 提供 既存住宅を含めた住宅性能表示の普及や犯罪の防止に配慮した住宅の普及のため、住宅における防犯についての情報収集と、ホームページなどによる情報の提供を行います。	・住宅課HPで引き続き、情報提供を行う。	リーフレット、HPでの広報効果が目に見えにくく、取組と効果の因果関係がはっきりしないが、周知・啓発活動は息の長い継続的な取組が必要と考える。	・「高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例」及び住宅の防犯対策リーフレットについて、住宅課HPで情報提供を継続して実施。	・住宅の改修等費用と時間がかかる対策であることから、急激な成果は期待しにくいが、地道な情報提供を続けることが重要。	・住宅課HPで引き続き情報提供を行う。		住宅課 52
167	項目 (2) 住宅の安全に関する情報の提供 ①住宅の防犯対策についての情報の内 容 提供 既存住宅を含めた住宅性能表示の普及や犯罪の防止に配慮した住宅の普及のため、住宅における防犯についての情報収集と、ホームページなどによる情報の提供を行います。	1 県警本部1階に常設している「安全安心コーナー」の継続展示 2 県警ホームページでの住宅等の防犯対策の掲載	防犯性の高い住宅の普及率の効果検証が困難	1 県警本部1階に常設している「安全安心コーナー」の展示を継続した。 2 県警ホームページへの住宅等の防犯対策の掲載を行った。	ホームページへの住宅等の防犯対策の掲載について関係機関の協力を得て趣向を凝らす必要がある。	1 県警本部1階に常設している「安全安心コーナー」の継続展示 2 県警ホームページでの住宅等の防犯対策の掲載	防犯建物部品等の情報収集を行い幅広い情報の提供を行うこと。	生活安全企画課 52
168	項目 (2) 住宅の安全に関する情報の提供 ②防犯機器の情報の提供 内容 補助金やセンサーライトなどの防犯機器、その他の情報提供を行い、犯罪の防止に配慮した住宅の普及を図ります。	1 県警本部1階に常設している「安全安心コーナー」の継続展示 2 県警ホームページでの防犯機器情報の掲載	防犯性の高い住宅の普及率の効果検証が困難	1 警察本部1階に常設してある「安全安心コーナー」の展示を継続した。 2 県警ホームページでの防犯機器情報等の掲載を行った。	ホームページへの住宅等の防犯対策の掲載について関係機関の協力を得て趣向を凝らす必要がある。	1 県警本部1階に常設している「安全安心コーナー」の継続展示 2 県警ホームページでの住宅等の防犯対策の掲載	防犯建物部品等の情報収集を行い幅広い情報の提供を行うこと。	生活安全企画課 52
169	項目 (3) 公営住宅の防犯指針に基づく整備 内容 県営住宅について、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」に基づく整備に努めるとともに、市町村営住宅についても、同様の整備に努めるよう、市町村に対して情報の提供と指導を行います。	市町村への情報提供及び指導の継続。	1. 市町村への情報提供の機会が少ない。	・県営住宅宇治団地第1工区全面的改善工事を指針に基づき実施。 ・市町村営住宅整備について、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」に基づく整備に努めるよう、情報の提供と指導を行います。	・改善工事のため、玄関扉等の可能な個所のみの対応となった。 ・市町村営住宅整備について、指針に基づく整備に努めるよう、情報の提供と指導を行った。 (平成27年度:8団地68戸)	・県営住宅宇治団地第2工区全面的改善工事の実施 ・市町村営住宅整備について指針に基づく整備に努めるよう、情報の提供と指導を継続して行います。		住宅課 52

平成27年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標4 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する
基本の方策3 犯罪の防止に配慮した店舗等を普及する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D) ●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	評価(C) 実施後の分析、検証	改善(A) 次年度の取組		担当課 記載ページ
		H27年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等			H28年度実施計画	実施上の課題等	
170	項目(1) 金融機関に対する啓発 金融機間に對し、必要な防犯情報内を提供するほか、防犯訓練の実施の容支援など、必要な防犯対策の指導を行います。	1 金融機関職員等の防犯意識醸成 2 金融機関対象の強盗訓練・特殊詐欺水際阻止に向けた声かけ訓練の実施 3 特殊詐欺の広報	増加する特殊詐欺被害防止への協力依頼	1 金融機関職員の防犯意識の醸成を図った。 2 金融機関対象の強盗訓練や特殊詐欺被害防止のための声かけ訓練等を実施した。 3 地域安全ニュース等による各種防犯情報の提供を行った。 4 特殊詐欺被害防止の協力依頼を行った。 5 金融機関防犯協議会総会を開催し、犯罪情勢などの防犯情報を提供した。	金融機関対象強盗訓練により、非常時の対処方法の再確認ができた。 特殊詐欺被害防止のため、声かけ訓練を実施することにより、水際阻止への意識醸成につながった。	1 金融機関職員等の防犯意識の向上促進 2 金融機関対象の強盗訓練の実施 3 地域安全ニュース等による各種防犯情報の提供 4 振り込め詐欺被害防止情報の提供 5 街頭防犯カメラ等の防犯機器の紹介及び設置促進	振り込め詐欺などの特殊詐欺被害の防止における金融機関の協力は極めて重要であり、今後も継続した協力体制を維持していくこと。	生活安全企画課 53
171	項目(2) 深夜小売店舗に対する啓発 コンビニエンストアなどの深夜小内売店舗に對し、夜間複数勤務、通報容機器や防犯カメラの設置、カラーポールの配備など防犯体制の整備について啓発を行います。	1 金融機関職員等の防犯意識醸成 2 深夜スーパー等対象の強盗訓練・レーターバック等を使用した特殊詐欺被害防止に向けた声かけ訓練の実施 3 特殊詐欺の広報	増加する特殊詐欺被害防止への協力依頼	1 店舗店員等の防犯意識の醸成を図った。 2 深夜スーパー等対象の強盗訓練を実施した。 3 地域安全ニュース等による各種犯罪情報を提供した。 4 特殊詐欺被害防止情報等を提供した。 5 深夜スーパー連絡協議会総会における防犯情報の提供を行った。	強盗訓練により、非常時の対処方法の再確認ができた。	1 店舗店員等に対する防犯意識の向上促進 2 深夜スーパー等対象の強盗訓練の実施 3 地域安全ニュース等による各種防犯情報の提供 4 振り込め詐欺被害防止情報の提供 5 街頭防犯カメラ等の防犯機器の紹介及び設置促進	振り込め詐欺などの特殊詐欺被害の防止におけるコンビニエンストアなどの協力は極めて重要であり、今後も継続した協力体制を維持していくこと。	生活安全企画課 53

平成27年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標5 南海地震等の大規模な災害に対応した防犯対策を推進する
基本の方策1 市町村による災害時の防犯対策を支援する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D) ●アウトプット(結果) ○インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) ○アドバント(結果)を通じて生じるプラスの変化	評価(C) 実施後の分析、検証	改善(A) 次年度の取組		担当課 冊子記載ページ
		H27年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等			H28年度実施計画	実施上の課題等	
172	項目(1) 地域の防災計画への「防犯の視点」の反映 内 容 大規模な災害が発生した後は、様々な事件や事故などの発生が予想されることから、市町村に対して、防災や復興に関する各種計画に、「防犯の視点」を反映した取組を盛り込むよう働きかけます。	1 市町村課題検討会など、各市町村が集まる場で働きかける。 2 「安全安心まちづくりニュース」や、今年度から発行する構成員向け会報などについて、いつ、どの媒体で、どの内容の広報を行うか見極める必要がある。 3 若年者や現役世代に対し、どのような情報を提供すれば効果的かを検討する必要がある。	市町村と地域住民による避難所運営マニュアルの作成において、避難所の防犯対策の検討について提案している県作成の「大規模災害に備えた避難所運営マニュアル作成の手引き」などを参考にしていただき、マニュアル作成に防犯の視点を反映するように呼びかけた。	避難所開設などの初動対応の検討に加え、展開期以降の対策として「防犯の視点」を反映することで、巡回警備班を設けるなど、より実効性の高いマニュアルを作成することができた。	各市町村に対して、県作成の「大規模災害に備えた避難所運営マニュアル作成の手引き」や先行してマニュアルを作成した避難所の事例を参考にし、「防犯の視点」を反映した取組を水平展開させる。	各避難所の地域性(都市部、中山間部など)に対応した防犯対策を検討する必要がある。	南海トラフ地震対策課 54	
173	項目(1) 地域の防災計画への「防犯の視点」の反映 内 容 大規模な災害が発生した後は、様々な事件や事故などの発生が予想されることから、市町村に対して、防災や復興に関する各種計画に、「防犯の視点」を反映した取組を盛り込むよう働きかけます。	危機管理部など関係部署との連絡を密にし、市町村が防災に関する計画を策定する場合には、「防犯の視点」を盛り込むよう働きかける。	市町村への働きかけを行う必要がある。	1 市町村ブロック別担当者会において、大規模災害における「防犯の視点」の必要性について説明 2 「安全安心まちづくりニュース」や「安全安心まちづくりひろば」でのパネル展示を通じて、大規模災害時の防犯対策の必要性を広報	地域防災計画の一般対策編については、「防犯の視点」が盛り込まれている。	危機管理部など関係部署との連絡を密にし、市町村が防災に関する計画を策定する場合には、「防犯の視点」を盛り込むよう働きかける。	市町村への働きかけを行う必要がある。	県民生活・男女共同参画課 54
174	項目(1) 地域の防災計画への「防犯の視点」の反映 内 容 大規模な災害が発生した後は、様々な事件や事故などの発生が予想されることから、市町村に対して、防災や復興に関する各種計画に、「防犯の視点」を反映した取組を盛り込むよう働きかけます。	1 大規模災害時に発生が予想される事案の把握と対応要領の策定 2 各地区防災組織の実態把握	大規模災害時の防犯については、起こり得ることを可能な限り予想し、対策を立てる必要がある。大規模災害時の防犯については、警察、自治体等の関係機関に負うところが大きいことから、起こりえる事案を可能な限り予想し、防犯対策を策定する必要がある。	市町村に対する働きかけに必要となる大規模災害時に発生が予想される事態の調査、検討等を行った。	情報量が少なく十分な検討が行えなかった。また、災害発生直後は、人命救助を最優先する時期であり、防犯活動についてどのように取り組むかの課題がある。	1 大規模災害時に発生が予想される事案の把握と対応要領の策定 2 各地区防災組織の実態把握 3 防災組織に対する「防犯の視点」を反映させる活動の推進	防災計画に支障のない取組を提案するためにも、有効な情報の収集を行うこと。	生活安全企画課 54
175	項目(2) 発生前の備え及び発生後の対応目への支援 内 容 市町村において、災害発生後の防犯活動を円滑に行うための備えが進むよう、災害時の犯罪や防犯活動の事例などの情報を提供するとともに、市町村が開催する会議や研修へ、実際に被災地等で活動経験のある有識者や職員を派遣するなどの支援を行います。 また、実際に災害が発生した場合には、被災地での犯罪の発生状況や、被災者に対する生活上のトラブルに関する情報提供など、市町村による防犯活動が迅速・適切に行えるための支援を行います。	1 市町村との連携を図るため、日頃から連絡を取り合い、情報共有を図る。 2 ブロック別担当者会において、防災計画における「防犯の視点」について意見交換を行い、意識付けを図る。 3 市町村で行われる防災の会合を把握し、出席する機会を持つ。	大規模災害時の防犯の視点は、新たな視点であるため、その重要性をどれだけ伝達できるかが課題となる。	1 市町村ブロック別担当者会において、大規模災害における「防犯の視点」の必要性について説明 2 「安全安心まちづくりニュース」や「安全安心まちづくりひろば」でのパネル展示を通じて、大規模災害時の防犯対策の必要性を広報	情報収集や伝達だけではなく、市町村との連携を図り、防災計画における「防犯の視点」について意見交換を行い、更に意識付けを図っていかなければならない。	1 市町村との連携を図るため、日頃から連絡を取り合い、情報共有を図る。 2 ブロック別担当者会において、防災計画における「防犯の視点」について意見交換を行い、意識付けを図る。 3 市町村で行われる防災の会合を把握し、出席する機会を持つ。	大規模災害時の防犯の視点は、新たな視点であるため、その重要性をどれだけ伝達できるかが課題となる。	県民生活・男女共同参画課 36
176	項目(2) 発生前の備え及び発生後の対応目への支援 内 容 市町村において、災害発生後の防犯活動を円滑に行うための備えが進むよう、災害時の犯罪や防犯活動の事例などの情報を提供するとともに、市町村が開催する会議や研修へ、実際に被災地等で活動経験のある有識者や職員を派遣するなどの支援を行います。 また、実際に災害が発生した場合には、被災地での犯罪の発生状況や、被災者に対する生活上のトラブルに関する情報提供など、市町村による防犯活動が迅速・適切に行えるための支援を行います。	1 被災地での犯罪の発生状況の把握 2 災害時の防犯対策事例の把握	被災した自治体の関係機関への調査	市町村に対する働きかけに必要となる大規模災害時に発生が予想される事態の調査、検討等を行った。	情報量が少なく十分な検討が行えなかった。また、災害発生直後は、人命救助を最優先する時期であり、防犯活動についてどのように取り組むかの課題がある。	1 被災地での犯罪発生状況の把握 2 災害時の防犯対策事例の把握	被災地の自治体からの情報提供等、効果的な支援を行うために必要となる情報の収集を行うこと。	生活安全企画課 54

平成27年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標5 南海地震等の大規模な災害に対応した防犯対策を推進する
基本の方策2 防犯活動団体等による災害時の防犯対策を支援する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課 記載ページ	
		H27年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等			H28年度実施計画	実施上の課題等		
177	<p>項目 (1) 防犯活動団体等の活動促進と早期始動に対する支援</p> <p>防犯活動団体等による平時の活動が内一層活性化し、そのうえ防災に関する内容を習得できるよう、県や市町村が実施する防災訓練や研修会等への参加を促します。</p> <p>また、災害の発生時には、復旧活動に移行した段階で防犯活動に取り組めるよう、犯罪や避難所等におけるトラブルなどに関する情報や、ベスト、帽子、腕章等活動に必要な物品の提供などにより、防犯活動の早期始動を支援します。</p>	<p>1 高知県ホームページでの広報 2 ラジオ等を利用した広報 3 広報誌への掲載</p>	<p>1 啓発・広報について、いつ、どの媒体で、どの内容の広報を行うか見極める必要がある。 2 若年者や現役世代に対し、どのような情報を提供すれば効果的かを検討する必要がある。</p>	<p>1 「南海トラフ地震に備えちよき」約6,000部配布 2 FMラジオスポットCM放送 262回 3 テレビ特別番組放送(8月、3月) 4 DIYミニ番組放送(7月～12月) 全26回 5 テレビCM放送(6月～9月) 427回 6 ポスター・横断幕を募集しポスター～696点(30枚)、横断幕923点(30枚)の応募> ①受賞作品を活用したポスターを作成し、電車・バス(1月～3月)、県庁、市町村、学校に掲示 ②受賞作品をFMラジオスポットCMに活用 8 「震災に強い人・地域・ネットワークづくり講演会」の開催(12月19日/安芸市) 【講師】 元岩手県宮古市職員 吉水 誠 氏 元相馬市消防職員 吉田 博 氏 【参加者】 178名 9 「こうち防災ニュースレター」の発行(年3回)</p>	<p>引き続き市町村と連携し、あらゆる機会を通じて県民に対し啓発を行っていく必要がある。</p>	<p>1 高知県ホームページでの広報 2 ラジオ等を利用した広報 3 広報誌への掲載</p>	<p>1 啓発・広報について、いつ、どの媒体で、どの内容の広報を行うか見極める必要がある。 2 若年者や現役世代に対し、どのような情報を提供すれば効果的かを検討する必要がある。</p>	<p>南海トラフ地震対策課</p>	55
178	<p>項目 (1) 防犯活動団体等の活動促進と早期始動に対する支援</p> <p>防犯活動団体等による平時の活動が内一層活性化し、そのうえ防災に関する内容を習得できるよう、県や市町村が実施する防災訓練や研修会等への参加を促します。</p> <p>また、災害の発生時には、復旧活動に移行した段階で防犯活動に取り組めるよう、犯罪や避難所等におけるトラブルなどに関する情報や、ベスト、帽子、腕章等活動に必要な物品の提供などにより、防犯活動の早期始動を支援します。</p>	<p>1 既存の防犯活動団体に対し、例えば会報による情報提供や講演の実施などにより、防災に関する知識も習得してもらう。 2 自主防災組織の方々にも、防犯活動の知識を普及させ、防犯団体、防災組織の連携を図っていく。</p>	<p>1 県内で活動している防災組織を把握し、研究会などへの参加し、連絡を取り合っていく必要がある。</p> <p>2 防犯活動団体に提供すべき情報について、絶えず収集に努める必要がある。</p>	<p>1 「安全安心まちづくりニュース」(第4号)にて地震発生時の対応等を広報 2 關係団体や地域の集まりの場で「安全安心まちづくり」について講義した際、被災地で勤務した経験談を話して「防犯の視点」の必要性を呼びかけ(5回実施)</p>	<p>震災経験者による講演は、聴講者の反応がよく、震災発生時における「防犯の視点」の啓発につながったと認められる。</p>	<p>1 既存の防犯活動団体に対し、例えば会報による情報提供や講演の実施などにより、防災に関する知識も習得してもらう。 2 自主防災組織の方々にも、防犯活動の知識を普及させ、防犯団体、防災組織の連携を図っていく。</p>	<p>1 県内で活動している防災組織を把握し、研究会などへの参加し、連絡を取り合っていく必要がある。 2 防犯活動団体に提供すべき情報について、絶えず収集に努める必要がある。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課</p>	55
179	<p>項目 (1) 防犯活動団体等の活動促進と早期始動に対する支援</p> <p>防犯活動団体等による平時の活動が内一層活性化し、そのうえ防災に関する内容を習得できるよう、県や市町村が実施する防災訓練や研修会等への参加を促します。</p> <p>また、災害の発生時には、復旧活動に移行した段階で防犯活動に取り組めるよう、犯罪や避難所等におけるトラブルなどに関する情報や、ベスト、帽子、腕章等活動に必要な物品の提供などにより、防犯活動の早期始動を支援します。</p>	大規模災害発生後の復旧復興における自主防犯組織活動に必要な物品の保管管理及び購入用予算措置	被災した自治体の状況等への確認	災害時の防犯活動に特化したものではないが、防犯活動に必要な資機材の購入のための予算を計上し、資機材を防犯団体等に対して配布した。	地域の自主防犯団体員自身が被災し、資機材が滅失するおそれがあること、過去の災害時においても防犯ボランティア活動の際にベスト等の活動の所在を明らかにする物品が必要となっていることから、十分な数を保管しておく必要がある。	大規模災害発生後の復旧復興時に被災後における防犯活動において、地域住民や来県したボランティアによる活動では、避難者等に対する信頼性が十分なものとならないおそれがあり、円滑な活動を促進するためには、行政機関の信頼性を付与した資機材を交付するなどの支援が必要であること。		生活安全企画課	55

平成27年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標5 南海地震等の大規模な災害に対応した防犯対策を推進する
基本の方策2 防犯活動団体等による災害時の防犯対策を支援する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課 ページ	計画冊子記載ページ
		H27年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等			H28年度実施計画	実施上の課題等		
180	項(2)自主防災組織による防犯活動への目 参画の働きかけ 自主防災組織に、犯罪のない安全安心 心まちづくり活動への理解を深めてもら うため、市町村や自主防災組織が行う 各種会議や研修会へ実際に被災地等で の活動経験のある有識者や職員などを 派遣して、防犯活動のノウハウや犯罪情 勢に関する情報を提供します。 また、これらの取組を通して、自主防 災組織にも防犯活動に関心を持ってもら い、日ごろの防犯活動へ参画してもらう よう働きかけます。	1 引き続き、地域や自主防災組織を 対象にした出前講座等で、職員やこう ち防災備えちよき隊を派遣し、自主防 災組織が取組んでいる防犯・防災活動 などの事例を紹介する。	地域や自主防災組織の活動が盛ん な地域からの依頼が多いため、防災・ 防犯の意識が低い地域への啓発につ いて検討が必要。	地域・自主防災組織を対象にした出前講座で 高知防災備えちよき隊を38回派遣し、自主防 災組織が取り組んでいる防犯・防災活動など の事例を紹介した。	地域に県の各種取り組み等について 広く啓発を行い、地域の防犯・防 災力の向上を図ることが出来た。	1 引き続き、地域や自主防災組織を 対象にした出前講座等で、職員やこう ち防災備えちよき隊を派遣し、自主防 災組織が取組んでいる防犯・防災活動 などの事例を紹介する。	地域や自主防災組織の活動が盛ん な地域からの依頼が多いため、防災・ 防犯の意識が低い地域への啓発につ いて検討が必要。	南海トラフ地震対策課 36	
181	項(2)自主防災組織による防犯活動への目 参画の働きかけ 自主防災組織に、犯罪のない安全安心 心まちづくり活動への理解を深めてもら うため、市町村や自主防災組織が行う 各種会議や研修会へ実際に被災地等で の活動経験のある有識者や職員などを 派遣して、防犯活動のノウハウや犯罪情 勢に関する情報を提供します。 また、これらの取組を通して、自主防 災組織にも防犯活動に関心を持ってもら い、日ごろの防犯活動へ参画してもらう よう働きかけます。	1 既存防犯団体に対し、防災対策への 知識を普及させる。 2 自主防災組織の方々にも、防犯活 動の知識を普及させ、防犯団体、防災 組織の連携を図っていく。	関係部署などとの連携を強化し、自 主防災組織の結成状況の把握を継続 する。	1 関係団体や地域の集まりの場で「安全安心 心まちづくり」について講義した際、被災地で勤 務した経験談を話して「防犯の視点」の必要性 を呼びかけ(5回実施) 2 自主防災組織の方々にも、防犯活 動の知識を普及させ、防犯団体、防災 組織の連携を図っていく。	自主防災組織の状況把握につい ては、関係部署との連携が不可欠 である。	1 既存防犯団体に対し、防災対策への 知識を普及させる。 2 自主防災組織の方々にも、防犯活 動の知識を普及させ、防犯団体、防災 組織の連携を図っていく。	関係部署などとの連携を強化し、自 主防災組織の結成状況の把握を継続 する。	県民生活・男女共同 参画課 55	
182	項(2)自主防災組織による防犯活動への 目参画の働きかけ 自主防災組織に、犯罪のない安全安心 心まちづくり活動への理解を深めてもら うため、市町村や自主防災組織が行う 各種会議や研修会へ実際に被災地等で の活動経験のある有識者や職員などを 派遣して、防犯活動のノウハウや犯罪情 勢に関する情報を提供します。 また、これらの取組を通して、自主防 災組織にも防犯活動に関心を持ってもら い、日ごろの防犯活動へ参画してもらう よう働きかけます。	1 自主防災組織の会議等における情 報提供 2 自主防災組織の把握	自主防災組織の把握	自主防災組織等への情報提供のために必要 となる、被災後における防犯活動に関する現 地の防犯情報の収集を図った。	被災後の防犯活動に関する情報が 少なく、十分な提供ができなかった。	1 被災時の取組事例等の情報収集活 動の強化 2 収集した情報の積極的な提供	被災における防犯活動情報等が少 なく、被災地等での活動経験者などか らの情報収集が必要であること。	生活安 全企画課 55	